

# 3 市共同運用に関する調査委託業務報告

令和3年2月

一般財団法人 消防防災科学センター



# 目 次

第 1 章	調査の内容	
1.1	調査の目的	1
1.2	調査の対象範囲	1
1.3	調査の内容	2
1.3.1	消防指令センターの 3 市共同運用に関する調査	2
1.3.2	総務業務の 3 市共同運用に関する調査	4
1.3.3	予防業務の 3 市共同運用に関する調査	5
第 2 章	3 市の現況と将来動向	
2.1	地域の現況	7
2.2	消防力の現況	10
2.3	人口及び救急搬送人員の将来推計	11
第 3 章	通信指令業務の 3 市共同整備及び共同運用に関する調査	
3.1	通信指令業務に係る実態把握	18
3.1.1	実態調査内容	18
3.1.2	実態調査結果	19
3.2	通信指令業務の先進事例	32
3.2.1	山梨県東部消防指令センター	32
3.2.2	その他の消防指令センター	37
3.3	消防指令業務の連携・協力のケーススタディ	39
3.3.1	共同運用のモデルケースと指令システム規模	39
3.3.2	指令業務配置職員の推計	39
3.3.3	施設整備費等の推計	39
3.4	通信指令業務の共同整備及び共同運用の効果検証と課題の整理	42
3.4.1	現状の課題	42
3.4.2	共同運用による効果	43
3.4.3	共同運用に係る課題の整理	45
3.4.4	まとめ	49
第 4 章	総務業務の 3 市共同運用に関する調査	
4.1	総務業務の共同運用に関する調査	52
4.1.1	調査内容	52

4.1.2	調査結果	52
4.2	総務業務の共同運用の効果検証と課題の整理	59
4.2.1	現状の課題	59
4.2.2	共同運用による効果	59
4.2.3	共同運用に係る課題の整理	59
4.2.4	まとめ	59

## 第5章 予防業務の3市共同運用に関する調査

5.1	予防業務の共同運用に関する調査	62
5.1.1	調査内容	62
5.1.2	調査結果	63
5.2	予防業務の3市共同運用の検討	92
5.2.1	予防査察に関する共同運用の検討	94
5.2.2	火災予防対策及び火災予防広報に関する業務の共同運用の検討	96
5.2.3	防火対象物及び防火管理に関する業務の共同運用の検討	97
5.2.4	消防用設備等に関する共同運用の検討	98
5.2.5	消防同意に関する業務の共同運用の検討	99
5.2.6	危険物に関する業務の共同運用に関する検討	100
5.2.7	火災等の原因及び調査に関する共同運用の検討	102
5.2.8	その他の検討	103
5.3	予防業務の共同運用の効果検証と課題の整理	106

## 第6章 まとめ

6.1	まとめ	107
-----	-----	-----

## 参考資料

- 参考資料1 消防指令業務に係る実態調査アンケート
- 参考資料2 総務業務の共同運用に関する調査アンケート
- 参考資料3 各本部職員の年齢別調査結果
- 参考資料4 予防業務の共同運用に関する調査アンケート
- 参考資料5 予防業務の共同運用に関する追加調査アンケート

# 第 1 章 調査の内容

## 1.1 調査の目的

高知県南国市、香南市、香美市の 3 市における消防指令センター、予防業務の連携・協力について、効率的かつ効果的な運用方策を明らかにするとともに、その効果を検証することを目的とする。

## 1.2 調査の対象範囲

### (1) 対象地域

高知県南国市、香南市、香美市の 3 市内とする。

南国市は高知県中央部に位置し、南は東西 12km の海岸線により太平洋に面し、北は重畳たる山並みが連なり、肥沃な高知平野と物部川に育まれた自然が豊かな地域で、山間部は全体の 2～3 割程度である。市内には高知空港があり、その他高速道路の IC、JR と主要な交通網も整備され、高知県の陸・海・空における広域交通拠点である。

香南市は、平成 18 年 3 月 1 日に、高知県の香南 5 町村（赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村）が合併して誕生したまちです。南部地域は太平洋に面する海岸部と肥沃な平野部が東西に広がり、中部地域は低山が連なるなかで里山環境が広がり、北部地域は標高約 300m～600m の四国山地の一部を構成しており、四国山地を源流にする物部川、香宗川、夜須川などが流れるなど、豊かな水と緑に包まれた地域である。

香美市は、平成 18 年 3 月 1 日に土佐山田町・香北町・物部町の 3 町村が合併し、誕生した。面積は 537.86k m<sup>2</sup>、高知県の北東部に位置し、高知県南国市、香南市、安芸市、大豊町、本山町、徳島県三好市、那賀町に接している。北東部は、三嶺を始めとする急峻な四国山地が広がり、そこを源流域とする物部川、国分川が南西方向へ市内を流れ、南西部は高知平野まで至り、自然豊かな変化に富んだ地形を有している。交通網にあっては、物部川に沿って国道 195 号が市内を横断し、高知自動車道南国インターチェンジ、高知龍馬空港までは車で 15 分の距離である。

### (2) 対象消防力

高知県南国市、香南市、香美市の 3 消防本部



写真 1：南国市消防本部



写真 2：香南市消防本部



写真 3：香美市消防本部



図 1.1 高知県内消防本部の管轄地域  
(全国消防便覧)

### 1.3 調査の内容

#### 1.3.1 消防指令業務の3市共同整備及び共同運用に関する調査

##### (1) 通信指令業務に係る実態把握

3 消防本部の消防指令業務に係る実態調査アンケートを実施し、人口動向や災害発生状況等の統計データを収集・整理し、消防需要の実態把握を行うと共に、各消防本部の消防指令業務の実施状況、現状における課題を整理する。

##### (2) 通信指令業務の共同整備及び共同運用

通信指令の整備について、単独整備及び運用する場合と、共同整備及び運用する場合を比較し、財政負担の軽減、人員の効率化を数値化するとともに、3 市消防本部の負担割合について複数のパターンでシミュレーションを行い整理する。

また、設置場所の選定、通信指令職員の適正配置及び現場配置職員の充実並びに情報の一元化による大規模災害等への迅速な相互応援態勢の構築、共同運用した場合の消防力の向上、単独整備の場合と共同整備の場合のイニシャルコスト及びランニングコストの比較・検証を行う。

### (3) 共同消防指令センターの先進事例の調査

全国各地で既に共同運用を開始している先行事例のうち、同程度の規模の共同指令センターを調査することにより、共同運用の実態把握を行い、効果及び課題を明らかにする。

**表 1.1 消防指令センターの共同運用に関する事例調査対象**

共同指令センター	管内人口 (千人)	運用消防本部
山梨県東部消防指令センター	81	都留市・大月市・上野原市

### (4) 消防指令業務の連携・協力のケーススタディ

現行のまま単独消防で通信指令業務を行う場合、並びに 3 消防本部と連携・協力（共同運用等）で通信指令業務を行う場合についてモデルケースを設定し、消防指令システムの改修及び維持にかかる費用や運用人員等を推計することにより、連携・協力の効果を明らかにする。

#### ① 指令業務配置職員の推計

消防指令センターの共同運用による効果を人員面から検証するため、全国の共同指令センターの先行事例を参考に指令課職員数を整理し、モデルケースの管轄人口規模に応じた指令業務配置職員の推計を行う。

#### ② 施設整備費等の推計

消防指令センターの共同運用による効果を費用面から検証するため、消防指令システムの一般的な仕様を設定し、モデルケースにおける指令システムの整備費用や維持費用を推計する。

指令の共同整備及び共同運用について、単独の場合と 3 市全域で通信指令業務を行う場合についてモデルケース（表 1.2）を設定し、消防指令センターの構築及び維持にかかる費用や運用人員等を整理する。

また、消防指令センターの設置場所の検討も行う。

表 1.2 モデルケース

ブロック	構成消防本部
1 ブロック (3 市)	3 消防本部
2 ブロック (3 本部)	3 本部： 南国市消防本部 香南市消防本部 香美市消防本部

(5) 通信指令業務の共同整備及び共同運用の効果検証と課題の整理

上記 (1) ～ (4) の調査結果に基づき、消防指令業務の共同運用による効果を明らかにすると共に、課題や解決方策等を整理する。

**1.3.2 総務業務の3市共同運用に関する調査**

総務業務のうち共同処理できるものについて洗い出しを行うとともに、共同処理した場合の財政負担の軽減、人員の効率化にどれだけ効果があるかシミュレーションを実施するとともに、実現に向けた課題の抽出及び当該課題の解決方法を整理する。

(1) 消防用資器材の整備費用等の削減

消防団の消防用機械器具等を含めた資器材を一括して共同入札等を購入することにより、イニシャルコスト及びランニングコストのコスト削減効果を調査・検証し、数値化するとともに、一括購入(委託)ができる資器材及び業務の洗い出し、一括購入した際の財産の所在及び管理、入札、支払い方法の整理・検討を行う。

(2) 同一事務の共同処理の実施

消防本部における総務業務を共同で処理した際に、総務職員の省力化が図れるか検証する。また、他の総務業務においても共同で処理できる業務はないか調査・検証し整理する。

(3) 配置人員

配置人員、勤務場所のシミュレーションを実施し、適切な業務が遂行できるか、また、共同運用を実施することにより現場配置職員の充実が図れるか調査・検証する。

以上の検討を行うために、3市の消防本部の総務業務の実施状況等に関するアンケート調査を行い、各本部の総務体制や総務業務の流れなどについて状況等を整理するとともに、3市共同での消防用資器材を整備、同一事務の共同処理の実施及び



それらの業務を推進する職員の配置等の検討を行い、課題等を整理する。

### 1.3.3 予防業務の3市共同運用に関する調査

#### (1) 3市の予防業務に係る実態調査

3 消防本部の予防業務に係る実態調査アンケートを実施し、予防業務に係る人員、予防業務を行う際の基準等の実態、予防関連業務の種類及び業務量等について、統計データを収集・整理し、消防需要の実態把握を行うと共に、各消防本部の予防業務の実施状況、現状における課題を整理する。

#### (2) 予防業務の3市共同運用の検討

査察、違反処理等の予防業務を共同処理するにあたり、異なる条例、規則等の取扱い管轄区域外への立入検査の実施、運用方法また予防要員の育成など、実現に向けた課題の抽出及び当該課題の解決方法の調査を行う。

##### ① 予防査察に関する共同運用の検討

査察、違反処理等の予防業務が効率良く効果的に実施できるか調査・検証し、明示する。また、現行の条例、規則等での管轄区域外への立入検査の実施などどのような取扱いをすれば実施できるか課題を抽出し、解決方法を検討する。

##### ② 火災予防対策及び火災予防広報に関する共同運用の検討

防火対象物等が増加することから避難訓練の充実など火災予防に関する指導等が効率的かつ効果的に実施することの可能性について、検討する。

##### ③ 防火対象物及び防火管理に関する共同運用の検討

防火対象物及び防火管理に関する業務の法令的位置づけを整理し、その業務内容及び業務量を検討し、共同運用の可能性について、検討する。

##### ④ 消防用設備等に関する共同運用の検討

消防用設備等に関する業務の法令的位置づけを整理し、その業務内容及び業務量を検討し、共同運用の可能性について、検討する。

##### ⑤ 消防同意に関する共同運用の検討

消防同意に関する業務の法令的位置づけを整理し、その業務内容及び業務量を検討し、共同運用の可能性について、検討する。

##### ⑥ 危険物に関する共同運用の検討

危険物に関する業務の法令的位置づけを整理し、その業務内容及び業務量を検討し、共同運用の可能性について、検討する。

##### ⑦ 火災等の原因及び調査に関する共同運用の検討

火災等の原因及び調査に関する業務の法定的位置づけを整理し、その業務内容及び業務量を検討し、共同運用の可能性について、検討する。

⑧ その他の検討

・ 定年延長職員や再任用職員による合同査察チームの編成・運用

3市の関係条例、規則等を精査し、定年延長職員や再任用職員による合同査察チームの編成・運用の可能性について整理する。

・ 配置人員、勤務場所

予防業務の増加が見込まれることから、将来の予防要員の育成に、シミュレーションを実施し、適正な業務が遂行できるか、また、共同運用を実施することにより現場配置人員の充実が図れるか、調査・検証する。

・ 予防要員の育成

予防業務の増加が見込まれることから、予防要員の育成が必要であり、調査・検証する。

予防技術資格（消防力の整備指針第32条）の資格取得に向けて、予防業務のベテラン職員や資格取得職員（再任用職員を含む。）を講師とした合同勉強会、研修会の開催可能性を調査・検討する。

現在までの消防大学校への予防関連研修の入校実績や各種予防関係の研修会への参加状況を調査し、今後の方向を整理する。

・ 共同運用を実施した場合の事業所等に与える負担や影響

予防業務共同運用の全般に係る効果と課題に対して、共同運用を実施した場合の事業所等に与える負担や影響について検討する。

## 第2章 3市の現況と将来動向

### 2.1 地域の現況

#### (1) 人口及び世帯数の推移

南国市消防本部管内の人口と世帯数は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳登録数により、市全体では、人口は47,524人（男22,684人、女24,840人）で、世帯数は22,126世帯の状況である。

香南市消防本部管内市の人口と世帯数は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳登録数により、市全体では、人口は33,368人（男16,137人、女17,231人）で、世帯数は14,891世帯の状況である。

香美市消防本部管内市の人口と世帯数は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳登録数により、市全体では、人口は26,319人（男12,354人、女13,965人）で、世帯数は13,064世帯の状況である。

表2.1及び図2.1に、年齢階級別人口の現況を示す（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）調べ）。

3市の年齢階級別人口構成を見ると、南国市は若年層（0～14歳）が12.4%、成人層（15～64歳）が57.0%、高齢層（65歳以上）が30.6%の構成比で、香南市は若年層が12.6%、成人層が55.8%、高齢層が31.6%の構成比で、香美市は若年層が10.3%、成人層が50.4%、高齢層が39.3%の構成比となっている状況で、香美市が高齢者の割合が多いことがわかる。

参考であるが、全国の平成31年1月1日の住民基本台帳の年齢階級別データによれば、若年層が12.4%、成人層が60.0%、高齢層が27.6%の構成比である。

表2.1 年齢階級別人口の現況（2019年1月1日現在）

消防本部	人口 総数	人口構成			世帯数
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	
南国市消防本部	47,524	5,876	27,116	14,532	22,191
香南市消防本部	33,368	4,195	18,620	10,553	14,891
香美市消防本部	26,319	2,707	13,271	10,341	13,064
計	107,211	12,778	59,007	35,426	50,146

※人口は住民基本台帳に基づく日本人及び外国人人口を表す。

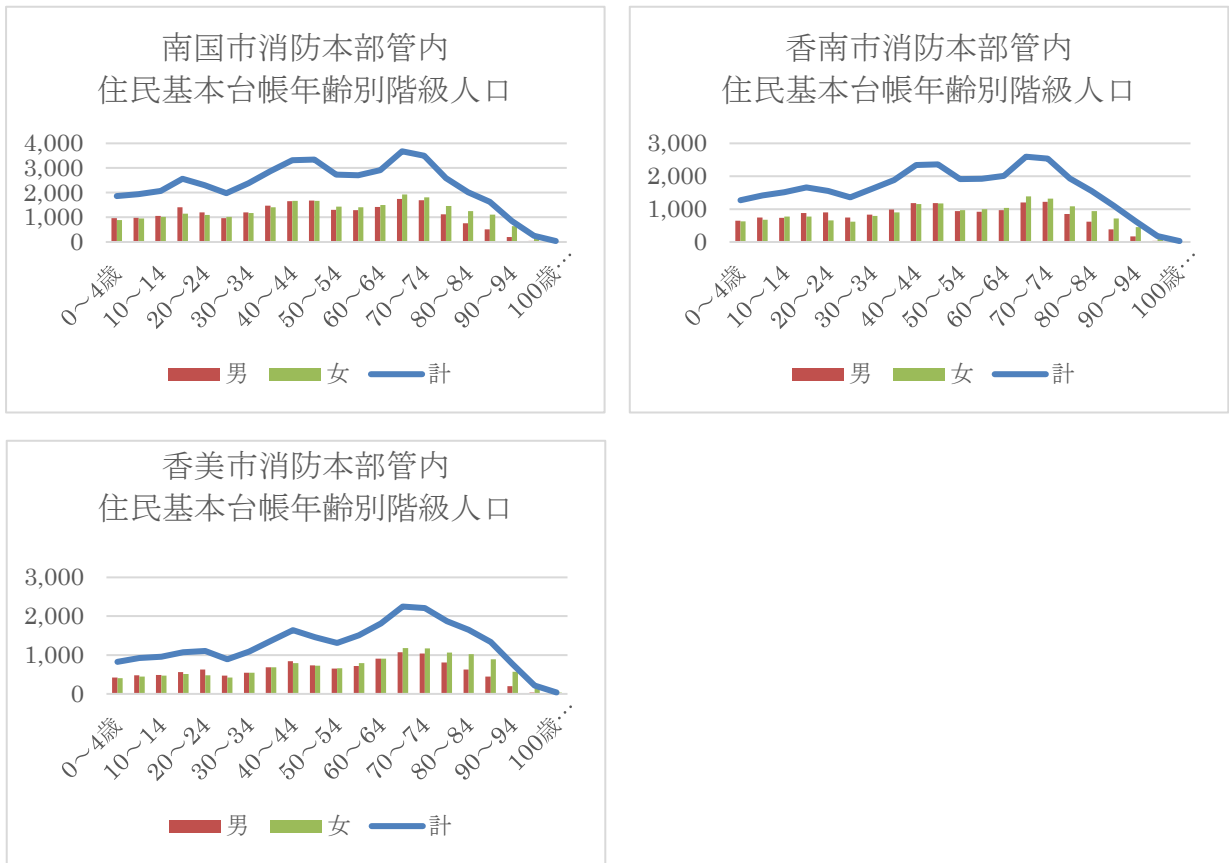


図 2.1 3市消防本部管轄別年齢階級人口（2019年1月1日現在）

(2) 火災・救急・救助の発生状況と119受信件数

表 2.2 に令和元年中の火災・救急・救助の発生状況と119受信件数を示す。

また、図 2.2 に、過去10年間の火災・救急・救助の発生状況を示す。

図 2.2 の3市における火災・救急・救助の発生状況等の推移（過去10年間）を見ると、3市消防本部ともに火災や救助についての件数は、年によって発生件数が増減しているが、救急件数や119番受信件数については、少しであるが増加状況である。

表 2.2 火災・救急・救助の発生状況と119受信件数（令和元年中）

消防本部	火災	救急 (出場件数)	救急 (搬送人員)	救助 (出場件数)	119 (総受信件数)
南国市消防本部	22	2,739	2,532	23	3,257
香南市消防本部	14	1,849	1,638	26	2,805
香美市消防本部	18	1,756	1,637	12	2,054
計	54	6,344	5,807	61	8,116

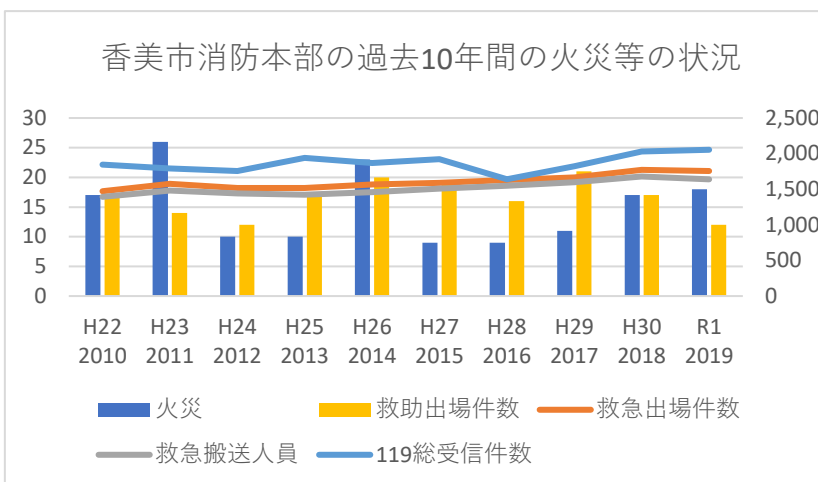
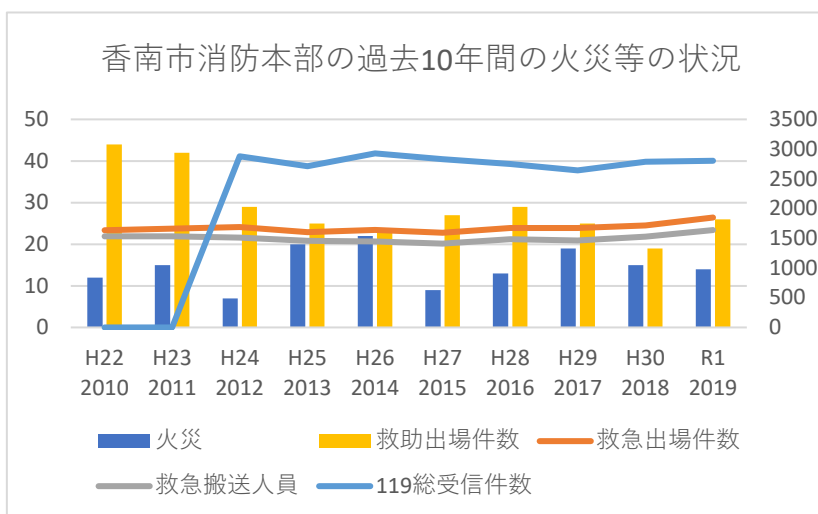
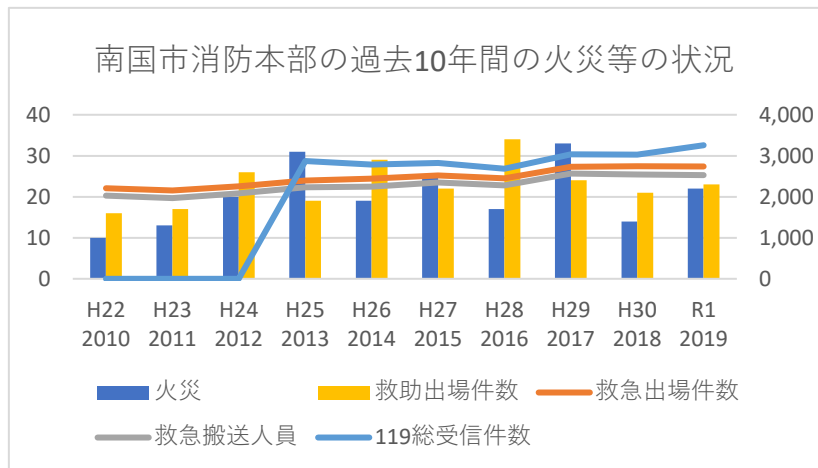


図 2.2 火災・救急・救助の発生状況等の推移（過去10年間）

## 2.2 消防力の現況

3 消防本部の署所の状況は、南国市消防本部の署所は 1 消防署、1 出張所、香南市消防本部は 1 消防署、香美市消防本部は 1 消防署、1 分署の状況で、職員については、条例定数に比べ、南国市消防本部が 3 名減の 68 名、香南市が 3 名減の 47 名、香美市消防本部が 3 名減の 58 名の状況で、表 2.3 のとおりである。

各消防本部の消防車両の保有状況については、表 2.4 のとおりであり、3 本部ともにはしご車は有していない状況である。また、保有する消防車両の運用については、3 市ともに、災害等の状況に応じて乗り換えて運用している。

**表 2.3 3 消防本部の消防署所・職員数**

消防本部	署所・職員数（2020.4.1 現在）				
	消防署	出張所等	署所計	職員数 （定数）	職員数 （実数）
南国市消防本部	1	1	2	71	68
香南市消防本部	1	0	1	49	47
香美市消防本部	1	1	2	60	58
計	3	2	5	180	173

**表 2.4 3 消防本部の消防車両数**

消防本部	消防車両数（2020.4.1 現在）				
	ポンプ 自動車	はしご車	化学 消防車	救助 工作車	救急 自動車
南国市消防本部	2	0	1	1	5
香南市消防本部	2	0	0	1	2
香美市消防本部	3	0	0	1	2
計	7	0	1	3	9

## 2.3 人口及び救急搬送人員の将来推計

### (1) 将来推計人口

将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「将来の男女5歳階級別推計人口（2015年は国政調査による実績値）」によれば、2045年の人口は、2015年に比べ南国市が72.2%、香南市が79.6%、香美市が66.6%に減ると推計され、右肩下がりの状況が続くと推計されている。

人口推計の結果は、表2.5のとおりで、平成27年の国勢調査結果から令和27年（2045年）には、南国市が72.2%、香南市が79.6%、香美市が66.6%に人口が減少すると推計されている。

また、香南市では「まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（平成28年2月）」、南国市では「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成31年版）」、香美市では「人口ビジョン（平成27年9月）」において、それぞれ市の年齢区分別人口と総人口の将来展望が報告されている。（表2.6 将来展望人口、図2.5 3市の総人口将来展望を参照）

表 2.5 過去の人口推移と将来推計人口

調査年	西暦	南国市	増加率 (対 H27)	香南市	増加率 (対 H27)	香美市	増加率 (対 H27)
S55	1980	44,866		28,493		33,878	
S60	1985	47,554		30,277		34,016	
H2	1990	46,823		30,664		32,401	
H7	1995	48,192		31,481		31,076	
H12	2000	49,965		32,659		31,175	
H17	2005	50,758		33,541		30,257	
H22	2010	49,472		33,830		28,766	
H27	2015	47,982		32,961		27,513	
R2	2020	46,055	96.0	32,059	97.3	25,969	94.4
R7	2025	43,928	91.6	30,997	94.0	24,310	88.4
R12	2030	41,734	87.0	29,879	90.6	22,733	82.6
R17	2035	39,479	82.3	28,687	87.0	21,203	77.1
R22	2040	37,039	77.2	27,434	83.2	19,732	71.7
R27	2045	34,631	72.2	26,228	79.6	18,316	66.6

※S55～H27人口は国勢調査による。

※R2～R27人口は国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による将来推計人口（平成30年推計）による。

表 2.6 3市の総人口将来展望

調査年	西暦	南国市	増加率 (対H27)	香南市	増加率 (対H27)	香美市	増加率 (対H27)
H22	2010	49,472		33,830		28,766	
H27	2015	47,982		32,961		27,513	
R2	2020	46,572	97.1	33,614	102.0	25,901	94.1
R7	2025	45,498	94.8	32,904	99.8	24,665	89.6
R12	2030	44,425	92.6	32,236	97.8	23,566	85.7
R17	2035	43,694	91.1	31,692	96.1	22,588	82.1
R22	2040	42,964	89.5	31,258	94.8	21,726	79.0
R27	2045	42,524	88.6	30,942	93.9	20,940	76.1
R32	2050	42,085	87.7	30,784	93.4	20,291	73.8

※H22～H27 人口は国勢調査による。

※南国市：南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 31 年度版）社人研の推計に仮定をした加えたときの推計（パターン 4）

（R7, R17、R27 の数値は、5 年前と 5 年後の数値の平均とした。）

※香南市：まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（平成 28 年 2 月）一連の施策を講じた場合の推計

※香美市：香美市人口ビジョン 平成 27 年 9 月 2040 年の合計特殊出生率を 2.07 とし、転入促進で社会増としたケース 5

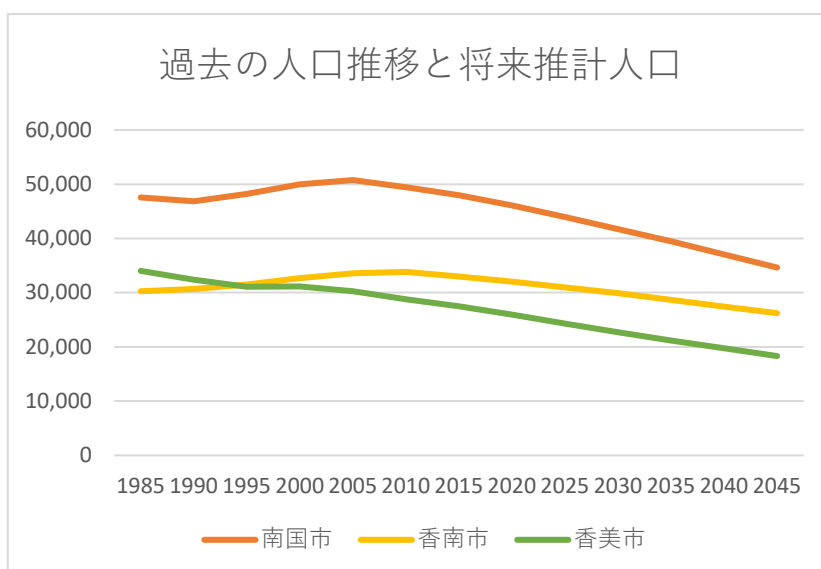


図 2.4 過去の人口推移と将来推計人口



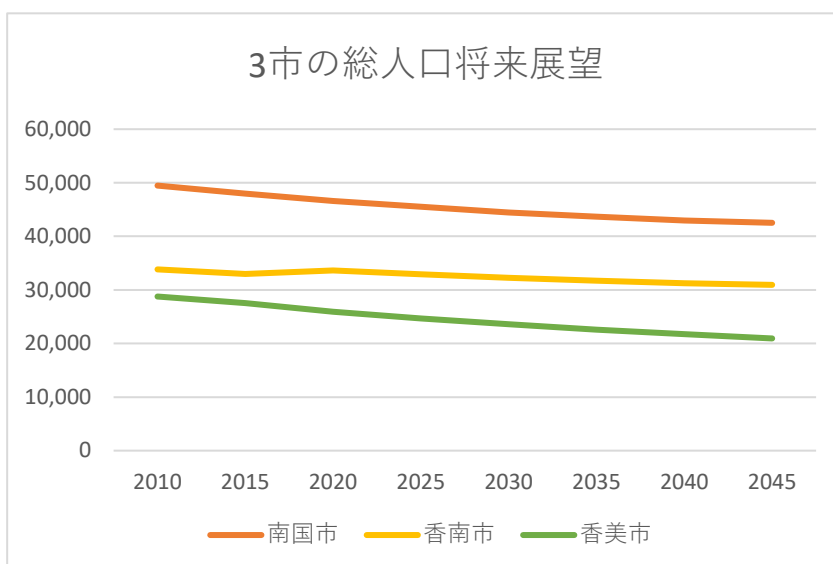


図 2.5 3市の総人口将来展望

(2) 年齢階級別の救急搬送率

2017～2019 年中の救急搬送人員数及び 2017～2019 年中の年齢別人口(5 歳階級)に基づき、年齢階級別の救急搬送発生率(千人当たり)を求めた。各本部の救急搬送率は表 2.7 及び図 2.6 の通りである。

表 2.7 で示された千人当たりの救急搬送人員発生率は、60 歳以上で搬送人員が急激に増え、85 歳以上では 200 人/千人を超えている。

また、図 2.6 で分かるように 3 市の人口別救急搬送人員発生率(千人当たり)が同様の発生率であることがわかる。

表 2.7 人口別救急搬送人員発生率(千人当たり)

※3 市の過去 3 年間年齢別の救急搬送調査結果により作成

	0～4歳	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
南国市	40.7	13.1	16.4	30.4	32.5	20.6	20.1	19.5	22.0
香南市	36.5	13.5	11.2	15.7	20.1	19.9	17.6	18.1	19.4
香美市	54.9	19.2	20.0	26.0	29.9	25.2	23.7	32.6	20.5
3市平均	42.2	14.5	15.5	25.2	28.4	21.4	20.1	21.9	20.9
	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
南国市	24.6	33.7	32.9	36.2	55.7	73.9	100.5	140.8	234.6
香南市	21.4	24.4	30.2	31.7	47.5	70.1	93.3	133.0	210.0
香美市	24.8	29.2	38.0	36.7	55.9	72.1	90.7	129.9	213.8
3市平均	23.6	29.8	33.3	35.1	53.2	72.2	95.4	135.2	221.2

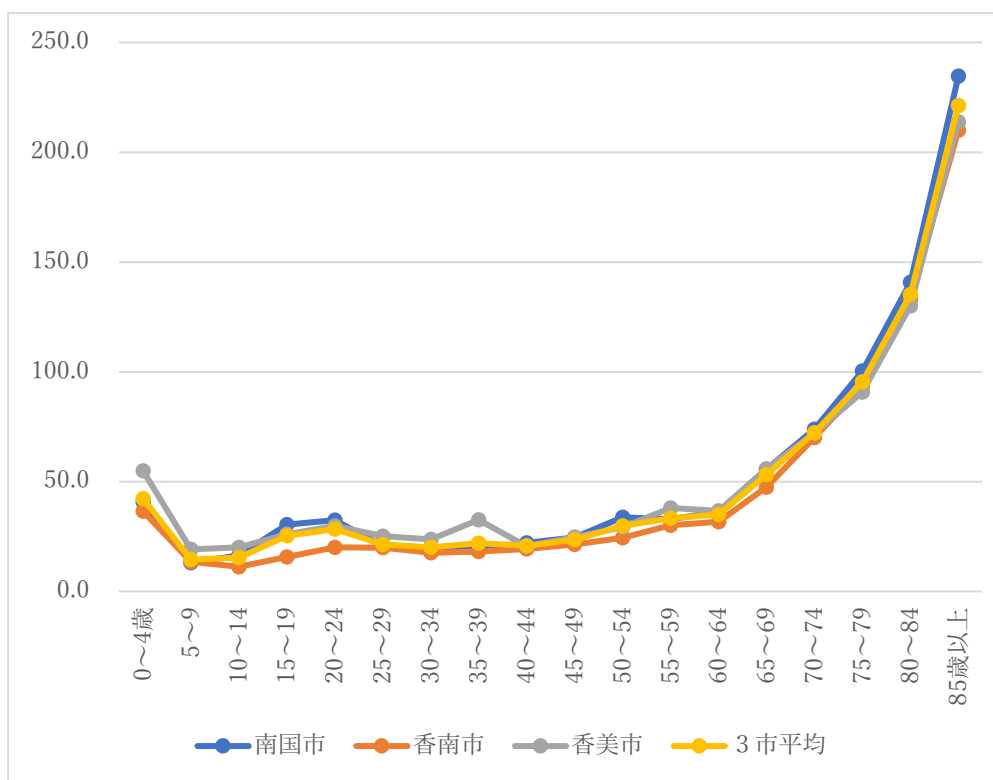


図 2.6 人口別救急搬送人員発生率（千人当たり）

### (3) 救急搬送人員の将来推計

年齢階級別の将来推計人口（2015年は国勢調査による実績値、2020年以降は社人研の将来推計人口（平成30年推計））と救急搬送率（2017-2019年の平均値）に基づき、救急搬送人員の将来推計として、高知県、南国市、香南市、香美市、3市合算の調査した結果を以下に示す。

高知県の将来推計人口は2015年（平成27年）以降減少にするが、救急搬送人員は、2035年（令和17年）までは、ほぼ横ばいの状況で、その後減少する推計である。

南国市と香南市の将来推計人口については、高知県全体と同様に2015年（平成27年）以降減少にするが、救急搬送人員は、2035年（令和17年）までは、微増の状況で、その後減少する推計である。

香美市の将来推計人口については、高知県全体と同様に2015年（平成27年）以降減少にするとともに、救急搬送人員についても同様に減少する推計である。

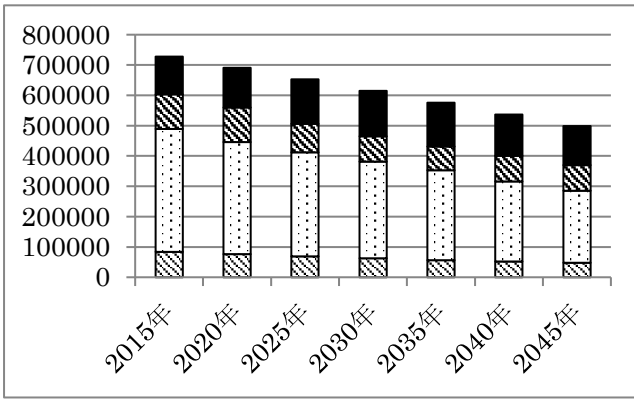


図 2.7 高知県の将来推計人口

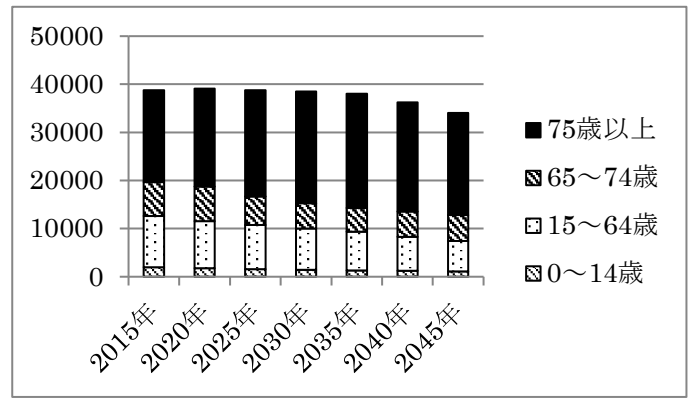


図 2.8 高知県の将来救急搬送人員

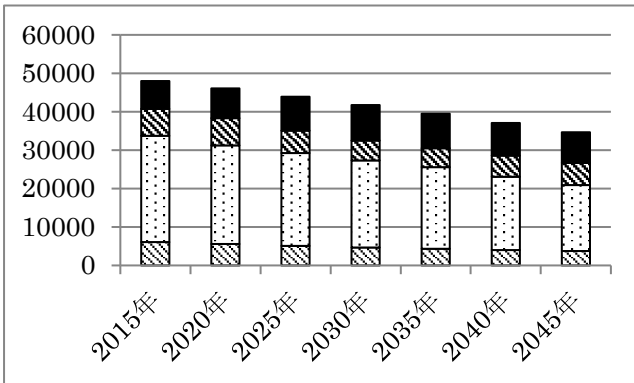


図 2.9 南国市の将来推計人口

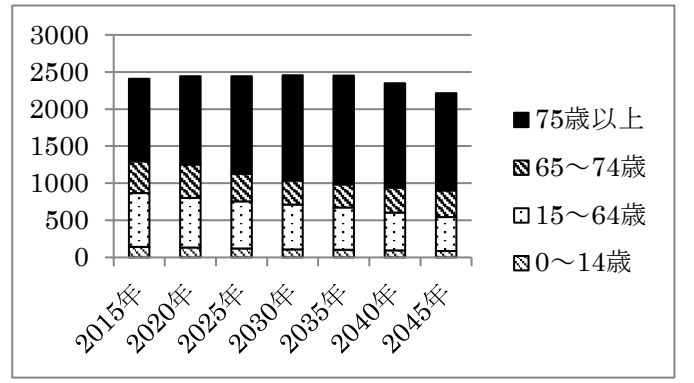


図 2.10 南国市の将来救急搬送人員

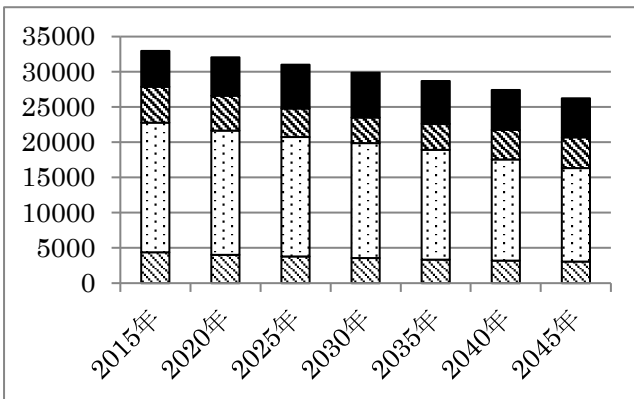


図 2.11 香南市の将来推計人口

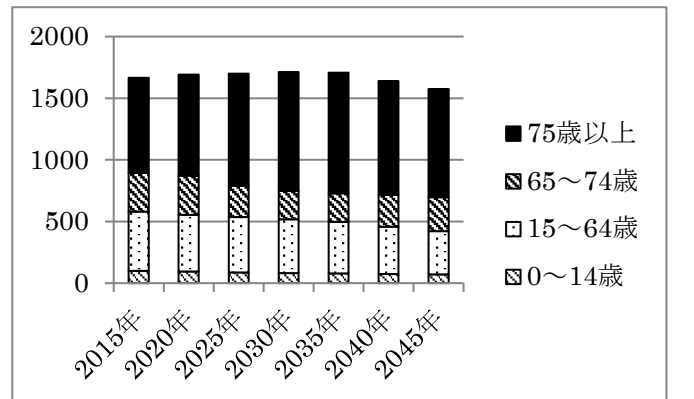


図 2.12 香南市の将来救急搬送人員

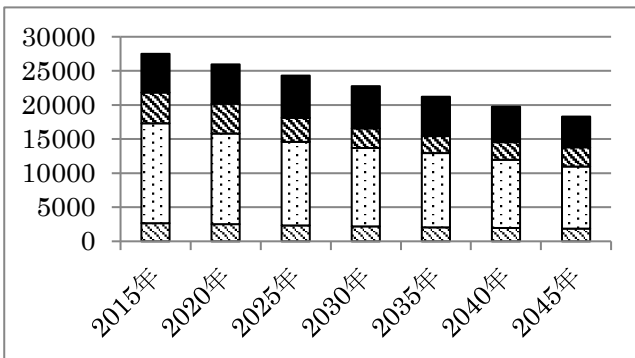


図 2.13 香美市の将来推計人口

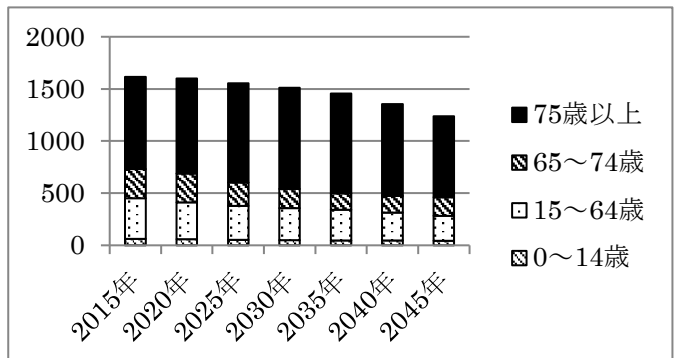


図 2.14 香美市の将来救急搬送人員

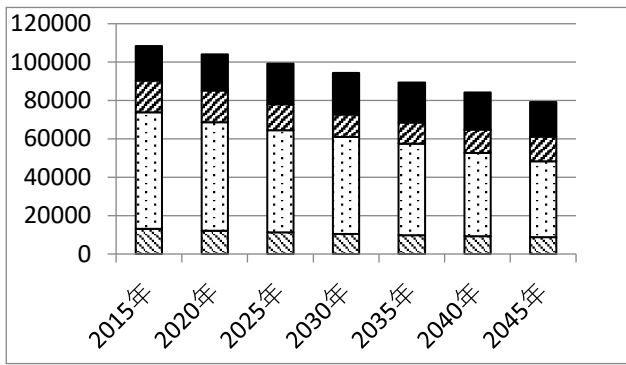


図 2.15 3市合算の将来推計人口

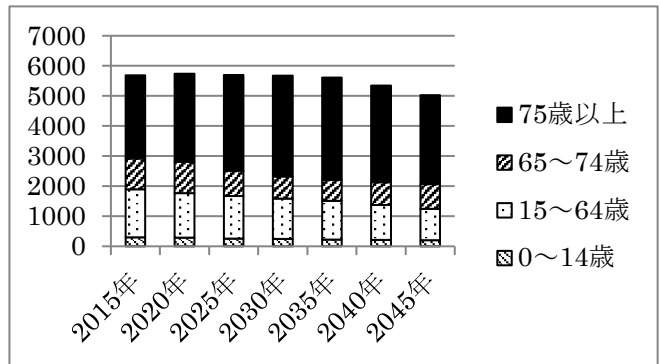


図 2.16 3市合算の将来救急搬送人員

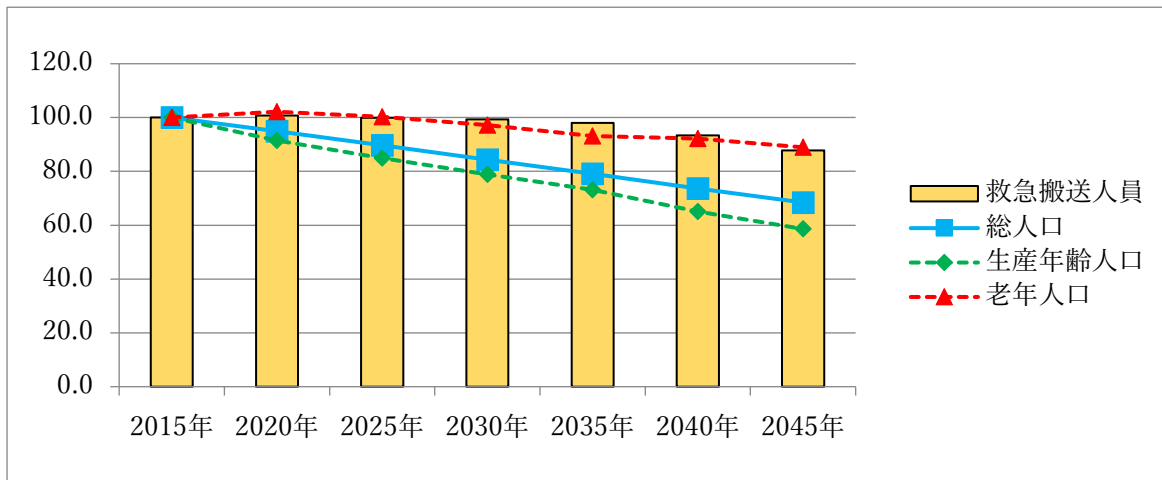


図 2.17 高知県の将来推計人口と救急搬送人員の試算の変化率遷移

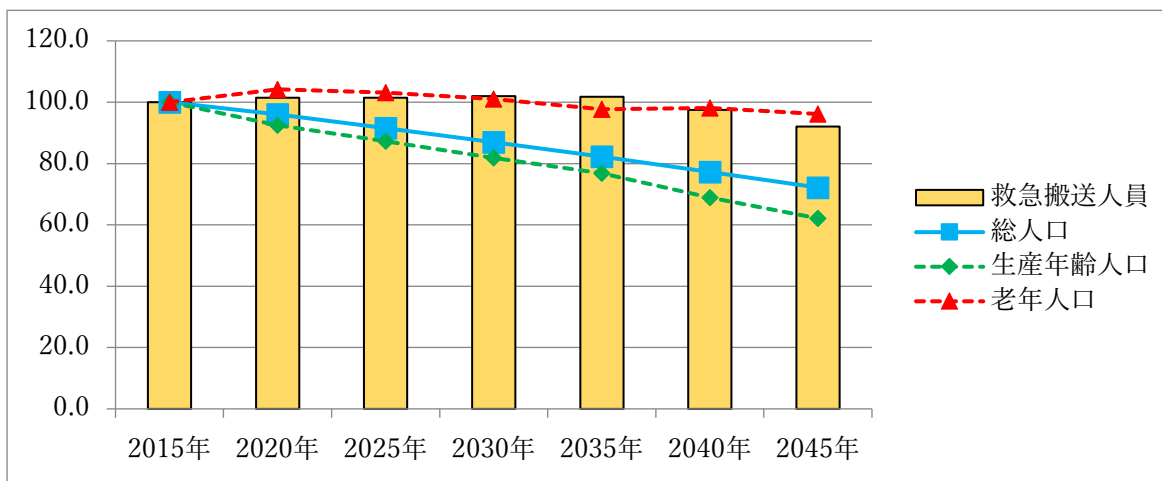


図 2.18 南国市の将来推計人口と救急搬送人員の試算の変化率遷移

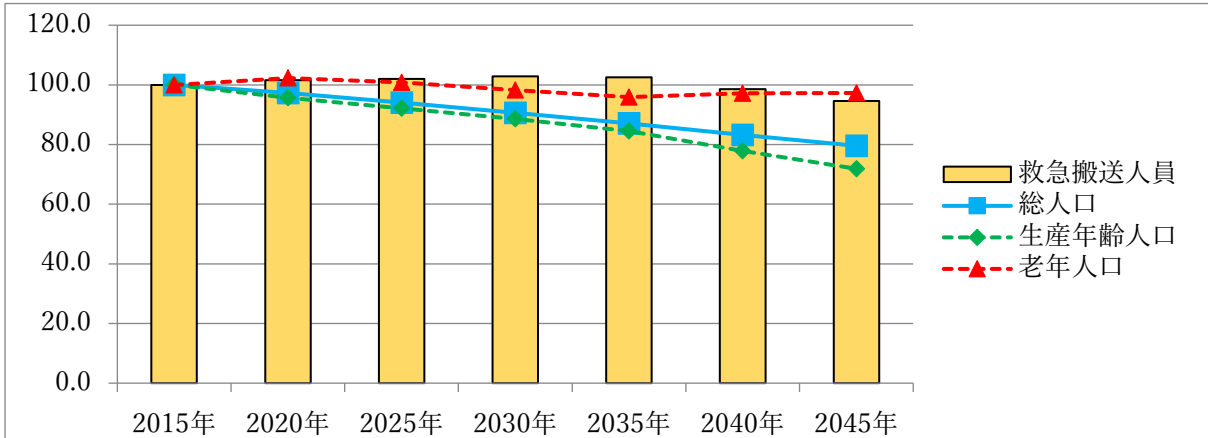


図 2.19 香南市の将来推計人口と救急搬送人員の試算の変化率遷移

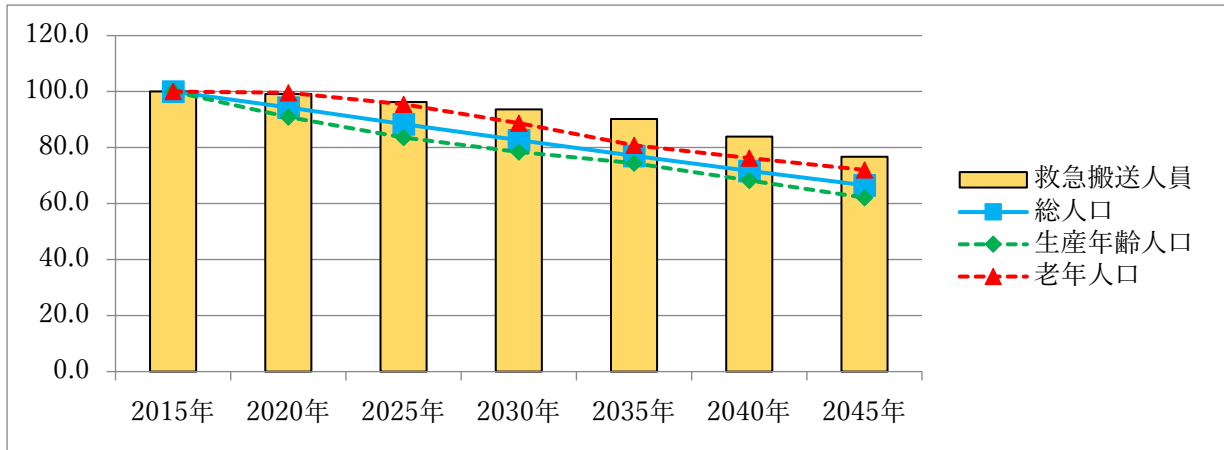


図 2.20 香美市の将来推計人口と救急搬送人員の試算の変化率遷移

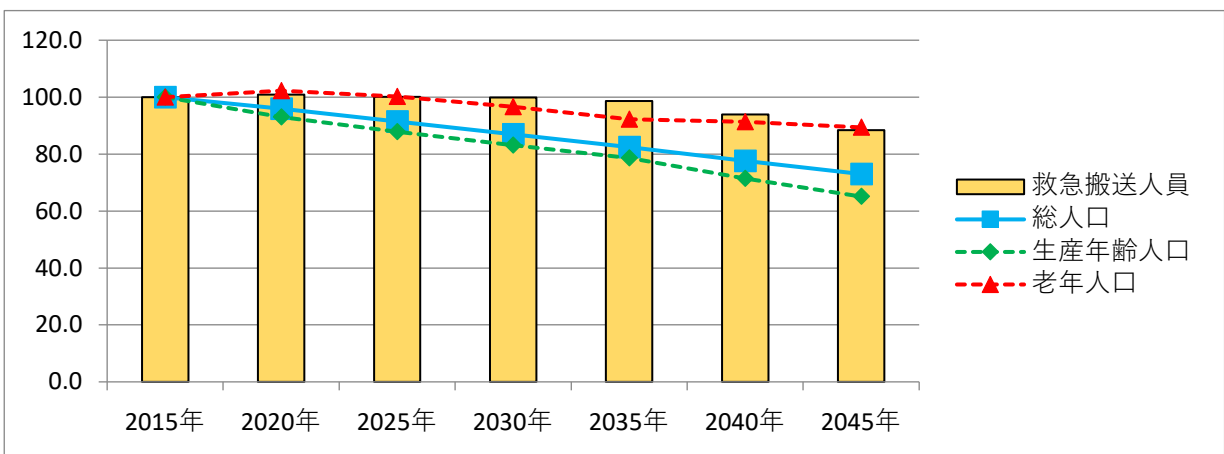


図 2.21 3市の将来推計人口と救急搬送人員の試算の変化率遷移

## 第3章 通信指令業務の3市共同整備及び共同運用に関する調査

### 3.1 通信指令業務に係る実態調査

3市各本部の職員配置、出動体制、通信指令システム等についてアンケート調査（参考資料1）を行い、実態を把握した。

#### 3.1.1 実態調査内容

調査名：消防指令業務に係る実態調査

実施期間：2020年10月21日～11月8日

調査内容：以下の通り

##### 1. 消防本部体制

- (1) 消防職員数
- (2) 消防署所数
- (3) AVM（車両運用端末装置）搭載車両台数
- (4) 交替制職員の勤務体制
- (5) 車両運用人員及び部隊配置
- (6) 通信指令室の職員配置
- (7) 通信指令室の運用人員
- (8) 大規模災害モードへの切替の判断基準

##### 2. 非番招集、相互応援の実施状況

- (1) 非番招集の発令基準
- (2) 非番招集の実績
- (3) 相互応援協定に基づく活動実績
- (4) 隣接消防本部との相互応援協定の締結状況

##### 3. 消防通信指令システムの状況

- (1) 通信指令システムの有無
- (2) 通信指令システムの規模
- (3) 指揮・指令台数等
- (4) 導入年月等
- (5) 消防通信指令システムの機能
- (6) 消防通信室の面積等

##### 4. 消防指令業務に係る課題等

- (1) 消防指令業務に係る現状の課題
- (2) 消防指令業務の連携協力に関する事項

### 3.1.2 実態調査結果

#### 1. 消防本部体制

##### (1) 消防職員数

各本部の消防職員数の定員と実員は表 3.1 のとおりである。

3 市消防本部ともに条例で定められた職員定数に対して、2, 3 名少ない実員数となっている。

**表 3.1 各本部の消防職員数**

本部名	消防職員数	
	定員	実員
南国市消防本部	71	68
香南市消防本部	49	47
香美市消防本部	60	58

##### (2) 消防署所数

令和 2 年 4 月 1 日現在における各本部の消防署所数は、表 3.2 のとおりで、3 市ともに消防本部と消防署が合築されている。

**表 3.2 各本部の消防署所数**

本部名	消防署所数	
	消防署	出張所等
南国市消防本部	1	1
香南市消防本部	1	0
香美市消防本部	1	1

##### (3) AVM（車両運用端末装置）搭載車両台数

令和 2 年 4 月 1 日現在における各本部の AVM（車両運用端末装置）搭載車両の配備状況は、表 3.3 のとおりで、AVM（車両運用端末装置）搭載車両を有する本部は、南国市消防本部のみである。

**表 3.3 各本部の AVM（車両運用端末装置）搭載車両の配備状況**

本部名	AVM 搭載車両
南国市消防本部	11
香南市消防本部	0
香美市消防本部	0

(4) 交替制職員の勤務体制

各本部の勤務体制について、通信指令員とそれ以外に分けて整理したものが表 3.4、である。通信指令室及び通信指令室以外の交替制職員の勤務体制は、南国市消防本部と香美市消防本部が 3 交代、香南市消防本部が 2 交代となっている。

**表 3.4 各本部の交替制職員の勤務体制及び通信指令室の交替体制**

本部名	交替制職員勤務体制 (通信指令室以外)		交替制職員勤務体制 (通信指令室)	
	2 交代	3 交代	2 交代	3 交代
南国市消防本部		○		○
香南市消防本部	○		○	
香美市消防本部		○		○



(5) 車両運用人員及び部隊配置

令和2年4月1日現在における各本部の車両運用人員及び部隊配置は、表3.5のとおりである。

表 3.5 各本部の車両運用人員及び部隊配置

本部名	署所名	職員数		配置部隊数と人員数				兼務の状況
		日勤	交替制	消防隊	救助隊	救急隊	その他	
南国市 消防本部	南国市消防本部	12	0	/				日勤者12名以外に高知県防災航空センターに1名を派遣し、本年度新採用者2名がいる。この3名は、表には含んでいない。
	南国市消防署	1	40	2	(1)	1	0	当務隊から内2名は常時通信業務に入る。3交替制1隊14人。最低確保人員10人にて、左記車両を乗り換え運用する。 ( )は乗り換え運用車とする。
	北部出張所	0	12	1	0	(1)	0	消防隊と救急隊は兼務。 ( )は乗り換え運用車とする。
香南市 消防本部	香南市消防本部	12	0	/				12名の内1名は市役所防災対策課勤務、1名は署長が予防課長を兼務
	香南市消防署	1 (署長)	34	2	1	2	0	2交替制1隊17人。最低確保人員10人にて、左記車両を乗り換え運用する。
香美市 消防本部	香美市消防本部	9		/				本部日勤者9名(うち1名は、次長兼署長)
	香美市消防署	1	27	2	1	1	0	3交替制1隊9人。最低確保人員8人にて、左記車両を乗り換え運用する。
	香北分署	1	15	1	0	1	0	消防隊と救急隊は兼務。

(6) 通信指令室の職員配置

令和 2 年 4 月 1 日現在における各本部の通信指令室の職員配置は、表 3.6 のとおりである。

南国市消防本部は、当務隊員の中から常時 2 名を時間交代で通信業務に割り当て、通信指令業務を行っている。

香南市消防本部は、当務隊員、最低人員数 10 人のうち 2 人を除く 8 人で兼任して通信指令業務を行っている。

香美市消防本部は、当務隊員 7 名で兼任して通信指令業務を行っている。

**表 3.6 各本部の通信指令室の職員配置**

本部名	通信指令室の職員配置				備考
	毎日勤務専任	毎日勤務兼任	交替勤務専任	交替勤務兼任	
南国市消防本部	0	0	0	2	当務隊員の中から常時 2 名を時間交代で通信業務に割り当てる。当日の日中は専任。
香南市消防本部	0	0	0	8	交代制勤務、最低人員数 10 人のうち 2 人を除く 8 人で兼任。
香美市消防本部	0	0	0	8	消防隊が兼務（時間交替制） ※勤務人員により 7 名で運用。

本部名	通常運用時		
	1 当務	1 クルー人数	備考
南国市消防本部	4	2	8:30～17:00（2 名）、17:00～22:00（2 名）
香南市消防本部	8	1	
香美市消防本部	8	1	火災時は 3 名（通信員 2 名、通信統括者 1 名）で対応

本部名	夜間運用時		
	1 当務	1 クルー人数	備考
南国市消防本部	10	2	22:00～翌日 8:30 までは 2 時間交代 (2 名)
香南市消防本部	8	1	
香美市消防本部	8	1	火災時は通信員 2 名で対応するが、香北分署管内の事案は通信統括者 1 名 (当務隊長) を配置し 3 名で対応

(7) 通信指令室の運用人員

令和 2 年 4 月 1 日現在における各本部の通信指令室の運用人員は、表 3.7 のとおりである。

**表 3.7 各本部の通信指令室の運用人員**

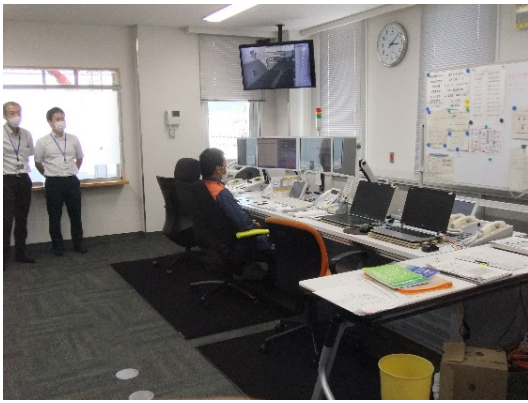
本部名	通常運用時			夜間運用時		
	1 当務	1 クルー人数	備考	1 当務	1 クルー人数	備考
南国市消防本部	4	2	8:30～17:00 (2 名)、17:00～22:00 (2 名)	10	2	22:00～翌日 8:30 までは 2 時間交代 (2 名)
香南市消防本部	8	1		0	0	
香美市消防本部	8	1	火災時は 3 名 (通信員 2 名、通信統括者 1 名) で対応	8	1	火災時は通信員 2 名で対応するが、香北分署管内の事案については通信統括者 1 名 (当務隊長) を配置し 3 名で対応



**写真 1 南国市消防本部通信指令室**



**写真 2 香南市消防本部通信指令室**



**写真 3 香美市消防本部通信指令室**

(8) 大規模災害モードへの切替の判断基準

各本部の大規模災害モードへの切替判断基準に関する調査結果は、表 3.8 のとおりである。

南国市消防本部は、大規模災害モードへの切替判断基準はないが、責任者の判断で切替を行うこととなっている。

香南市消防本部は、災害対策本部体制等の設置基準により大規模災害モードへの切替を判断することとなっている。

香美市消防本部は、指令業務の災害モードの切替は指揮本部長の判断により行うこととなっている。

**表 3.8 各本部の大規模災害モードへの切替判断基準**

本部名	大規模災害時		
	1 当務	1 クルー 人数	備考
南国市消防本部	12	4	特に定めてないが 119 回線が 4 回線あることから 4 人とした（8 時間交代）。
香南市消防本部		2	「大規模災害時」には全職員が勤務するが通信指令の最大人数の定めはない。
香美市消防本部	8	5	指令通信員 3 名、無線通信員 1 名、通信統括者 1 名で対応

本部名	大規模災害モードへの切替判断基準			
	定められている	定められていない	その他	具体的内容
南国市消防本部			○	基準はないが責任者の判断による
香南市消防本部	○			災害対策本部体制等の設置基準
香美市消防本部			○	参集等の配備体制の基準は定められている。指令業務に関しては香美市消防活動指揮本部が設置された場合等、災害モードの切替はその指揮本部長により判断される。

## 2. 非番招集、相互応援の実施状況

### (1) 非番招集の発令基準

平時の非番招集発令基準は、香美市消防本部が火災時は全職員に招集が発令されることとなっているが、その他の事案については、指揮者等の判断で招集が発令されることとなっている。

また、地震等の大規模災害が発生した時の招集基準は3市ともに定められている。

非番招集発令基準の具体的内容	
南国市消防本部	平時の大規模火災などは指揮者の判断による。 震度5弱以上、大津波警報発表（全職員招集）。
香南市消防本部	通常災害での基準はない。指揮者の判断による。 地震等の大規模災害では定めがある。
香美市消防本部	火災時には全職員に対して招集を発令。その他の事案については署長または隊長等の判断により招集を発令。 大規模災害時には基準が定められている。

### (2) 非番招集の実績

火災・救急・救助事案に対する警防要員等の非番招集の令和元年（2019年）中の実績については、次のとおりであるが、南国市消防本部は、非番者を招集した実績はなかった。香南市消防本部は、56回/年の招集で延べ165人/年が参集した。香美市消防本部は、117回/年の招集で延べ318人/年が参集した。

非番招集実績					
	火災事案回数 (人数)	救急事案回数 (人数)	救助事案回数 (人数)	風水害事案回数 (人数)	通信指令員招集回数
南国市消防本部	0	0	0	0	0
香南市消防本部	8 (67)	45 (88)	2 (8)	1 (2)	0
香美市消防本部	17 (114)	92 (156)	6 (21)	2 (27)	0

(3) 相互応援協定に基づく活動実績

火災・救急・救助事案について、令和元年（2019年）中の相互応援協定活動実績については、次のとおりであるが、南国市消防本部は応援の実績が6回/年で、香南市消防本部は応援が7回/年、受援が1回/年で、香美市消防本部は応援が1回/年、受援が1回/年の状況である。

	相互応援協定活動実績
南国市消防本部	香南市消防本部：救急事案応援実績 3件 香美市消防本部：救急事案応援実績 1件 高知市消防局：救助事案応援実績 1件 救急事案応援実績 1件
香南市消防本部	南国市消防本部：救急事案応援実績 1件 救急事案応援実績 4件 救助事案応援実績 1件 香美市消防本部：救急事案受援実績 1件 救急事案応援実績 1件
香美市消防本部	香南市消防本部：救急事案応援実績 1件 南国市消防本部：救急事案受援実績 1件

(4) 隣接消防本部との相互応援協定の締結状況

3市消防本部ともに近隣消防本部との相互応援協定はすべて締結している。

### 3 消防通信指令システムの状況

(1) 通信指令システムの有無

消防通信指令システムの導入の有無について調査した結果、3市消防本部ともに消防通信システムを導入している。

(2) 通信指令システムの規模等

通信指令システムは、3市消防本部ともにI型/離島で、南国市消防本部、香美市消防本部のシステムは、沖電気工業（株）で、香南市消防本部のシステムは、富士通ゼネラルである。

本部名	消防通信指令システム	
	メーカー	I型/離島
南国市消防本部	沖電気工業（株）	○
香南市消防本部	富士通ゼネラル	○
香美市消防本部	沖電気工業（株）	○

(3) 指揮・指令台数等

通常運用時の指令台数は、南国市消防本部が2台（最大4）、香南市消防本部が1台（最大2台）、香美市消防本部が2台（最大2台）である。

本部名	通常運用時				大規模災害時(最大)			
	指揮台数	指令台数	事案対応可能数	備考	指揮台数	指令台数	事案対応可能数	備考
南国市消防本部	0	2	4	1卓で2事案対応可	0	2	4	1卓で2事案対応可
香南市消防本部	0	1	2		0	1	2	非常用電話機で最大13回線対応可能
香美市消防本部	0	2	2		0	2	4	

(4) 導入年月等

システムの導入時期は、南国市消防本部と香美市消防本部は、2012年（平成24年）で香美市消防本部が2014年（平成26年）である。

システム導入費用は、南国市消防本部が141,435千円、香南市消防本部が89,25千円、香美市消防本部が消防無線デジタル化と併せて整備した内訳額で、36,173千円と非常に安価な額である。

本部名	現行システムの導入等					
	導入方法	対象設備	導入年月	導入費用 (千円)	年間維持費用 (千円)	更新予定 年度
南国市消防本部	買取	指令システム全体	2012年度	141,435	5,018 ※1	2023年度 ※2
香南市消防本部	買取	指令情報系	2012年3月	89,250	2,420	2022年度
香美市消防本部	買取	指令情報系	2014年	36,173 ※3	6,264	2025年度

※1：維持費は保守点検費及び通信費を計上する。(修繕費は含んでいない)

※2：次回は2.5億円程度を想定。

※3：消防無線デジタル化と併せて整備した内訳

本部名	維持費等(千円)							
	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019
南国市消防本部	1,740	4,607	4,737	4,735	4,825	4,853	5,009	5,018
香南市消防本部	3,402	3,402	3,402	3,402	3,402	3,402	3,402	1,618 ※1
香美市消防本部						6,264	6,264	6,264

※1：部分更新実施及び防災連動保守を外したため、次年から2,420千円となる。



(5) 消防通信指令システムの機能

3 消防本部における消防通信指令システム機能において、Fax119、外国語通訳サービス、発信地表示システム（固定電話、スマートフォン、IP電話）、出場隊の自動編成システムなどは3市ともに整備されている。

eメール119機能は、南国市消防本部と香美市消防本部は整備されているが、香南市消防本部はない状況である。

また、車両動態管理システム（AVM）については、南国市消防本部は整備しているが、他の2市は車両動態管理システムの導入は行っていない。

消防通信指令システム機能（緊急通報システム、eメール119、出動ルート自動選定、画像伝送システムは未導入）											
本部名	Fax119	NET119 (あるいは Web119)	備考	外国語 通訳サ ービス	備考	車両動態 管理シス テム (AVM)	発信地表 示システ ム：固定 電話	発信地表 示システ ム：スマ ートフォ ン	発信地表 示システ ム：携帯 電話	発信地表 示システ ム：IP電 話	出場隊の 自動編成 システム
南国市消防本部	○	○	県内一斉開始	○	県内一斉開始	○	○	○	○	○	○
香南市消防本部	○	○	県内一斉開始	○	県内一斉開始		○	○	○	○	○
香美市消防本部	○	○	高知県一斉導入言語障害者	○	高知県一斉導入		○	○	○	○	○

(6) 消防通信室の面積等

医師・看護師等による市民への救急医療相談（#7119相当）については、南国市消防本部は行っているが、他の2市は行っていない。また、医師による救急隊へのアドバイスの取り組みについて、南国市消防本部は行っているが、他の2市は行っていない。

3市消防本部の消防通信室面積は、機械室を含んで66㎡～95㎡あり、適正に通信業務を行える面積を有している。

また、3市消防本部ともに更新時の代替えスペースを有しており、同様の面積を消防通信室の隣接に確保している。

本部名	導入している取り組み		消防通信室面積等			
	医師・看護師等による市民への救急医療相談（#7119相当）	医師による救急隊へのアドバイス	面積	更新時の代替スペース無	更新時の代替スペース有	具体的内容
南国市消防本部	○	○	約 81 m <sup>2</sup>		○	現状と同程度の部屋が隣接している
香南市消防本部			57 m <sup>2</sup> 機械室 38 m <sup>2</sup>		○	現状と同程度の部屋が隣接している
香美市消防本部			46 m <sup>2</sup> 通信機械室 20 m <sup>2</sup>		○	通信指令直近の小会議室

#### 4. 消防指令業務に係る課題等

##### (1) 消防指令業務に係る現状の課題

3市消防本部が消防指令業務に関して抱えている現状の課題については、以下のとおりであり、設備費用、ランニング費用、システムの操作取扱い、職員配置など課題を抱えていることが伺える。

本部名	消防指令業務に係る現状の課題
南国市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できれば通信員が専任化されていることが望ましい。</li> <li>○更新時期が近づいているが整備の方向性が定まっていない。（この事業を参考に検討）</li> <li>○機器も老朽化してきており、コスト面に不安がある。</li> <li>○単独で整備すると補助金等が活用できなく、財政面に不安がある。</li> <li>○現状と同程度の指令台を整備するとした時、当時と比べて1億円ほど費用が高くなる。</li> <li>○保守点検費、修繕費など維持管理費の負担も大きい。</li> <li>○防災行政無線との接続に関すること。</li> </ul>
香南市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高機能指令台の更新費用が高額で将来の財政状況を考えると大変厳しいのではないか。</li> <li>○管轄する人口に対して高機能指令台でなければならないのか検討する必要がある。</li> </ul>
香美市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○システムの取扱いが複雑化しており、習熟に時間を要する。</li> </ul>

(2) 消防指令業務の連携協力に関する事項

3 市消防本部が消防指令業務の連携協力のメリット・デメリット及び懸案事項と考えている結果は、以下のとおりである。

本部名	消防指令業務の連携協力に関して想定されるメリット	消防指令業務の連携協力に関して想定されるデメリット	懸念事項
南国市消防本部	<p>共同運用することで補助金（消防施設整備補助金）を活用できる。各本部と今以上に連携が取れ、災害時の応援活動が迅速に対応できる。たとえば、直近指令やゼロ隊運用等で消防力の向上が図れる。また、人事交流も図れる可能性があることから職員のスキルアップにつながると考える。</p>	<p>連携・協力する本部との運用面および整備面で整合性を図る必要がある。各本部のデジタル無線との接続および運用に関すること。また、防災行政無線の運用と接続に関すること。共同運用の体制確立に対する労力が大きい。（実行委員会等の設立等）指令台を設置する消防本部に維持管理等（新しい係・課の設立等）の必要性が生じ負担が増える可能性があるのではないかと懸念される。</p>	<p>共同運用するとなると、指令台をどこの本部に設置し、どのような人員配備するのか、また、運用をどうするのか。財源確保のみに重きを置きすぎると、人員確保・運用等に苦慮するのではないかと懸念される。</p>
香南市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高機能指令台を共同運用することで更新時の費用及び維持費用の効率化が図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指令員が専属になることが考えられるが、その場合交代制勤務員数が少なくなる。</li> <li>・共同指令本部が他消防本部になった場合、出動時に消防署に職員が1名もいない状況は保安等の事情上考えられないので現状の指令運用と変わらないかと懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香南市防災行政無線による消防団の招集方法はどうか。</li> <li>・既存の消防救急デジタル無線基地局はどうか。</li> </ul>
香美市消防本部	<p>三本部で行うことにより、機器更新時及び保守費用の抑制が期待できる。</p>	<p>指令台は代表消防本部に置くことになるが、他消防本部の受付は必要と考えられることから、現状とあまり変わらないのでは。</p>	<p>三本部合同の通信指令課（仮）ができることにより、職員の派遣が必要となることと推測される。どの程度になるかは未定ではあるが、当消防本部の職員が少なくなることにより、補充等職員の負担が大きくなるのではないかと懸念される。</p>

### 3.2 通信指令業務の先進事例

#### 3.2.1 山梨県東部消防指令センター

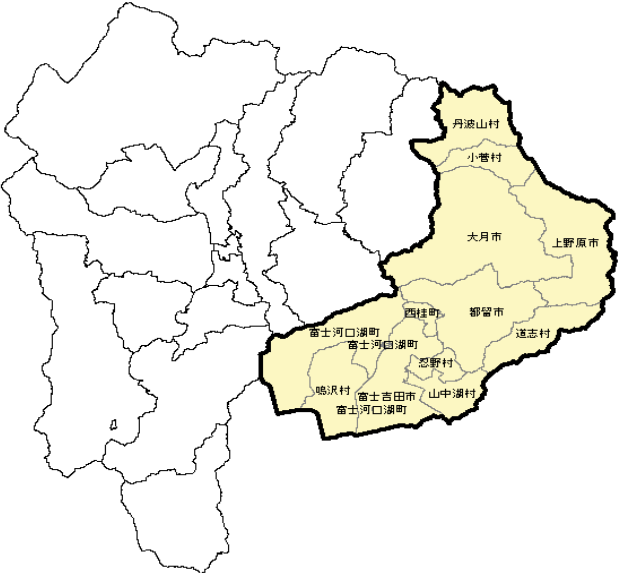
山梨県内消防本部の共同運用の参考とするため、令和元年 10 月に山梨県東部消防指令センターを調査した結果を以下に引用する。

【日時・場所】

日時：令和元年 10 月 11 日(金) 14:00～16:00

場所：山梨県東部消防指令センター（都留市消防本部内）

表 3.9 共同運用のモデルケース

	対象地域エリア図	地理的特徴
東部3本部		<p>御坂山地と大菩薩嶺を境とした東部地域で、山林が大半を占める。「郡内(ぐんない)」とも呼ばれる。</p>

【共同指令センターの概要】

運用開始：平成 27 年 4 月 1 日

運用方式：協議会方式

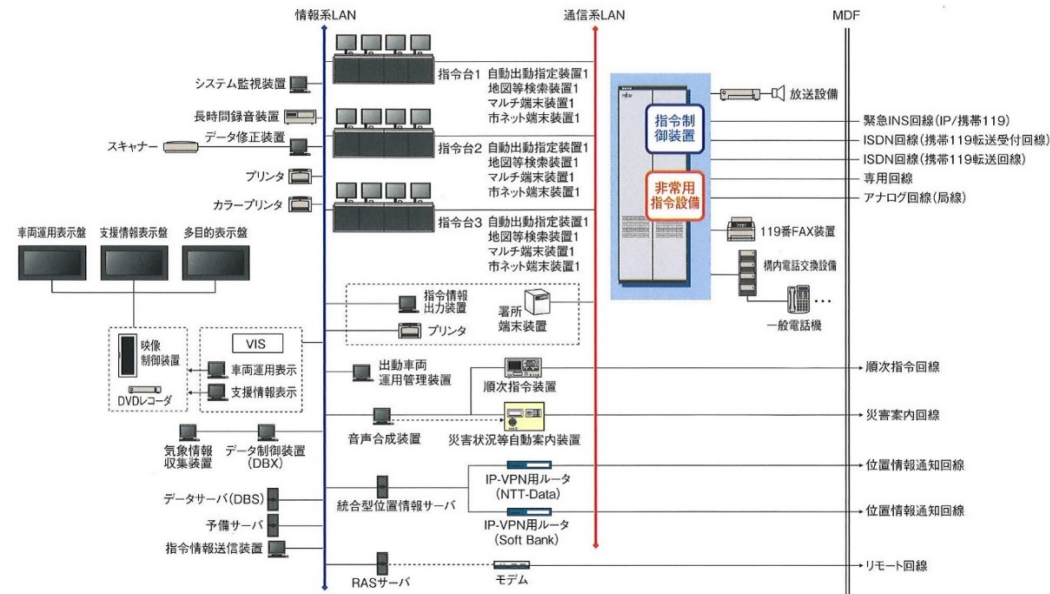
構成消防本部：都留市消防本部・大月市消防本部・上野原市消防本部

管轄区域：3 市 3 村（都留市・大月市・上野原市・道志村・小菅村・丹波山村）、総人口 80,538 人（令和元年 4 月 1 日現在）、総面積 846.21km<sup>2</sup>、119 受信件数 5,122 件（平成 30 年中）

職員数：10 名（毎日勤務 1 名、交替勤務 9 名（3 部制））

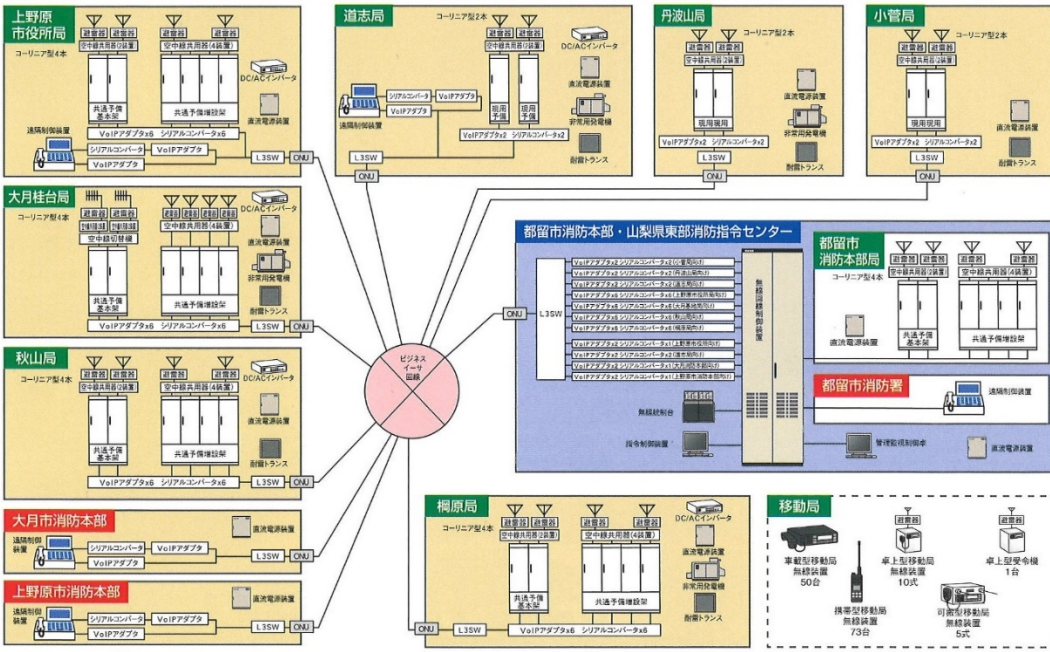
通信指令システム：高機能消防指令システムⅡ型、指令台 3 台、事案対応数 3 事案（通常時）／最大 6 事案（輻輳時）

# 高機能消防指令システム系統図



(山梨県東部消防指令センター パンフレットより)

# 消防救急デジタル無線システム系統図



(山梨県東部消防指令センター パンフレットより)

**【調査内容】**

- (1) 共同指令センターの設立経緯等
- (2) 共同指令センター設立前後の消防指令業務の実施体制
- (3) 共同指令センターにおける消防指令業務の実態
- (4) 共同指令センターの設立による効果
- (5) 現状の課題、留意事項等

## 【調査結果】

### (1) 共同指令センターの設立経緯等

#### (山梨県における検討の経緯)

- ・消防救急無線のデジタル化に関しては、平成 19 年 7 月に「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用研究会」が設置されて検討が行われ、平成 20 年 3 月に「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備計画」が策定された。
- ・山梨県の消防広域化に関しては、平成 20 年 5 月に「山梨県消防広域化推進計画」が策定され、平成 21 年 10 月に「山梨県消防広域化推進協議会」が設置された。
- ・同協議会において、消防救急無線のデジタル化とあわせて、消防指令業務の共同化（指令センターの共同運用）について、県 1 または 2 ブロックでの検討が行われた。
- ・平成 24 年 5 月の第 7 回協議会において、消防救急デジタル無線、指令センター共に、各消防本部の単独整備とすることが決議された。なお、指令センターに関しては、近隣の消防本部間で共同運用を検討することができるとされた。

#### (東部 3 市における検討の経緯)

- ・消防救急デジタル無線及び指令センターの単独整備の決議後、東部 3 市の消防長の意見交換会が何回か開催され、平成 24 年 7 月に共同指令センターを設置することが決定した。
- ・設置場所については議論となったが、東部広域連合議会後に合意形成された。
- ・消防指令センターの共同整備に係る委員会が設置され、委員会では知多広域消防指令センターの視察を行った。平成 25 年 4 月までに計 4 回の委員会を開催した。
- ・平成 25 年度に「都留市・大月市・上野原市消防指令事務協議会」を立ち上げ、初年度は計 6 回、次年度は計 4 回の会議を開催している。
- ・平成 27 年 3 月から「山梨県東部消防指令センター」の試験運用を開始し、4 月から正式運用を開始した。

#### (検討時の課題)

- ・当時、3 市共通の課題となった事項は、①設置場所、②運営方式、③財源、④費用負担の方法。
- ・設置場所について、地理的問題は 3 市とも特になかった。最終的には市長判断になったと思うが、耐震性に問題のなかった都留市の庁舎（平成 21 年 12 月築）に置くことが決まった。
- ・運営方式について、当初は広域連合として指令を行うことを検討したが、連合では命令

権がなく、組織系統の変更が必要だった。時間がなかったため、協議会形式が採用された。

- ・財源については、補助事業ではなく、起債事業（防災基盤整備事業）で実施。また、東日本大震災の緊急防災・減災事業債制度を申請した。
- ・3市の費用負担について、当時は3市の人口規模が同程度だったので、1/3ずつ均等割としたものが多い。発信地表示システムや修繕費等は人口割50%、均等割50%とした。
- ・夜間の補充要員は都留市消防本部から出しているが、これにかかる費用（人件費）も1/3均等割である。

## (2) 共同指令センター設立前後の消防指令業務の実施体制

- ・共同指令センター設立前の通信指令課の人員体制、勤務体制は以下の通り。
  - 都留市：2名×2部制＝計4名（警防部門職員の兼務による）
  - 大月市：2名×3部制＝計6名
  - 上野原市：2名×2部制＝計4名（警防部門職員の兼務による）
- ・共同指令センター設立にあわせて、3市とも3部制を採用した。
- ・現在の人員体制は、大月市、上野原市から3名ずつ、都留市から4名（内1名は日勤のセンター長）。

## (3) 共同指令センターにおける消防指令業務の実態

- ・指令業務のローテーションは3名×3部となっている。
- ・平日昼間は日勤のセンター長がいるので4名体制。夜間は1名+都留市からの補充員（兼務）1名の2名体制で、残り2名が仮眠する。
- ・この人員体制での運用はかなりきつい。しかし、共同指令センター設置のメリットは指令人員を減らせることだったので、今以上に人員を増やすとなると、メリットがなくなってしまう。
- ・入電件数は平成29年が6800件、平成30年は6200件（119、加入電話、駆けつけ）。出場は平成30年が4400件。
- ・指令の内容は火災、救急、救助、風水害等、全て車両動態が組んである。
- ・消防本部をまたいでの直近運用はしていない。
- ・指示権者については、明文化はしていないが、消防長の代理で指令という扱いになる。
- ・締結している相互応援協定は、①県内、②3市、③中央道（高速）、④その他（近隣消防本部）がある。実際の出動件数は少ないが、訓練（大規模災害時の出動や車検時のフォロー等）は行っている。
- ・非番招集については、大月市消防本部の丹波山出張所と小菅出張所が多い。
- ・停電対策として、発電機と燃料3日分を備えている。

- ・セキュリティ対策としては、入室管理を行っている。
- ・指令業務に関する職員研修は、都留市において年 2 回行い、3 市合同訓練も行っている。

#### (4) 共同指令センターの設立による効果

- ・デジタル化とあわせて指令センターを整備したため、費用面でどの程度の効果があったのかははっきりとは分からないが、初期費用は減少、ランニングコストについてはさらなる削減の必要性を感じている。
- ・人員削減による人件費の削減効果は明らかである。
- ・通信指令システムに関しては、各本部で必要な機能（ネット 119、3 者間通信など）をそれぞれ選べるので良い。
- ・3 市が同じ立場で話せるという事もメリットである。
- ・相互応援に関する指令はやりやすくなった。出場や現着の時間は早くなっていると思う。

#### (5) 現状の課題等

##### (現状の課題)

##### (大月市)

- ・丹波山村や小菅村には無線の不感地帯があり、携帯もつながらない。
- ・費用面の問題。3～4 年後にソフト更新がある。
- ・派遣人員の調整。市外在住の職員が多いので、管内の地理を覚えるのに時間がかかる。そのため、現在は 40～50 歳くらいの職員が担当している。

##### (上野原市)

- ・大規模災害への対応。大阪府北部地震の際は、通報の 70%が行政事案だったと聞いている。この対応について、3 市で詰める必要がある。
- ・統計データを用いた検証体制を確立してもらいたい。

##### (都留市)

- ・地理的不安。
- ・指令の運用方法が各本部それぞれのところがある。統一できると楽になる。

##### (その他)

- ・広域化により組織が一体となった方がより効果が生まれる。
- ・上野原市と大月市では、既にはしご車の共同運用を行っているが、予防や火災原因調査に係る連携協力については、人的メリットが大きいと考えている。



### 3.2.2 その他の消防指令センター

一般財団法人消防防災科学センターが令和2年に電話で行った消防指令業務の共同運用に関する調査で、管内人口が20万人未満の消防指令センター7対象の結果は、以下のとおりである。

構成消防本部数については、2本部から4本部で構成されている。共同運用の方式については7消防指令センターの全てが協議会方式で組織されている。

職員については、最低1名以上の日勤者が配置されており、日勤者が管理者となって運用されていると考えられる。

名 称	都道府県	構成消防本部	共同運 用方式	管内人口	職員			体制	型式	指令台数		指揮台数	
					日勤	交替制	計			通常	最大	通常	最大
上十三消防指令センター	青森県	三沢・中部上北広 域組合・十和田地 区の4本部	協議会	174,617	3	18	21	2	3	3	6	1	2
中讃3市町消防指令センター	香川県	丸亀市・善通寺市・ 多度津町の3本部	協議会	168,899	1	12	13	3	2	4	8	4	8
田辺西牟婁消防指令センター	和歌山県	田辺市・白浜町の2 本部	協議会	115,308	1	12	13	3	2	3	9	1	2
南薩3市消防指令センター	鹿児島県	南さつま市・指宿 南九州消防組合の 2本部	協議会	110,807	1	12	13	3	2	4	6	1	2
橋本・伊都地域消防指令センター	和歌山県	橋本・高野町・伊都 消防組合の3本部	協議会	87,380	2	12	14	3	2	0	3	0	9
山梨県東部消防指令センター	山梨県	都留市・大月市・上 野原市の3本部	協議会	81,303	1	9	10	3	2	3	6		
美馬地区消防指令センター	徳島県	美馬市・美馬西部 消防組合の2本部	協議会	30,336	2	12	14	3	1	0	2	0	4

### 3.3 通信指令業務の連携・協力のケーススタディ

#### 3.3.1 共同運用のモデルケースと指令システム規模

南国市消防本部、香南市消防本部及び香美市消防本部の3消防本部の通信指令センターを一つとした場合の指令システムの規模については、3.2.1 山梨県東部消防指令センターの調査結果及び3.2.2 令和2年に電話で行った管内人口が20万人未満の消防指令センター7対象の調査結果から考察する。

指令システム規模については、3消防本部が通信指令業務を共同運用する際の管内人口が約107,000人であることから、3.2.2の管内人口20万人未満の消防指令センター7対象の調査結果によるシステムの型式を参考とすると、管内人口が170,000人を超える青森県の上十三消防指令センターのシステムがⅢ型で、168,000人～81,000人の山梨県東部消防指令センターを含む5指令センターがⅡ型のシステムを導入している。

指令台、指揮台、事案対応数（通常時）／（最大（輻輳時））等については、3.2.2の調査結果を参考に検討する。

#### 3.3.2 指令業務配置職員の推計

3消防本部の現状の通信指令業務は、南国市消防本部は当務隊員の中から常時2名が指令台で勤務、香南市消防本部は当務隊員最低人員数10人のうち2人を除く8人のうち常時1名が指令台で勤務、香美市消防本部は当務隊員7名のうち常時1名が指令台で勤務を行っている状況である。

3消防本部が通信指令業務を共同運用する際には、管内人口が10万人程度の通信指令センターの運用となることから、3.2.2の消防指令センター7対象の調査結果から、体制は、ほとんどの消防指令センターで三交替制の勤務体制である。

また、日勤者については、7センター中4センターが1名で、その1名がセンター長となっていると想定される。

消防指令センターの交替制職員については、3.2.2の消防指令センター7対象の調査結果のうち、構成消防本部数が3消防本部の結果を見ると、1本部3～4名の職員を出して通信指令業務を行っている。

#### 3.3.3 施設整備費等の推計

消防指令センターの共同運用による効果を費用面から検証するため、現行体制における指令システムの整備費用、共同運用のモデルケースにおける指令システムの整備費用をそれぞれ推計する。

対象となる署所数は現状のものとし、車両動態管理システム（AVM）はすべての緊急

車両に搭載することで試算を行った。なお、消防無線との整合性に係る費用は考慮していない。

なお、指令システムの詳細仕様は消防本部毎に様々であると考えられるが、共同運用による費用効果を明確にするため、現行システム・モデルケース共に一般的な仕様を設定し、同一の基準で費用の積算、比較を行う。

指令システムの一般的な仕様の設定にあたっては、消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）の別表第5（表3.10）に示されている装置（補助対象装置）を基本とする。また、補助対象外の装置についても、一般的と考えられるもの（消防0Aシステム、NET119等）については全て含めて積算を行う。

**表 3.10 高機能消防指令センター総合整備事業の装置**  
（消防防災施設整備費補助金交付要綱 別表第5）

装置の種類	離島型	Ⅱ型	Ⅲ型
1 指令装置			
(1) 指令台	2台	3台	5台
(2) 自動出動指定装置			
ア 制御処理装置	1式	1式	1式
イ ディスプレイ	2台	3台	5台
(3) 地図等検索装置			
ア 地図等検索装置	2台	3台	5台
イ 地図用ディスプレイ	2台	3台	5台
(4) 長時間録音装置	1台	1台	1台
(5) 非常用指令設備	1台	1台	1台
(6) 指令制御装置	1式	1式	1式
(7) 携帯電話・IP電話受信転送装置	1式	1式	1式
(8) プリンタ	1台	1台	1台
(9) カラープリンタ	1台	1台	1台
(10) スキャナ	1台	1台	1台
(11) 署所端末	3式	6式	15式
2 指揮台	—	1台	1台
3 表示盤			
(1) 車両運用表示盤	1面	1面	1面
(2) 支援情報表示盤	1面	1面	1面
(3) 多目的情報表示装置	1式	1式	1式
4 無線統制台	1台	1台	1台
5 指令電送装置			
(1) 指令情報送信装置	1式	1式	1式
(2) 指令情報出力装置	3式	6式	15式
6 気象情報収集装置	1式	1式	1式
7 災害状況等自動案内装置	1式	1式	1式
8 順次指令装置	1式	1式	1式
9 音声合成装置	1式	1式	1式
10 出動車両運用管理装置			
(1) 管理装置	1式	1式	1式
(2) 車両運用端末装置	1式	1式	1式
(3) 車外設定端末装置	1式	1式	1式
11 システム監視装置	1式	1式	1式
12 電源設備			
(1) 無停電電源装置	1式	1式	1式
(2) 直流電源装置(12V系)	1式	1式	1式
(3) 直流電源装置(48V系)	1式	1式	1式
(4) 非常用発動発電機	1式	1式	1式
(5) 非常用発動発電機(署所用)	3式	6式	15式
13 統合型位置情報通知装置	1式	1式	1式
14 位置情報通知装置	1式	1式	1式
15 消防用高所監視施設	1式	1式	1式

表 3.11 及び表 3.12 に、現行体制及び共同運用のモデルケースにおける指令システムの整備費用の積算結果を示す。

表 3.12 より、共同運用を行った場合には約 6.5 億円費用が効率化できる可能性が考えられる。

**表 3.11 消防指令システムの整備費用の推計（現行体制）**

消防本部	システム規模	指令台数 (指揮台含)	署所数	車両数 (AVM 搭載)	整備費用 (千円)
南国市消防本部	I / 離島型	2	2	12	562,900
香南市消防本部	I / 離島型	2	1	11	538,400
香美市消防本部	I / 離島型	2	2	11	589,100

**表 3.12 消防指令システムの整備費用の推計（モデルケース）**

	システム規模	指令台数	署所数	車両数 (AVM 搭載)	A 共同 整備費用 (千円)	B 現行 整備費用 (千円)	A-B 差 (千円)
3 市通信指令 共同整備	II 型	5 指揮台 1	5	34	1,010,100	1,660,400	650,300

なお、消防指令システムは、概ね導入後 5 年を超えるとシステムの部分更新、10 年を超えると全更新が必要となる場合が多い。上記の試算は各消防本部の現行システムの整備時期を考慮したものではないため、実際には共同指令システム整備のタイミングによって、各消防本部の整備費用が変わってくる。

また、運用においては整備費及び更新費用以外に保守費用（定期点検、部品交換、障害対応等）が必要となる。保守費用についても各消防本部によって異なると考えられるが、保守費用を初期導入費用（整備費）の 10%と仮定し、10 年後までの整備費用と保守費用の累積を示したものが図 3.1 である。

これより、消防指令システムを単独で整備した場合と共同整備した場合の累積費用は、年々差が開いていくことがわかる。

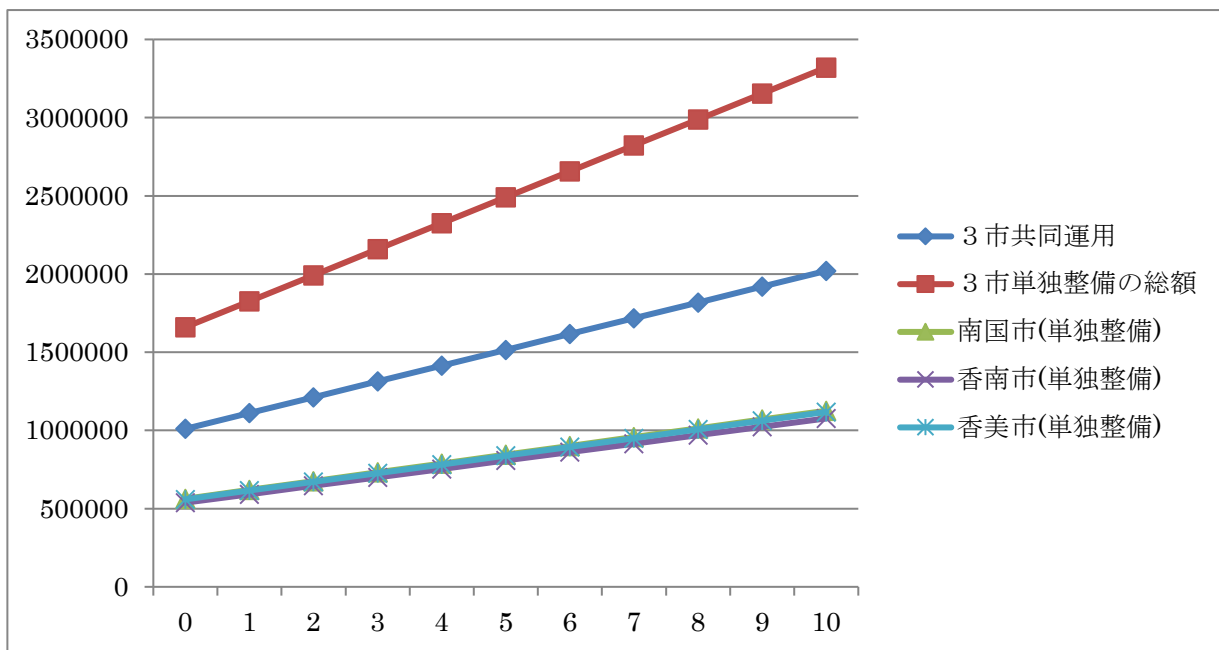


図 3.1 整備費用と保守費用の累積（モデルケース）

### 3.4 通信指令業務の共同整備及び共同運用の効果検証と課題の整理

#### 3.4.1 現状の課題

第2章では、人口及び救急搬送人員の将来推計を行ったが、2015年と比較して、2030年には南国市の人口が13%減少、香南市の人口が9.4%減少、香美市の人口が17.4%減少し、2045年には南国市が27.8%減少、香南市が20.4%減少、香美市が33.4%減少する可能性がある。一方、救急搬送人員の南国市と香南市の推計結果は、2015年と比較して2035年までは微増の状況で、その後減少する推計である。香南市は、2035年まではほぼ横ばい状況で、その後減少する推計である。

したがって、今後の人口減少に伴い財政状況が厳しくなることが想定されるが、しばらくは消防需要が高い状況にあることから、消防力を維持しつつ効率化を図ることが求められるものと考えられる。

また、近年では大規模な台風被害の頻発等、従来とは災害の発生傾向が変化していることが指摘されている。第3章では、3市消防本部の実態把握を行ったが、通信指令員の配置は1クルー当たり1~2人であり、短時間に通報が集中するような大規模災害が発生した場合には、119番通報への対応が困難となる可能性がある。

一方、普通建物火災への非番招集の実施状況の調査結果から、消防隊員に対しては3消防本部のうち2本部で非番招集が行われており、中には火災出場指令と同時に招集が行われる本部もある。このような平時における火災への対応力強化に加え、大規模災害への対

応力強化のため、指令員の非番招集体制についても強化が望まれる。

なお、大規模災害に対しては、個々の消防本部それぞれではなく、3市の消防本部が連携して対応にあたるのが有効である。今後、119番通報受信能力の強化や現場対応能力の強化、部隊運用の効率化等の方策について、検討・整備しておくことが必要と考えられる。

### **3.4.2 共同運用による効果**

#### **1. 人員運用体制の効率化**

過去に行った指令業務配置職員の推計結果から、共同運用を行った場合には、人口規模が大きいほどその効果が高くなることが明らかであるが、3市共同運用の人口規模は10万人程度であり、通信指令業務の共同運用によって効率化される消防職員は、期待ができないが、当務員のほとんどが通信指令業務に従事していたことから外れることができ、その分、災害現場要員に充てることや消防隊の能力強化、指揮隊体制の強化、担当業務の事務処理、非番招集の減少等を図ることが可能で、住民サービスの向上が期待できる。

#### **2. 施設整備費・維持管理費の効率化**

3.3.3 施設整備費等の推計を行った結果から、共同運用を行った場合には、約6.5億円の費用が効率化できる可能性がある。

また、保守費用も踏まえた累積費用は、共同運用の場合と各本部が単独で運用する場合で、年々差が開いていくことが明らかとなった。

したがって、通信指令業務の共同運用により、高機能消防指令センターの整備に係る初期費用及び維持管理費用を軽減し、財政面の効率化が期待できる。

### **3. 消防通信指令業務の強化**

消防指令センターの共同運用により、人員運用体制、施設整備費・維持管理費の効率化のほか、以下に示すような消防通信指令業務の強化が期待できる。

#### **(1) 119番通報の受信・処理能力の向上**

単独運用の場合と比較して、共同運用では指令員の人数を確保し易くなり、119番受信能力が向上し、災害への対応能力向上が期待される。

また、位置情報システムの導入による災害地点の正確な把握や、情報共有システムを導入することにより、構成消防本部及び都道府県、市町村等の関係機関で災害情報を共有できるなど、より多機能な指令システムの導入も可能となり、119番通報の処理能力の向上等も期待できる。

## (2) 情報の一元化によるメリット

複数の消防本部の管轄区域にわたって広域で被害が発生する大規模災害（震災、水災、山林火災等）では、各消防本部が相互に連携して活動を行う必要がある。現状であれば、それぞれの消防本部が別個に指令業務を行うことになるが、体系的な連絡は難しく、迅速性・効率性の面で懸念がある。

これに対し、共同指令センターを構築すれば、情報通信の基幹としての役割を持つようになり、災害情報は一元的に集約され、効率的に情報共有を図ることが出来る。

これは、防災ヘリの運用や他都県消防からの応受援、緊急消防援助隊の受援といった、関係機関との連絡調整が必要となる事案についても同様のことが言える。

## (3) 部隊運用の効率化、高度化

消防指令センターの共同運用と共に、ゼロ隊運用や直近指令といった、消防本部の管轄区域を超えた高度な部隊運用を導入することにより、管轄地域全体での効率的な運用が可能となり、現場到着時間の短縮を図ることができる。

このような部隊運用の効率化・高度化は、消防指令センターの共同運用による大きなメリットの一つであり、共同運用を契機として積極的に検討、導入を進めることが望ましいといえる。

### 【ゼロ隊運用とは】

ある消防本部で出動可能な待機隊がなくなった場合に、他の消防本部の隊に出動要請または指令を行う運用方法をいう。

### 【直近指令とは】

消防本部の管轄区域に関わらず、現場に最も近い場所にいる隊に出動要請または指令を行う運用方法。事前の取り決めに基づき、自動的に出動指令が行われる場合もある。

## (4) 人事交流による組織の活性化

共同指令センターの運用を通じて、構成消防本部間の人事交流が図られ、組織の活性化につながるといった効果が期待できる。



### 3.4.3 共同運用に係る課題の整理

#### (1) 共同指令センターの整備方式

消防指令センターの連携・協力にあたって適合性の高いものとして、消防庁は次の手法を挙げている（表 3.11、表 3.12）。共同指令センターの整備にあたっては、それぞれの手法の特徴を踏まえ、適切な手法を採用することが必要となる。

- 連携協約（地方自治法 第 252 条の 2）
- 協議会（地方自治法 第 252 条の 2 の 2）
- 機関等の共同設置（地方自治法 第 252 条の 7）
- 事務委託（地方自治法 第 252 条の 14）
- 事務の代替執行（地方自治法 第 252 条の 16 の 2）

表 3.13 共同指令センターの整備方式

根拠条文	手法	特徴
252条の2	連携協約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。</li> <li>・二者間で協約を締結するが、三以上の地方公共団体間でマルチに締結することも想定。（例：A-B、A-C、B-C）</li> <li>・その際、各協約の内容が異なることも想定。</li> <li>・また、協約そのものを事務の共同処理の根拠とすることも、しないことも可能。（後者の場合には、別途、事務の委託や一部事務組合設置等を行う。）</li> <li>→以上の様な柔軟な制度であることから、消防事務全般について関係市町村での柔軟な連携・協力の根拠として適しており、指令の共同運用の根拠とすることも可能。</li> <li>・特に権力的行政の側面の強い予防事務においては、法的責任を小規模本部に存置しつつ、実態上、大都市等の消防本部が高度・専門的な違反処理や火災原因調査について小規模本部の事務を支援できるという点で、連携協約の中で管理執行協議会や事務の代替執行などの制度を活用することも考えられるが、過去の指導経過等を踏まえた合理的かつ整合性の取れた対応等も必要ではないか。</li> </ul>
252条の2の2	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整又は計画作成を行うための制度。</li> <li>・協議会は、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。</li> <li>・管理執行協議会については、協議会が管理執行した事務は、それぞれの地方公共団体が管理執行したのものとして効力を有する。</li> <li>・特に権力的行政の側面の強い予防事務においては、法的責任を小規模本部に存置しつつ、実態上、大都市等の消防本部が高度・専門的な違反処理や火災原因調査について小規模本部の事務を支援できるという点で、管理執行協議会制度を活用することも考えられるが、過去の指導経過等を踏まえた合理的かつ整合性の取れた対応等も必要ではないか。</li> </ul>
252条の7	機関等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の議会事務局、委員会若しくは委員、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局又は職員を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</li> <li>・共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。</li> <li>・特に権力的行政の側面の強い予防事務においては、法的責任を小規模本部に存置しつつ、実態上、大都市等の消防本部が高度・専門的な違反処理や火災原因調査について小規模本部の事務を支援できるという点で、機関等の共同設置制度を活用することも考えられるが、過去の指導経過等を踏まえた合理的かつ整合性の取れた対応等も必要ではないか。</li> </ul>

【出典】総務省消防庁 消防・救急課 広域化推進係 五十川 宏：消防庁の取組 ～消防の広域化等勉強会@埼玉県～，2019.11.12

表 3.14 共同指令センターの整備方式（続き）

根拠条文	手法	特徴
252条の14	事務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に委託して管理・執行させる制度。</li> <li>・事務を受託した地方公共団体は当該事務に係る権限を有することとなり、委託した地方公共団体は、当該事務に係る権限を失う。</li> <li>・事務を受託した地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。</li> <li>・当該事務についての法令上の責任は、受託した地方公共団体に帰属することとなる。</li> <li>→消防の広域化の一つの手段。</li> </ul>
252条の16の2	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。</li> <li>・従って、消火・救急・救助活動の結果の法的責任（救急車の交通事故による損害賠償責任、消防法第29条第3項（消火活動中の緊急措置に対する損失補償）が、当該地方公共団体に存置される。</li> <li>→賠償金額をどちらの市町村が負担するかを明確化のために、事務の委託の制度との逆の選択肢として活用することはあり得るか。</li> <li>・特に権力的行政の側面の強い予防事務においては、法的責任を小規模本部に存置しつつ、実態上、大都市等の消防本部が高度・専門的な違反処理や火災原因調査について小規模本部の事務を支援できるという点で、事務の代替執行制度を活用することも考えられるが、過去の指導経験等を踏まえた合理的かつ整合性の取れた対応等も必要ではないか。</li> </ul>

【出典】総務省消防庁 消防・救急課 広域化推進係 五十川 宏：消防庁の取組 ～消防の広域化等勉強会@埼玉県～，2019.11.12

## (2) 共同指令センターの整備スケジュール

消防指令システムは、概ね導入後 5 年を超えるとシステムの部分更新、10 年を超えると全更新が必要となる場合が多い。本調査で行った試算は、各消防本部の現行システムの整備時期を考慮したものではなく、実際には共同化の実施時期により費用は異なるため、より効率的なシステムの更新時期を選定する必要がある。

## (3) 指令システムの仕様検討、導入する機能の選択

指令システムの導入時には、運用時における追加費用の発生を抑えるため、消防本部においてメンテナンス（例えば、車両の増強や編成の変更等に伴うプログラムの書き換え等）を容易に行うことができるよう、指令システムの仕様を十分に理解し、検討できる体制を整備しておくことが必要である。

また、指令システムを共同で整備することによって高機能化を図ることができる半面、

小規模な消防本部では不要な機能の付加による費用負担が生じる可能性がある。なお、導入する機能を消防本部毎に変え、必要な機能だけを選択することができる場合があるが、運用が煩雑になる恐れがあるため注意が必要である。

#### (4) 消防本部に導入する設備、機器の選択

共同指令センターを設置した場合においても、各消防本部で事案情報や車両動態を確認するために必要な設備を導入する必要がある。ただし、各消防本部に導入する設備の選択によっては費用負担が大きくなるため、共同運用の効果を損なうことのないよう、運用方法について十分に検討しておく必要がある。

#### (5) 指令員の地理的不案内

災害現場を管轄する消防本部とは異なる所属の指令員が、指令業務にあたることによる懸念が聞かれることがある。地理的不案内を補完する機能としては、3者通話やインターネット接続があり、必要に応じて指令システムに導入することが可能である。

また、指令員が現地調査を行うことも有効な手段ある。

#### (6) 指令業務における指揮権の考え方

消防活動は、災害の発生を覚知し、その鎮圧に必要な作戦を決定し、所要部隊を編成して出動し、当該部隊の活動によって被害の軽減を図ることであり、その統括責任は消防長にある。それらの活動の各段階で「指揮・命令」が存在するが、そのうち、災害の覚知、部隊編成、出動の命令、さらに、出動部隊が効率的に活動できるように管制を行うのが指令業務である。

単独の消防本部では、指令室長、指令センター長等は、消防長を長とする組織下にあるため、その命を受けて業務を遂行していると解されるが、指令業務のみを共同して行う共同指令センターの場合には、構成消防本部が、共同指令センターの責任者に対する指揮命令権の委任に関する意思表示を明確にしておく必要があると考えられる。

共同運用が進まない理由の一つに、指令センターの指揮権が不明確であることがあると考えられる。また、万一不測の事態が発生した場合の社会的責任の所在を明らかにしておく必要性からも、今後新たに共同指令センターを設けるときには、ハード面の充実と併せて、運用面に関し、協定関連文書に所要事項を明示しておくと共に、警防規程等に、消防活動における共同指令センターの位置付けを明記しておくことが必要である。

#### (7) 山間部における指令の共同運用

香美市消防本部の管内は管内面積の8割以上が森林という地勢的な特徴がある。この

ため、無線の伝搬状況は平地と比べると悪く、山の陰にあたる場所では不感地帯が発生することもある。

また、消防救急デジタル無線が使用可能な地域においても、多くは中継局を介して通信を行っており、台風災害等何らかの理由により基地局が使用不能となれば、この中継局を利用する地域が広範囲に渡って使用不能となる恐れがある。

近年大規模化している災害に備え、共同指令センターの整備と併せて、こうした地域における通信指令のリスクを低減させる取り組みが求められ、具体的には次に挙げる整備方策が考えられる。

- 通信キャリア（電気通信事業者）が提供する音声通話やデータ通信の活用
- 無線中継隊の活用
- 衛星携帯電話の導入
- 消防救急デジタル無線の強化（山上基地局等の県保有資源の活用検討）、通信ルートの多重化
- 高知県の警察無線等、他機関が保有する通信手段の活用検討（非常通信体制の整備）

これらを単独の消防本部で整備することは、費用面での負担が大きく困難であることが想定されることから、共同整備によって費用負担軽減を図ることが必要である。

また、非常通信は「地震、台風等の非常事態の発生時において、有線通信が利用不可または利用困難となった場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保、または秩序の維持のために行われる無線通信」をいい、山間部に限った話ではないものの、通信途絶のリスク低減策の一つとして活用することが考えられる。

非常通信の取扱いについては、電波法をはじめ、災害対策基本法、消防組織法、災害救助法等、様々な法律に規定されている。消防組織法では、第41条において「消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。」とされているが、非常通信の活用にあたっては、非常通信計画の作成、運用体制の整備、非常通信訓練の実施等が必要であり、これらの整備検討が望ましい。

### 3.4.4 まとめ

本調査は、高知県内の南国市、香南市、香美市の3消防本部における消防指令センターの連携・協力について、効率的かつ効果的な運用方策を明らかにし、その効果を検証することを目的に実施したものである。

調査にあたっては、はじめに3消防本部を対象にアンケート調査を実施し、消防指令業務に係る実態把握を行った。次に、共同消防指令センターの先進事例の調査結果の整理等を行い、実態把握と効果及び課題の確認を行った。

また、共同運用のモデルケースとして、各消防本部が単独で通信指令業務を行う場合と3市が共同で通信指令業務を行う場合の2ケースについて、ケーススタディを行い、指令業務配置職員及び施設整備費等の推計を行った。

以上の調査結果に基づき、現状体制の課題、共同運用による効果と課題の整理等を行った。

調査結果のまとめを表3.13に示す。

現状体制の課題で明らかになったように、今後の人口減少や大規模災害に備えるため、消防力を維持しつつ効率化を図ることが求められる。そのためには、通信指令業務に携わる人員の効率化や、通信指令システムの整備費用の効率化が可能となる、各本部の連携可能な組み合わせによる共同指令センターの構築が望ましいといえる。

また、ゼロ隊運用・直近指令といった部隊運用方法の導入を検討し、共同運用の効果を最大限引き出せるようにすべきである。

さらに、将来的に3市は、人口減少割合に差が生じることが見込まれることから、円滑な関係性を維持するためには、他県の先進事例を参考に定期的に財政的・人的な負担のあり方などについて検討することが望ましい。

なお、山間部が多い香美市では、通信手段の多重化や耐災害性の向上により、通信指令のリスク低減のための取り組みが必要である。

表 3.15 現状体制の課題、共同運用による効果と課題の整理等（調査結果）

現状体制の課題	人口減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人口減少に伴い財政状況が厳しくなるが、しばらくは消防需要が高い状況にあることが想定される</li> <li>⇒消防力を維持しつつ効率化を図ることが求められる。</li> </ul>
	大規模災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 現状の各消防本部の消防力では、大規模災害への対応力が懸念される。</li> <li>⇒119番通報受信能力の強化や現場対応能力の強化、部隊運用の効率化等の方策について、検討・整備しておくことが必要である。</li> </ul>
共同運用による効果	人員運用体制の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 現場は当務員のほとんどが交替で通信指令業務に従事し、継続して業務を行うことが難しい状況であった。</li> <li>⇒通信指令業務を専従職員とすることにより、その分、災害現場要員に充てることや消防隊の能力強化、指揮隊体制の強化、担当業務の事務処理、非番招集の減少等を図ることが可能で、住民サービスの向上が期待できる。</li> </ul>
	施設整備費・維持管理費の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施設整備費等の推計を行った結果から、共同運用を行った場合には、約6.5億円の費用が効率化できる可能性がある。</li> <li>➢ 保守費用も踏まえた累積費用は、共同運用の場合と各本部が単独で運用する場合で、年々差が開いていく。</li> <li>⇒通信指令業務の共同運用により、高機能消防指令センターの整備に係る初期費用及び維持管理費用を軽減し、財政面の効率化が期待できる。</li> </ul>
	消防通信指令業務の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 119番通報の受信・処理能力の向上</li> <li>・単独運用の場合と比較して、共同運用では指令員の人数を確保し易くなり、119番受信能力が向上し、災害への対応能力向上が期待される。</li> <li>・位置情報システムや情報共有システムなど、より多機能な指令システムの導入より、119番通報の処理能力の向上等が期待される。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 情報の一元化によるメリット</li> <li>・共同指令センターを構築すれば、情報通信の基幹としての役割を持つようになり、災害情報は一元的に集約され、効率的に情報共有を図ることが可能となる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 部隊運用の効率化、高度化</li> <li>・ゼロ隊運用や直近指令といった、消防本部の管轄区域を超えた高度な部隊運用を導入することにより、管轄地域全体での効率的な運用が可能となる。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人事交流による組織の活性化</li> <li>・共同指令センターの運用を通じて、構成消防本部間の人事交流が図られ、組織の活性化につながる。</li> </ul>	

表 3.16 現状体制の課題、共同運用による効果と課題の整理等（調査結果）続き

共同運用に係る課題	共同指令センターの整備方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 共同指令センターの整備に適合性が高いとされる各手法の特徴を踏まえ、適切な手法を採用することが必要となる。</li> </ul>
	共同指令センターの整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 共同化の実施時期により費用は異なるため、より効率的なシステムの更新時期を選定する必要がある。</li> </ul>
	指令システムの仕様検討、導入する機能の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指令システムの導入時には仕様を十分に検討し、導入後の運用やメンテナンスを容易に行うこと、追加費用の発生を抑えることに留意する。</li> <li>▶ 導入する機能の選択によっては、小規模な消防本部では不要な機能の付加による費用負担が生じる可能性がある。</li> </ul>
	消防本部に導入する設備、機器の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 各消防本部に導入する設備の選択によっては、費用負担が大きくなるため、共同運用の効果を損なうことのないよう注意する必要がある。</li> </ul>
	指令員の地理的不案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3者通話やインターネット接続、あるいは現地調査の実施などにより、指令員の地理的不案内を補完する。</li> </ul>
	指令業務における指揮権の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 共同運用時の指揮権を明確にしておく必要があり、協定関連文書への所要事項の明示、警防規程等への消防活動における共同指令センターの位置づけの明記が必要である。</li> </ul>
	山間部における指令の共同運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 森林という地勢的な特徴ある地域の無線の伝搬状況は平地と比べると悪く、山の陰にあたる場所では不感地帯が発生する。大規模化している災害に備え、共同指令センターの整備と併せて、こうした地域における通信指令のリスクを低減させる次のような取り組みが求められる。</li> <li>○電気通信事業者が提供する音声通話やデータ通信の活用</li> <li>○無線中継隊の活用</li> <li>○衛星携帯電話の導入</li> <li>○消防救急デジタル無線の強化（山上基地局等の県保有資源の活用検討）、通信ルートの多重化</li> <li>○高知県の警察無線等、他機関が保有する通信手段の活用検討（非常通信体制の整備）</li> </ul>

## 第4章 総務業務の3市共同運用に関する調査

### 4.1 総務業務の共同運用に関する調査

3市各本部の総務要員、分掌事務、総務事務の状況等について聞き取り及びアンケート調査（参考資料2、3）を行い、実態を把握した。

調査名：総務業務の共同運用に関する調査

実施期間：2020年10月21日～11月8日

調査内容：以下の通り

#### 4.1.1 調査内容

1. 消防本部体制・分掌事務等
  - (1) 総務要員数
  - (2) 規則で定めている分掌事務
  
2. 3市の予算状況
  - (1) 一般会計予算及び消防予算
  - (2) 消防予算の内訳
  
3. 総務業務共同事務処理調査
  - (1) 可能と思われる総務事務の抽出
  - (2) 共同購入（入札）が可能と思われる業務の抽出
  
4. 総務業務全般に係る課題等
  - (1) 総務業務に係る現状の課題
  - (2) 総務業務の連携協力に関する事項

#### 4.1.2 調査結果

##### 1. 消防本部及び署所の総務要員

- (1) 総務要員数

各消防本部及び署所の総務要員は表4.1のとおりである。

表4.1 3市消防本部における総務要員数

	総務要員数	署・所兼務職員数
南国市消防本部	5	3
香南市消防本部	5（※1）	0
香美市消防本部	2	6

（※1）次長が総務課長を兼務、市防災対策課出向1名含む（消防団係は市役所からの出向職員）



(2) 分掌事務

分掌事務は表 4.2 のとおりである。

**表 4.2 3市消防本部における総務分掌事務**

(1) 消防の総合企画及び調整に関すること
(2) 消防予算の編成等財務に関すること
(3) 職員の人事及び給与に関すること
(4) 渉外に関すること
(5) 消防団に関すること
(6) その他の課の所管に属さない事項に関すること

(1) 消防の総合企画及び調整に関すること
(2) 消防予算の編成等財務に関すること
(3) 職員の人事及び給与に関すること
(4) 渉外に関すること
(5) 消防団に関すること
(6) その他の課の所管に属さない事項に関すること

(1) 人事及び組織に関すること
(2) 予算及び経理に関すること
(3) 公印の保管及び文書の収発に関すること
(4) 消防施設の営繕、管理に関すること
(5) 職員の福利厚生に関すること
(6) 条例、規則その他の規程の改廃に関すること
(7) 他の班及び係の所管に属さないこと

**2. 3市の予算状況**

(1) 3市の一般会計予算及び消防予算

3市の一般会計予算及び消防予算は表 4.3 のとおりである。

**表 4.3 3市の一般会計予算及び消防予算（千円）**

年度別	一般会計予算	消防予算	比率(%)
2010(H22)	17,830,000	583,505	3.27
2011(H23)	19,060,000	931,674	4.89
2012(H24)	19,360,000	1,568,751	8.10
2013(H25)	19,020,000	706,764	3.72
2014(H26)	20,140,000	1,296,564	6.44
2015(H27)	21,790,000	1,545,762	7.09
2016(H28)	22,240,000	1,077,395	4.84
2017(H29)	20,670,000	1,010,566	4.89
2018(H30)	20,770,000	1,049,411	5.05
2019(R1)	23,680,000	1,054,797	4.45

年度別	一般会計予算	消防予算	比率(%)
2010(H22)	18,371,000	1,268,778	6.91
2011(H23)	17,836,000	436,956	2.45
2012(H24)	17,996,000	433,638	2.41
2013(H25)	21,179,000	530,840	2.51
2014(H26)	21,358,000	725,121	3.40
2015(H27)	19,586,000	621,495	3.17
2016(H28)	20,276,000	600,587	2.96
2017(H29)	20,329,000	622,544	3.06
2018(H30)	23,589,000	569,525	2.41
2019(R1)	21,073,000	665,421	3.16

年度別	一般会計予算	消防予算	比率(%)
2010(H22)	15,990,000	487,624	3.05
2011(H23)	14,694,000	464,595	3.16
2012(H24)	14,622,000	652,250	4.46
2013(H25)	15,815,000	576,373	3.64
2014(H26)	16,406,000	1,288,515	7.85
2015(H27)	17,699,000	540,365	3.05
2016(H28)	17,656,000	504,324	2.86
2017(H29)	18,514,000	563,699	3.04
2018(H30)	19,751,000	548,599	2.78
2019(R1)	18,658,000	567,647	3.04

(2) 消防予算

予算内訳は表 4.4 及び表 4.5 のとおりである。

表 4. 4 消防予算の内訳（人口・世帯別負担額）

南国市消防本部					香南市消防本部					香美市消防本部				
年度別	人口 (人)	世帯数 (世帯)	消防費負担額 (円)		年度別	人口 (人)	世帯数 (世帯)	消防費負担額 (円)		年度別	人口 (人)	世帯数 (世帯)	消防費負担額 (円)	
			1人あたり	1世帯あたり				1人あたり	1世帯あたり				1人あたり	1世帯あたり
2010	49,405	21,163	11,811	27,572	2010	34,411	14,245	36,871	89,068	2010	28,276	12,699	17,245	38,399
2011	48,966	21,193	19,027	43,961	2011	34,429	14,285	12,692	30,588	2011	27,961	12,715	16,616	36,539
2012	48,529	21,463	32,326	73,091	2012	34,326	14,343	12,633	30,233	2012	27,961	12,715	23,327	51,298
2013	48,420	21,594	14,597	32,730	2013	34,416	14,550	15,424	36,484	2013	27,519	12,828	20,945	44,931
2014	48,218	21,736	26,890	59,651	2014	34,267	14,622	21,161	49,591	2014	27,277	12,855	47,238	100,235
2015	47,983	21,840	32,215	70,777	2015	34,020	14,538	18,269	42,750	2015	27,056	12,903	19,972	41,879
2016	47,776	21,952	22,551	49,080	2016	33,884	14,599	17,725	41,139	2016	26,743	12,911	18,858	39,062
2017	47,540	21,978	21,257	45,981	2017	33,606	14,595	18,525	42,655	2017	26,526	11,979	21,251	47,057
2018	47,176	22,033	22,245	47,629	2018	33,418	14,702	16,717	38,269	2018	26,364	13,009	20,809	42,171
2019	46,967	22,126	22,458	47,629	2019	33,234	14,882	20,022	44,713	2019	26,121	12,970	21,731	43,766

表 4. 5 消防予算の内訳（科目別）

南国市消防本部

（単位：千円）

年度別	常備消防費	非常備消防費	消防施設費	水防費	防災費	合計
2010(H22)	471,246	35,435	39,162	264	37,398	583,505
2011(H23)	488,072	42,511	258,229	270	142,592	931,674
2012(H24)	500,107	45,397	34,801	270	988,176	1,568,751
2013(H25)	508,160	46,532	33,760	280	118,032	706,764
2014(H26)	501,193	52,694	132,443	310	609,925	1,296,564
2015(H27)	496,936	58,195	177,007	337	813,287	1,545,762
2016(H28)	501,518	53,799	194,085	337	327,656	1,077,395
2017(H29)	495,392	66,437	139,828	337	308,572	1,010,566
2018(H30)	512,725	66,091	204,923	300	265,372	1,049,411
2019(R1)	529,763	62,254	261,414	274	201,086	1,054,797

※非常備消防施設費は常備消防施設費に含む。

香南市消防本部

（単位：千円）

年度別	常備消防費	非常備消防費	常備消防施設費	非常備消防施設費	水防費	合計
2010(H22)	347,270	68,487	851,364	—	1,657	1,268,778
2011(H23)	342,425	70,465	22,414	—	1,652	436,956
2012(H24)	326,179	70,163	35,616	—	1,680	433,638
2013(H25)	330,785	71,764	126,634	—	1,657	530,840
2014(H26)	342,837	72,135	306,666	—	3,483	725,121
2015(H27)	354,486	75,476	186,342	—	5,191	621,495
2016(H28)	369,717	72,178	153,552	—	5,140	600,587
2017(H29)	378,157	74,773	13,469	151,055	5,090	622,544
2018(H30)	414,871	69,577	60,880	18,620	5,577	569,525
2019(R1)	405,561	78,749	126,080	48,323	6,708	665,421

※2016(H26)まで非常備消防施設費は常備消防施設費に含む。

香美市消防本部

（単位：千円）

年度別	常備消防費	非常備消防費	常備消防施設費	非常備消防施設費	水防費	合計
2010(H22)	365,942	88,906	32,196	0	580	487,624
2011(H23)	374,119	71,078	18,818	0	580	464,595
2012(H24)	376,962	180,486	24,350	24,501	580	652,250
2013(H25)	391,007	112,245	16,597	5,861	580	576,373
2014(H26)	389,466	829,716	16,816	0	580	1,288,515
2015(H27)	401,161	70,361	21,066	1,060	560	540,365
2016(H28)	415,772	72,432	15,560	0	560	504,324
2017(H29)	469,333	67,130	26,676	0	560	563,699
2018(H30)	452,890	77,504	17,645	0	560	548,599
2019(R1)	463,981	83,170	20,086	0	500	567,647

### 3. 総務業務共同事務処理

(1) 抽出された総務業務

抽出された総務業務は表 4.6 のとおりである。

**表 4.6 総務業務共同処理**

**南国市消防本部**

業務名	業務内容
会議関係	担当者会への参加等
競売関係	消防車両の競売に係る事務
団員講習関係	新入団員等への機関員講習等
研修関係	職員研修
入校関係	消防学校・消防大学校等への入校手続き

**香南市消防本部**

業務名	業務内容
消防団業務	消防団業務をシステム管理して一括管理する。
契約事務	物品購入業務等を一本化する。
各研修や会議	参加人員の削減ができる。

**香美市消防本部**

業務名	業務内容
	特になし

(2) 共同購入（入札）が可能と思われる業務

共同購入（入札）が可能と思われる業務は表 4.7 のとおりである。

**表 4.7 共同購入（入札）業務**

**南国市消防本部**

予算科目	業務名
備品購入費	通信指令システム・消防車両・消防用 ホース
需用費	被服類（防火衣、活動服、編み上げ、 （消耗品）短靴、手袋類等）救急消耗品、 団操法関連、書籍類、電気・ガス等
食料費	備蓄飲料水・食料
材料費	訓練・演習用資材
使用料	電話・無線設備リース料

**香南市消防本部**

予算科目	業務名
需用費	救急搬送確認書等の作成、「火の用心」等 （製本印刷）防火ステッカー・ラベル等の作成
消耗品	共通の消耗品の一括発注
備品購入費	共通の備品の一括発注
食料費	備蓄飲料水・食料の一括発注

**香美市消防本部**

予算科目	業務名
需用費	消防用資機材（ホース等）、救急消耗品 （手袋・マスク等）、コピー・プリンター 用紙、被服費（防火手袋等）
委託費	通信指令システム・デジタル無線システム 保守料

#### 4. 総務業務全般に係る課題等

(1) 総務業務に係る現状の課題

総務業務に係る現状の課題は表 4.8 のとおりである。

**表 4.8 総務業務における現状の課題**

南国市消防本部	総務業務を希望する人員がほとんどいないのが現状。また、管理職になって初めて総務課の日勤業務に携わる者も多く、業務量が多いため引継ぎや習得に時間を要するケースも多く見られる。
香南市消防本部	総務業務に関わるのは日勤になってからなので、業務内容の理解・習得に時間を要する。現在、消防隊（隔日勤務者）で総務業務を経験している者は2名であり今後、管理職が退職していくなか経験者不足になっていく。
香美市消防本部	現在、香美市消防本部では2名の総務要員のうち1名が行政職員のため、若手・中堅の職員で総務を経験している職員が少なく、今後経験なしで班長職への配置となることが推測される。

(2) 総務業務の連携協力

総務業務の連携協力に関する事項は表 4.9 のとおりである。

**表 4.9 総務業務の連携協力に関する事項**

南国市消防本部	
連携・協力のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課人員における一定の集約効果が見込める。</li> <li>・各所属からの職員派遣により、業務に対するやり方や方向性について意見を出し合うことで業務の効率化が見込める。</li> <li>・環境の変化による職員の仕事に対する意識の活性化が見込める。</li> </ul>
連携・協力のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所属において、事務や行事の進め方等について異なる場合があり、方法を統一する必要がある。</li> <li>・他市への勤務による通勤時間や通勤手当の増加</li> </ul>
連携・協力の懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各消防本部の状況が異なるため、各種計画の策定・事業の実施において調整する必要が生じる</li> <li>・行事を各本部ごとで行うのであれば、それに係る事務は別々に行う必要があるもので、 効率化できるか疑問</li> <li>・消防団に係る出務・入退団事務については統一が難しい。</li> <li>・車両事故や職員への貸与品の破損についての対応が遅くなるのではないかと</li> <li>・物品共同購入に係る支払い方法はどうか？複雑化しないか？</li> <li>・事務所に今まで以上のスペースが必要となる。</li> </ul>

香南市消防本部	
連携・協力のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3本部間の往来（交流）が増えることで連携強化が図られる。</li> <li>・人事交流が活性化する。</li> </ul>
連携・協力のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各消防本部のやり方があり混乱を招く。</li> </ul>
連携・協力の懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務業務全般で統一すべき事項が多くあると思うが、全てを統一することは困難ではないか？</li> <li>・他消防本部で勤務することへの不安</li> <li>・業務量や配置人員の削減に繋がるか？</li> </ul>

香美市消防本部	
連携・協力のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
連携・協力のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
連携・協力の懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市共同運用となれば共同購入等で若干の予算削減効果はあると推測できるが、予算はそれぞれの自治体であることから、大きなメリットがあると思えない。</li> <li>・3市での総務事務については、事業内容に違いがあることから、これを見直す必要がある。（特に消防団事務→香美市は警防班）</li> </ul>

## 4.2 総務業務共同運用の効果検証と課題の整理

ヒアリングや事例調査の結果から、下記の項目についてとりまとめる。

### 1 現状体制の課題

3市消防本部において総務課（総務班）に配置転換を希望する職員はいない。また総務業務は多岐多様であり、その内容を理解し業務を遂行するためのノウハウを習得するのに時間を要するため、後継者の確保・育成に苦慮している。また、消防隊と兼務して隔日勤務で総務業務にあたっている職員もいるが、出勤や訓練も行うため入札業務など重要な業務に携わることも難しい。

### 2 共同運用による効果

人員面、財政面については大きく改善できるとは考えられなかった。しかしながら住民サービスの向上については「事務知識の共有」により、若干のサービス向上が見込まれると結論づいた。

人員面では各市において担当業務、財政基盤が同じではないため、人員を削減することは難しいとの結論に至った。

今後、定年延長や再雇用においてそれぞれの消防本部において再雇用された職員のポストに違いがあるが、共同運用を行った場合には幅広いポストが準備できるので適材適所に配置することができるかもしれない。

財政面については、共同で購入可能な物品の中から特に需要の多い「消防用ホース」「救急消耗品」（表4.10参照）を3市単独で購入した場合と、共同で一括購入した場合を3社に協力してもらい見積書を比較した。見積書上は一括購入した場合が安価となっている。

このことから、3市の共同購入（入札）においては一定の効果は見られた。ただし、「仕入れ値が低価格になるほどの数量・規模には至っておらず販売店の営業努力によるもの。」との意見もあった。

支払い方法については共同購入（入札）を実施した消防本部に負担金として支払う方法と仕様書等に各消防本部分の数量及び請求方法を記載し、請求書を各消防本部分に分けそれぞれ支払う方法が想定された。

住民サービスの向上に繋がるか分からないが、各市によって入札業務や作成する仕様書に違いがあるが統一することによって入札参加業者の事務負担の軽減が図れるのではないと思われる。

### 3 共同運用に係る課題の整理

- ・各消防本部の状況に合わせた、総務要員の育成・配置計画の作成
- ・大規模備品（消防車両等）の共同購入（入札）でより効果のある物品等を整理し継続して調査・研究する。（高額案件のため契約手続き、議会対応も併せて調査・研究する。）
- ・総務業務における住民サービス向上に繋がる業務の整理

### 4 まとめ

今回の調査・検証では、共同運用することによって若干の効果は見られたが将来、消防の広域化が実現すれば財政基盤や分掌事務が統一されることとなり、状況は大きく変わり人員面や財政面で大きな効果が期待できると思われる。今回、総務業務の共同運用に至らなくても「職員対象の講習会の共同開催」や「総務業務の事務知識の共有」など協力・連携していくことにより、共同運用に関するメリット・デメリットを更に詳細に洗い出すこともできるとともに、これまで抽出された課題等も継続した調査・研究をすることにより3市消防本部の広域化に発展するものと考えられる。

表 4.10 見積比較表

消防用ホース		A社		B社		C社	
南国市消防本部	数量	単価	1,914,000	単価	1,881,000	単価	2,183,500
消防署用 50mm(1.6Mpa)	15	28,000	420,000	30,000	450,000	35,000	525,000
消防署用 65mm(1.6Mpa)	20	33,000	660,000	33,000	660,000	38,000	760,000
消防団用 65mm(1.6Mpa)	20	33,000	660,000	30,000	600,000	35,000	700,000
消費税(10%)			174,000		171,000		198,500
香南市消防本部	数量	単価	1,837,000	単価	1,777,600	単価	2,035,000
消防署用 50mm(1.6Mpa)アラミド仕様	10	35,000	350,000	38,600	386,000	42,000	420,000
消防署用 65mm(1.6Mpa)	10	33,000	330,000	33,000	330,000	38,000	380,000
消防団用 65mm(1.6Mpa)	30	33,000	990,000	30,000	900,000	35,000	1,050,000
消費税(10%)			167,000		161,600		185,000
香美市消防本部	数量	単価	1,441,000	単価	1,468,500	単価	1,716,000
消防署用 50mm(1.6Mpa)	20	28,000	560,000	30,000	600,000	35,000	700,000
消防署用 65mm(1.6Mpa)	10	33,000	330,000	33,000	330,000	38,000	380,000
消防団用 50mm(1.6Mpa)	15	28,000	420,000	27,000	405,000	32,000	480,000
消費税(10%)			131,000		133,500		156,000
単独購入合計			5,192,000		5,127,100		5,934,500
一括購入	数量	単価	5,192,000	単価	4,962,100	単価	5,934,500
消防署用 50mm(1.6Mpa)	35	28,000	980,000	29,000	1,015,000	35,000	1,225,000
消防署用 50mm(1.6Mpa)アラミド仕様	10	35,000	350,000	37,600	376,000	42,000	420,000
消防署用 65mm(1.6Mpa)	40	33,000	1,320,000	32,000	1,280,000	38,000	1,520,000
消防団用 50mm(1.6Mpa)	15	28,000	420,000	26,000	390,000	32,000	480,000
消防団用 65mm(1.6Mpa)	50	33,000	1,650,000	29,000	1,450,000	35,000	1,750,000
消費税(10%)			472,000		451,100		539,500
見積比較結果			0		-165,000		0



救急消耗品		A社		B社		C社		
南国市消防本部		数量	単価	1,919,280	単価	1,381,688	単価	1,326,160
デスポニトリル手袋100枚入り各サイズ	48	2,600	124,800			1,750	84,000	
デスポニトリル手袋200枚入り各サイズ	24			3,870	92,880			
サージカルマスク50枚入り	60	1,800	96,000	420	25,200	2,000	120,000	
オキシマスク25個入り	8	18,000	144,000			17,200	137,600	
オキシマスク1個	200			670	134,000			
光電使い捨てパドルP-521	60	5,000	300,000	6,500	390,000	5,950	357,000	
感染防止衣(上衣のみ)	400	1,800	720,000	980	392,000	780	312,000	
感染防止衣(下衣のみ)	300	1,200	360,000	740	222,000	650	195,000	
消費税(10%)			174,480		125,608		120,560	
香南市消防本部		数量	単価	2,118,600	単価	1,605,945	単価	1,591,150
デスポニトリル手袋100枚入り各サイズ	100	2,300	230,000			1,750	175,000	
デスポニトリル手袋200枚入り各サイズ	50			3,870	193,500			
サージカルマスク50枚入り	100	1,400	140,000	420	42,000	2,000	200,000	
高濃度酸素マスク成人用10個入り	10	4,500	45,000			4,700	47,000	
高濃度酸素マスク成人用1個	100			502.5	50,250			
中濃度酸素マスク成人用10個入り	10	4,100	41,000			3,600	36,000	
中濃度酸素マスク成人用1個	100			312	31,200			
光電使い捨てパドルP-521	70	5,000	350,000	6,500	455,000	5,950	416,500	
感染防止衣(上衣のみ)	400	1,700	680,000	980	392,000	780	312,000	
感染防止衣(下衣のみ)	400	1,100	440,000	740	296,000	650	260,000	
消費税(10%)			192,600		145,995		144,650	
香美市消防本部		数量	単価	1,396,010	単価	997,678	単価	1,029,050
デスポニトリル手袋100枚入り各サイズ	68	2,600	176,800			1,750	119,000	
デスポニトリル手袋200枚入り各サイズ	34			3,870	131,580			
サージカルマスク50枚入り	90	1,600	144,000	420	37,800	2,000	180,000	
高濃度酸素マスク成人用10個入り	8	5,400	43,200			4,700	37,600	
高濃度酸素マスク成人用1個	80			502.5	40,200			
中濃度酸素マスク成人用10個入り	5	4,300	21,500			3,600	18,000	
中濃度酸素マスク成人用1個	50			312	15,600			
光電使い捨てパドルP-521	50	5,000	250,000	6,500	325,000	5,950	297,500	
感染防止衣(上衣のみ)	300	1,800	540,000	980	294,000	780	234,000	
感染防止衣(下衣のみ)	60	1,200	72,000	740	44,400	650	39,000	
オープンフェイスマスク20個入り	2					5,200	10,400	
オープンフェイスマスク10個入り	4	5,400	21,600					
オープンフェイスマスク1個	40		0	460	18,400			
消費税(10%)			126,910		90,698		93,550	
単独購入合計			5,433,890		3,985,311		3,946,360	
一括購入		数量	単価	4,938,120	単価	3,755,972	単価	3,946,360
デスポニトリル手袋100枚入り各サイズ	216	2,200	475,200			1,750	378,000	
デスポニトリル手袋200枚入り各サイズ	108			3,870	417,960			
サージカルマスク50枚入り	250	1,300	325,000	390	97,500	2,000	500,000	
オキシマスク25個入り	8	18,000	144,000			17,200	137,600	
オキシマスク1個	200			670	134,000			
高濃度酸素マスク成人用10個入り	18	4,300	77,400			4,700	84,600	
高濃度酸素マスク成人用1個	180			468	84,240			
中濃度酸素マスク成人用10個入り	15	4,000	60,000			3,600	54,000	
中濃度酸素マスク成人用1個	150			302	45,300			
光電使い捨てパドルP-521	180	5,000	900,000	6,170	1,110,600	5,950	1,071,000	
感染防止衣(上衣のみ)	1,100	1,500	1,650,000	878	965,800	780	858,000	
感染防止衣(下衣のみ)	760	1,100	836,000	712	541,120	650	494,000	
オープンフェイスマスク20個入り	2					5,200	10,400	
オープンフェイスマスク10個入り	4	5,400	21,600					
オープンフェイスマスク1個	40			450	18,000			
消費税(10%)			448,920		341,452		358,780	
見積比較結果			-495,770		-229,338		0	

## 第5章 予防業務の3市共同運用に関する調査

### 5.1 予防業務の共同運用に関する調査

3市各本部の予防要員、火災予防条例、火災予防条例施行規則、予防事務審査基準、検査基準、管内の防火対象物の状況、予防事務の状況、火災調査業務、火災予防広報等の実施状況等についてアンケート調査（参考資料3）を行い、実態を把握した。

調査名：予防業務の共同運用に関する調査

実施期間：2020年10月21日～11月8日

調査内容：以下の通り

#### 5.1.1 調査内容

##### 1. 消防本部体制・条例等の制定等

- (1) 予防要員数
- (2) 予防技術資格者数
- (3) 火災予防条例の制定
- (4) 火災予防条例施行規則
- (5) 火災予防施行規程
- (6) 予防事務審査基準、検査基準
- (7) 予防事務処理手引き
- (8) 予防事務を推進するために活用しているマニュアル等

##### 2. 予防事務処理状況

- (1) 管内の防火対象物の状況
- (2) 消防同意事務の状況
- (3) 消防法に基づく各種届出の状況
- (4) 火災予防条例に基づく各種届出の状況
- (5) 危険物施設の状況
- (6) 少量危険物施設の状況
- (7) 危険物関係事務処理の状況

##### 3. 火災調査、火災予防広報等

- (1) 火災調査の担当部署
- (2) 火災予防広報等に関する担当部署及び実施状況
- (3) 防火に関する組織及び実施状況

##### 4. 予防業務全般に係る課題等

- (1) 予防業務に係る現状の課題

(2) 予防業務の連携協力に関する事項

5. 1. 2 調査結果

1. 消防本部及び署所の予防要員、予防技術資格者

3市における予防要員数は以下のとおりで、予防業務を主に担当する職員については、南国市消防本部が4名、香南市消防本部が6名、香美市消防本部3名の状況である。また、警防業務と兼務して予防業務を担当する職員は、南国市消防本部が4名、香南市消防本部が本部兼務職員を含め8名、香美市消防本部が6名の状況である。

消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者の取得者数は、防火査察の資格者が、南国市消防本部4名、香南市消防本部8名、香美市消防本部11名の状況で、消防用設備等の資格者は、南国市消防本部4名、香南市消防本部7名、香美市消防本部7名の状況で、危険物の資格者は、南国市消防本部4名、香南市消防本部6名、香美市消防本部7名の状況である。

表 5.1.1. 3市消防本部における予防要員数

	予防要員数 (兼務職員除く)		兼務予防要員数	
	定員	実員	本部兼務職員 数	署・所 兼務職員数
南国市消防本部	10	4	0	4
香南市消防本部	7	6	0	8
香美市消防本部	7	3	0	6

表 5.1.2 3市消防本部における予防技術資格者数

	予防技術資格者数		
	防火査察	消防用設備等	危険物
南国市消防本部	4	4	4
香南市消防本部	8	7	6
香美市消防本部	11	7	7

## 2. 火災予防条例

3市の火災予防条例の内容について調査した結果、消防長官が定める「火災予防条例（例）」に基づき制定され、火災予防条例に独自の規制等は定められていないことが確認された。

表 5.1.3 3市消防本部における火災予防条例の内容

	火災予防条例（例）に基づき制定	火災予防条例に独自の規制はない
南国市消防本部	○	○
香南市消防本部	○	○
香美市消防本部	○	○

## 3. 火災予防条例施行規則

3市の火災予防条例の施行について、必要な事項を定めた火災予防条例施行規則の制定及び制定する際に参考としていることなどを調査した結果、3市ともに火災予防条例施行規則は制定され運用されているが、何を参考として制定されたかは不明であった。

## 4. 火災予防施行規程

3市の消防関係法令の規程による消防長の権限並びに条例、条例施行規則並びに消防長委任条項の権限に属する火災予防及び危険物規制の事務に関する必要な事項を定める規定である「火災予防施行規程」の制定について調査した結果、南国市消防本部が他市の規程を参考として制定していたが、他の2市消防本部では策定されていなかった。

## 5. 予防事務審査基準、検査基準

### (1) 消防同意事務審査要領

3市ともに消防同意事務の審査要領については、策定されていなかった。

### (2) 火気設備等の技術基準

3市ともに火気設備等の技術基準については、策定されていなかった。

### (3) 消防用設備又は特殊消防用設備等の技術基準

3市ともに消防用設備又は特殊消防用設備等の技術基準については、策定されていなかった。

(4) 消防用設備又は特殊消防用設備等の検査要領

3市ともに消防用設備又は特殊消防用設備等の検査要領については、策定されていなかった。

(5) 中間検査及び使用検査要領

3市ともに中間検査及び使用検査要領については、策定されていなかった。

(6) 届出に対する審査要領

3市ともに届出に対する審査要領については、策定されていなかった。

## 6. 予防事務処理手引き

3市ともに予防行政を推進するうえで、各種届出を処理するための手引きについて定められたものの有無を調査した結果、策定されていなかった。

## 7. 予防事務を推進するために活用しているマニュアル等

予防事務を推進するために活用しているマニュアル等については、以下のとおりである。

**表 5.1.4 3市消防本部の予防事務を推進するために活用しているマニュアル等**

	活用しているマニュアル名等
南国市消防本部	「立入検査標準マニュアル」・「違反処理標準マニュアル」（総務省消防庁）
香南市消防本部	消防基本六法（東京法令）、建築消防 advice(新日本法規)、建築申請 memo（新日本法規）
香美市消防本部	立入検査標準マニュアル、違反処理マニュアル（総務省消防庁）

## 8. 管内の防火対象物、危険物施設、予防事務の状況等

(1) 管内の防火対象物

3市における防火対象物数に関するアンケート調査結果は、南国市消防本部管内は、2015年に統計数の見直しが行われたことから、1,100台の防火対象物数から850台の防火対象物数と減少したが、その後の4年間は約3%防火対象物が増加している。

香南市消防本部管内は、2010年は436防火対象物数で10年後の2019年は488防火対象物数で約12%防火対象物が増加している。

香美市消防本部管内は、2010年は741防火対象物数で10年後の2019年は783防火対象物数で約6%防火対象物が増加している。

また、防火管理者義務設置対象物、4階以上防火対象物の状況も下記の表のとおり若干であるが増加している。

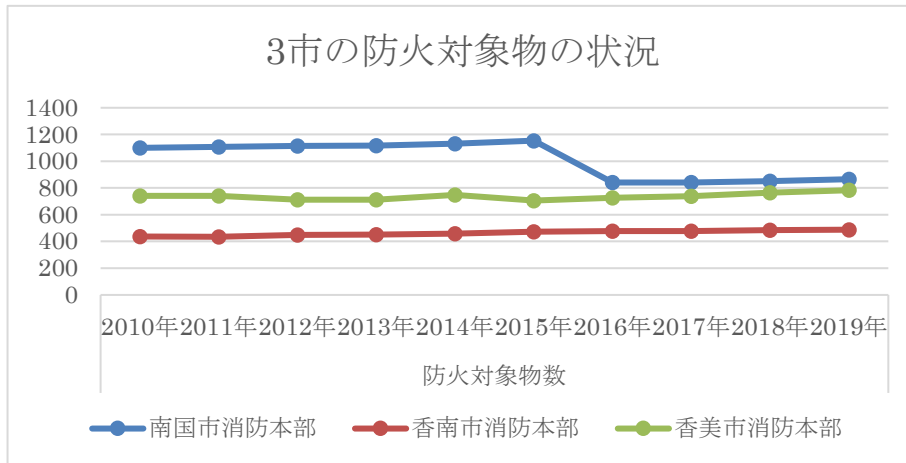


図 5.1.1 3市消防本部の防火対象物の推移

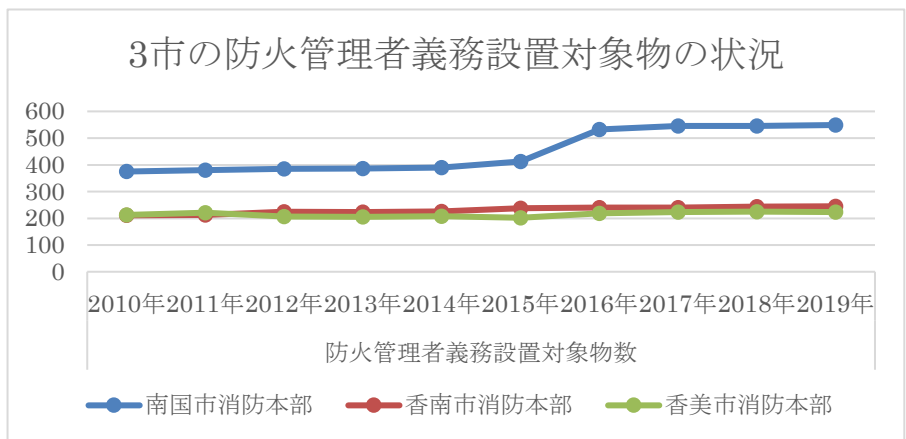


図 5.1.2 3市消防本部の防火管理者義務設置対象物の推移

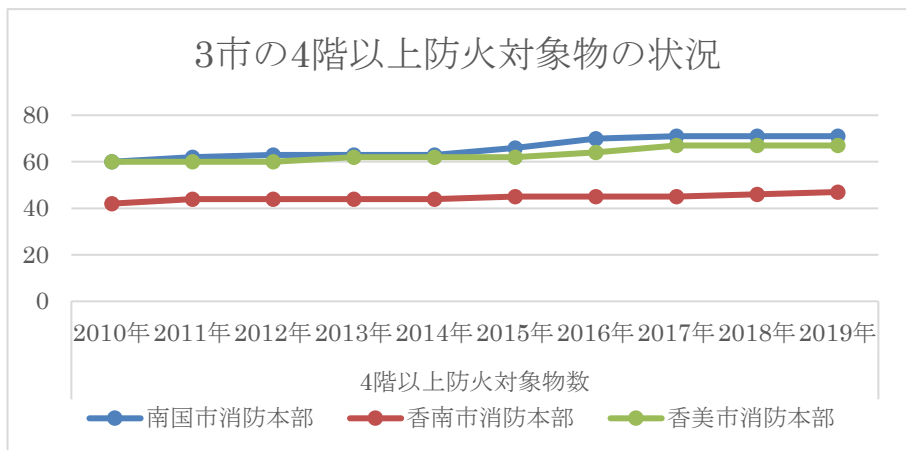


図 5.1.3 3市消防本部の4階以上防火対象物の推移

(2) 消防同意事務の状況

3市における確認申請に関する同意事務の推進状況は、図 5.1.4 のとおりであるが、南国市消防本部が 2013 年の 244 件の例外的な状況を除いた 10 年間の平均同意件数は

59 件/年、香南市消防本部が 40 件/年、香美市消防本部が 24 件/年の状況で、大きな状況変化見当たらない。

許可申請及び計画通知に対する同意事務の推進状況は、3 市の消防本部ともに許可申請に伴う同意事務は 6～10 件/年、計画通知に伴う事務は 0～2 件/年程度で多くない状況である。

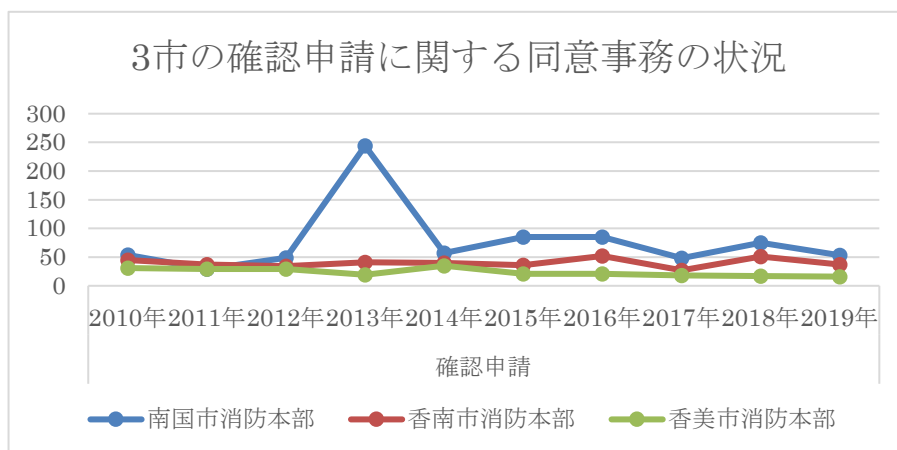


図 5.1.4 3 市消防本部の確認申請に関する同意事務の推移

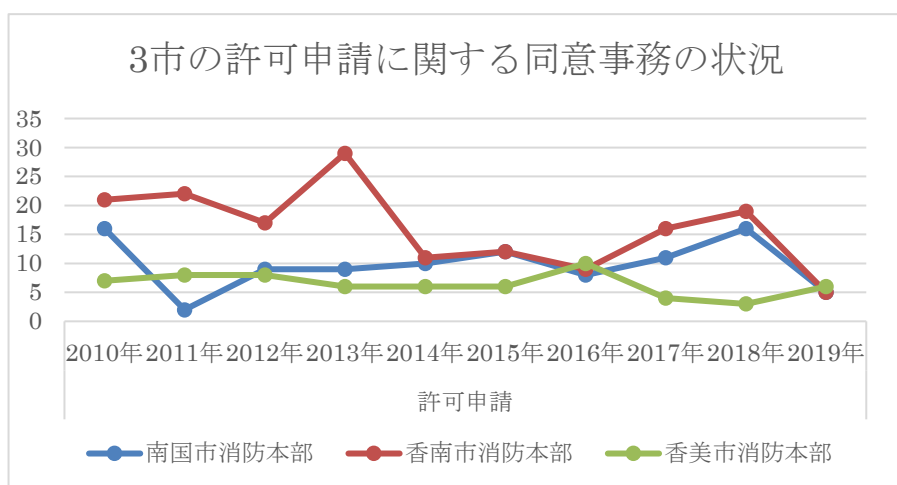


図 5.1.5 3 市消防本部の許可申請に関する同意事務の推移

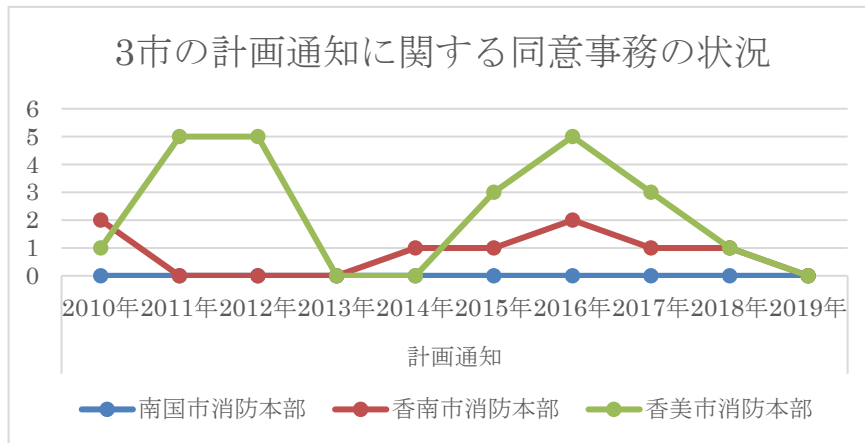


図 5.1.6 3市消防本部の計画通知に関する同意事務の推移

(3) 消防法に基づく各種届出の状況

3市における消防法に基づく各種届出の状況は図 5.1.7～図 5.1.12 のとおりである。

3市消防本部の状況は、10年間の平均で防火管理者選解任届出は34件/年～83件/年、消防用設備等設置届出は48件/年～83件/年、消防計画届出は37件/年～56件/年、消防用設備等点検報告届出は211件/年～347件/年、液化石油ガス届出は4件/年～7件/年、危険物関係届出は37件/年～118件/年であり、一部の届出について誤差はあるが、3市ともに概ね同様の消防法に基づく届出の予防業務を行っている状況である。

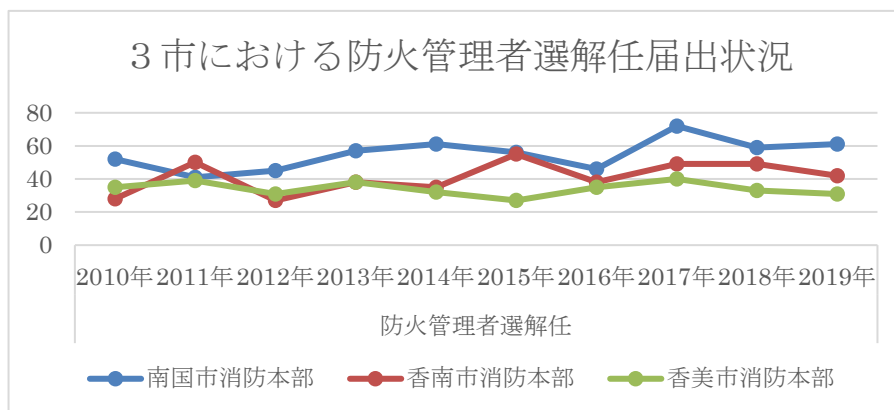


図 5.1.7 3市における防火管理者選解任届出状況



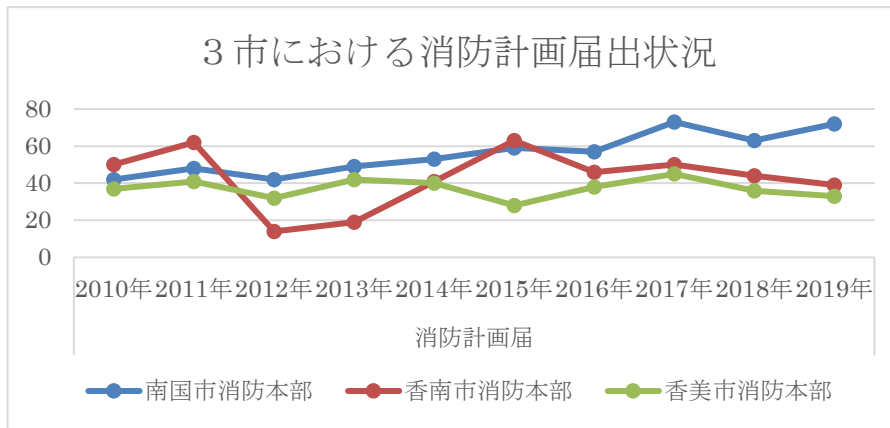


図 5.1.8 3市における消防計画届出状況

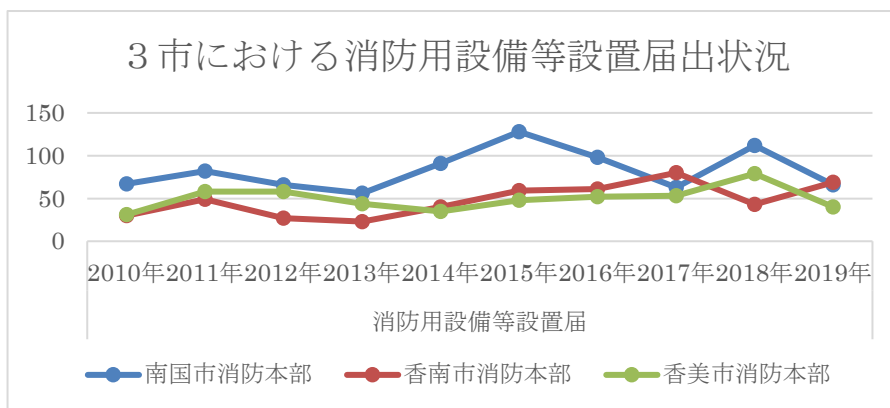


図 5.1.9 3市における消防用設備等設置届出状況

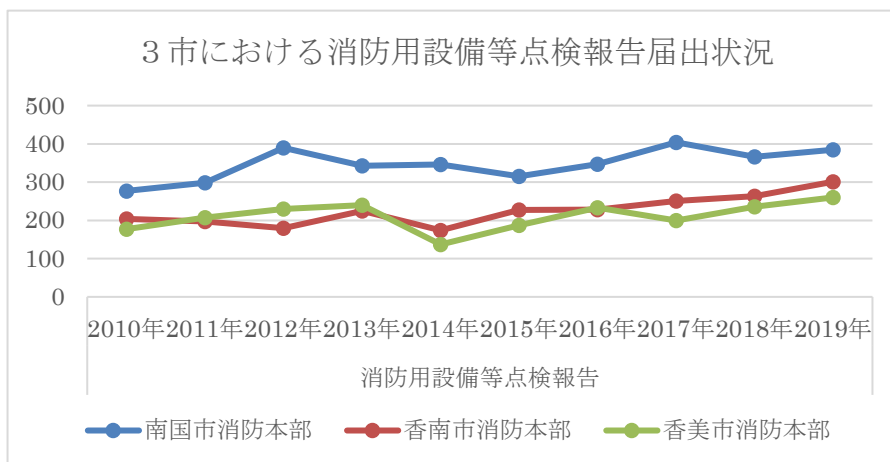


図 5.1.10 3市における消防用設備等点検報告届出状況

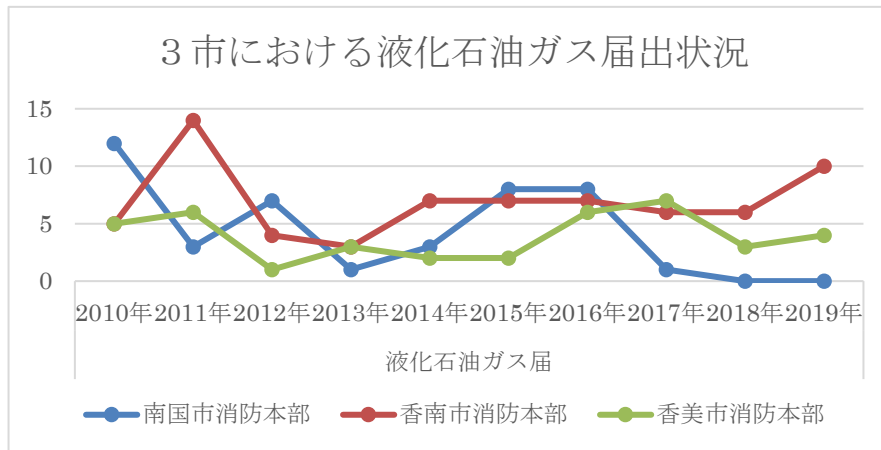


図 5.1.11 3市における液化石油ガス届出状況

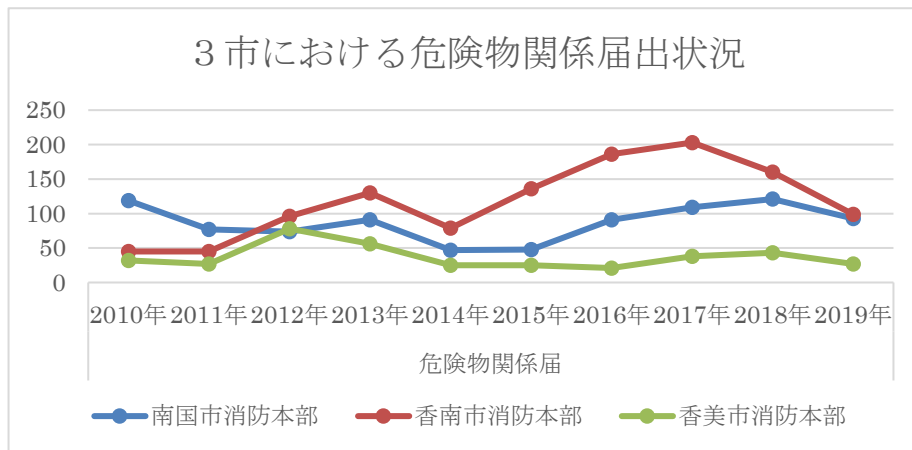


図 5.1.12 3市における危険物関係届出状況

(4) 火災予防条例に基づく各種届出の状況

3市における火災予防条例に基づく各種届出の状況は図 5.1.13～図 5.1.24 のとおりである。

3市消防本部の防火対象物使用開始届出の状況は、10年間の平均で南国市消防本部が18件/年、香南市消防本部が16件/年、香美市消防本部が6件/年の状況であるが、香美市消防本部は、2018年から増加傾向で、2019年は45件/年の状況である。

また、①ボイラー設備設置届、②乾燥設備設置届、③発電設備設置届、④変電設備設置届、⑤蓄電池設備設置届、⑥燃料電池設置届、⑦指定可燃物貯蔵届については、3市ともに年に数件の届出状況である。

その他の届出に関しては、火災と紛らわしい行為の届出が19件/年～90件/年、道路工事届出が80件/年～241件/年、危険物貯蔵届出が13件/年～20件/年の届出状況である。

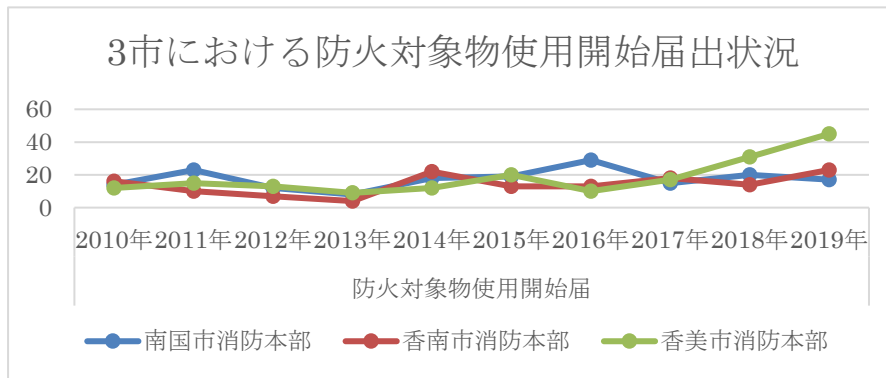


図 5.1.13 3市における防火対象物使用開始届出状況

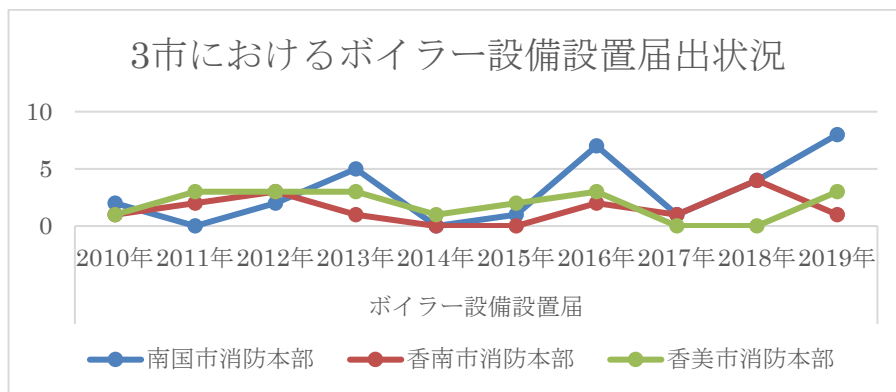


図 5.1.14 3市におけるボイラー設備設置届出状況

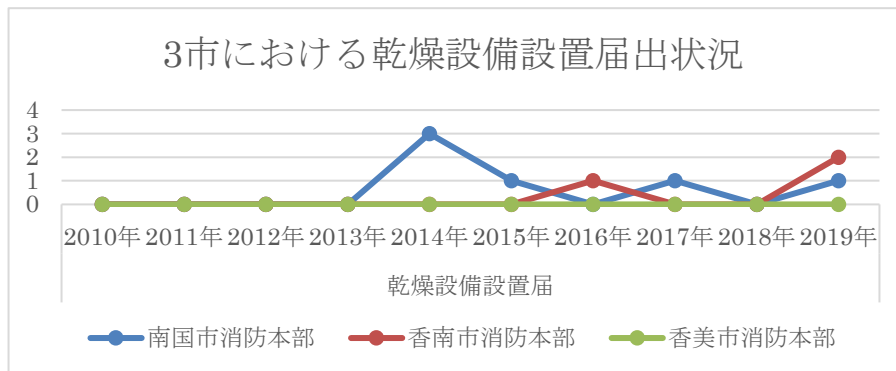


図 5.1.15 3市における乾燥設備設置届出状況

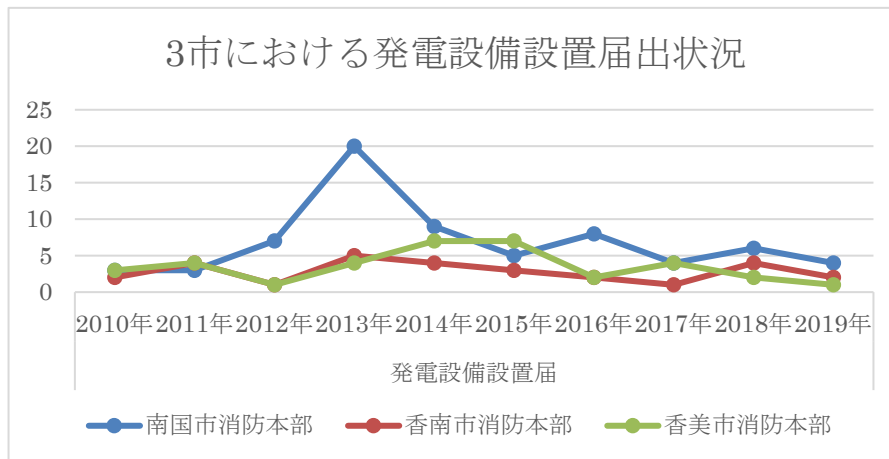


図 5.1.16 3市における発電設備設置届出状況

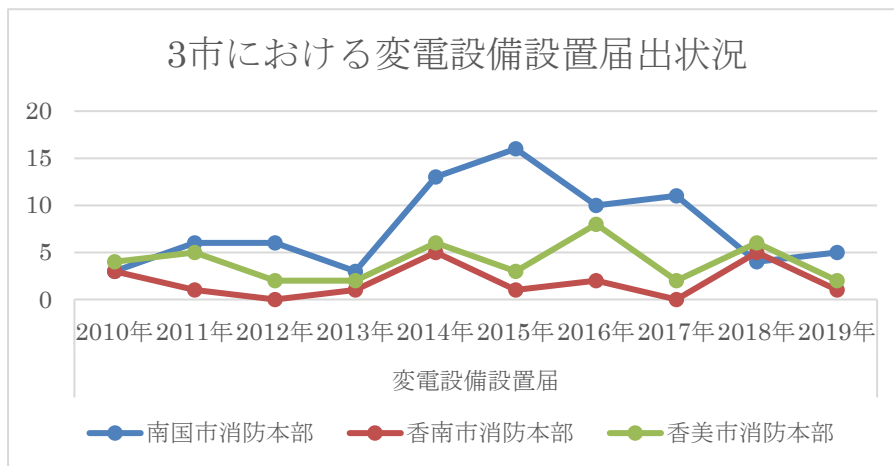


図 5.1.17 3市における変電設備設置届出状況

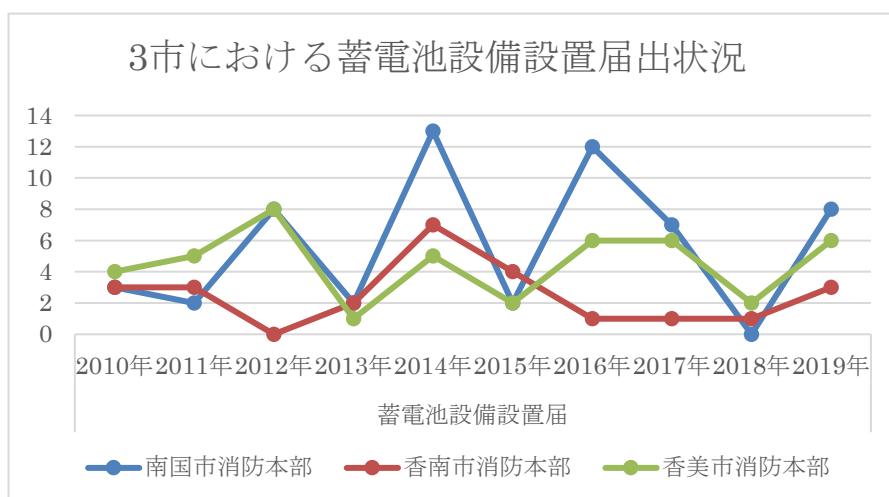


図 5.1.18 3市における蓄電池設備設置届出状況

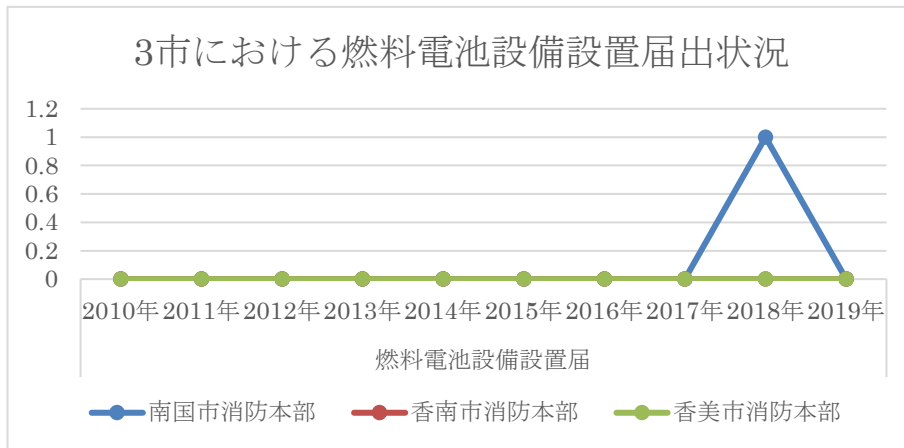


図 5.1.19 3市における燃料電池設備設置届出状況

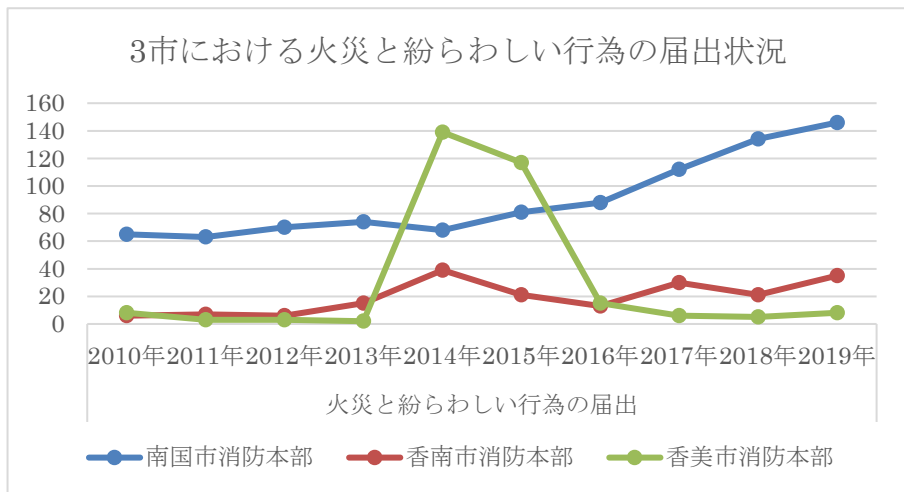


図 5.1.20 3市における火災と紛らわしい行為の届出状況

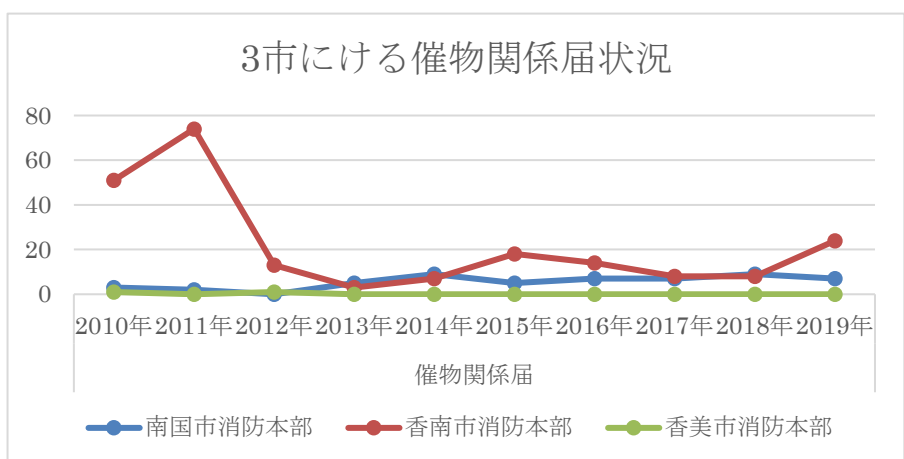


図 5.1.21 3市における催物関係届出状況

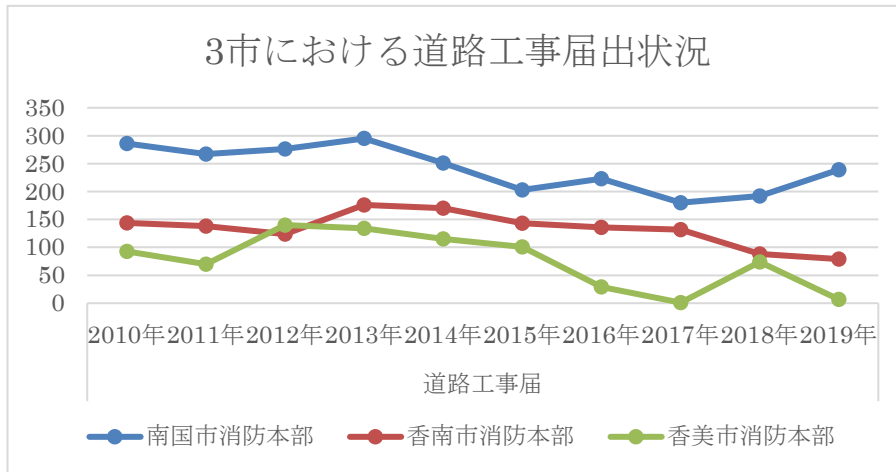


図 5. 1. 22 3市における道路工事届出状況

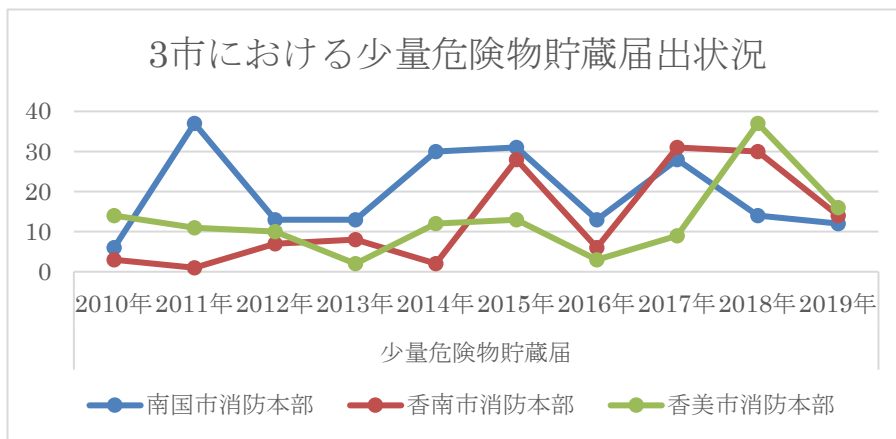


図 5. 1. 23 3市における少量危険物貯蔵届出状況

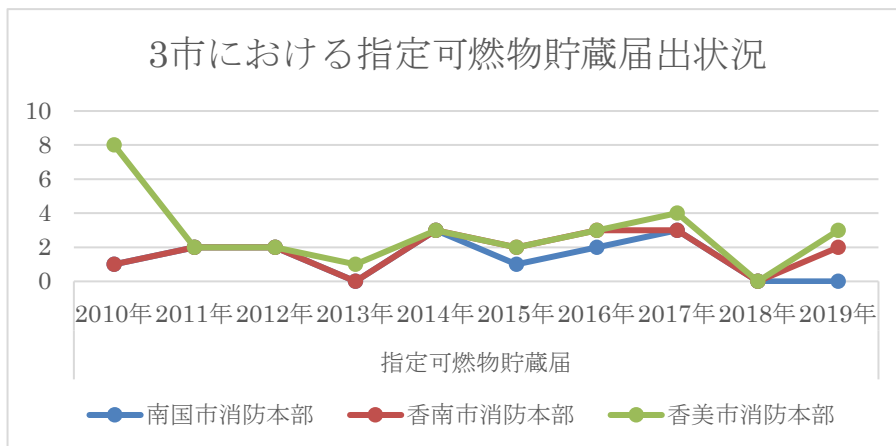


図 5. 1. 24 3市における指定可燃物貯蔵届出状況

(5) 危険物施設の状況

3市における危険物施設の状況は、図 5. 1. 25、図 5. 1. 26 のとおりで、3市の管内に危険物の製造所施設はないことも確認された。

危険物の貯蔵所として設置許可している 2019 年 12 月末時点における各本部管内の施設数は、南国市消防本部が 152 施設、香南市消防本部が 67 施設、香美市消防本部が 37 施設である。

また、取扱所として設置許可している 2019 年 12 月末時点における各本部管内の施設数は、南国市消防本部が 92 施設、香南市消防本部が 43 施設、香美市消防本部が 29 施設である。

全体的な危険物施設数の推移については、3 市ともに微減の状況である。

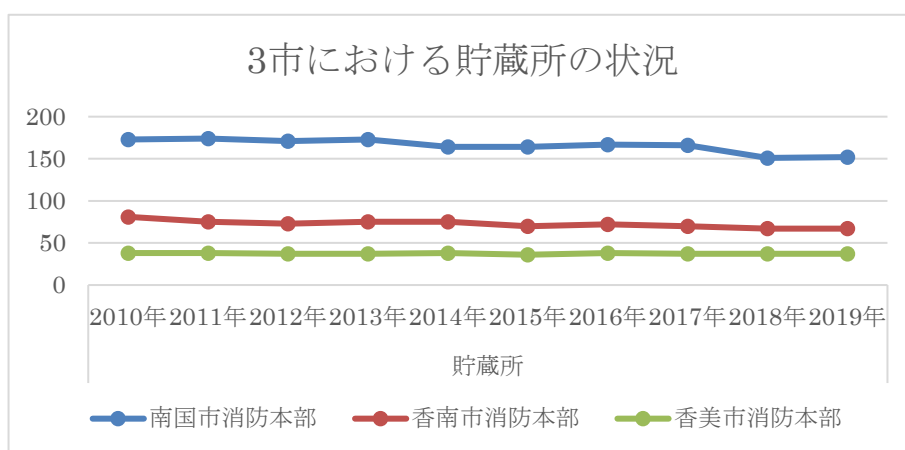


図 5. 1. 25 3 市における貯蔵所の状況

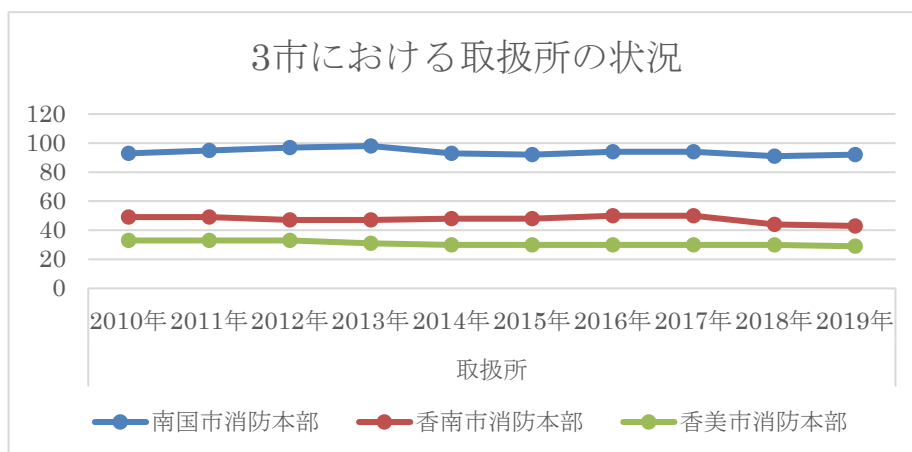


図 5. 1. 26 3 市における取扱所の状況

(6) 少量危険物施設の状況

3 市における危険物施設の調査した結果は、図 5. 1. 27～図 5. 1. 29 のとおりで、3 市の管内に少量危険物施設の簡易タンク貯蔵所はないことも確認された。

屋外タンク貯蔵所の少量危険物施設については、10 年間で香南市消防本部が 1,200 施設から 536 施設に減少したが、南国市消防本部が 1,101 施設から 1,064 施設、香美

市消防本部が 240 施設から 199 施設と微減の状況である。

また、屋内タンク貯蔵所の少量危険物施設については、3 市において 10 年間で数施設が増えている状況である。

移動タンク貯蔵所については、10 年間で南国市消防本部が 38 施設から 46 施設、香美市消防本部が 10 施設から 12 施設と微増の状況で、香南市消防本部が 18 施設から 16 施設と微減の状況である。

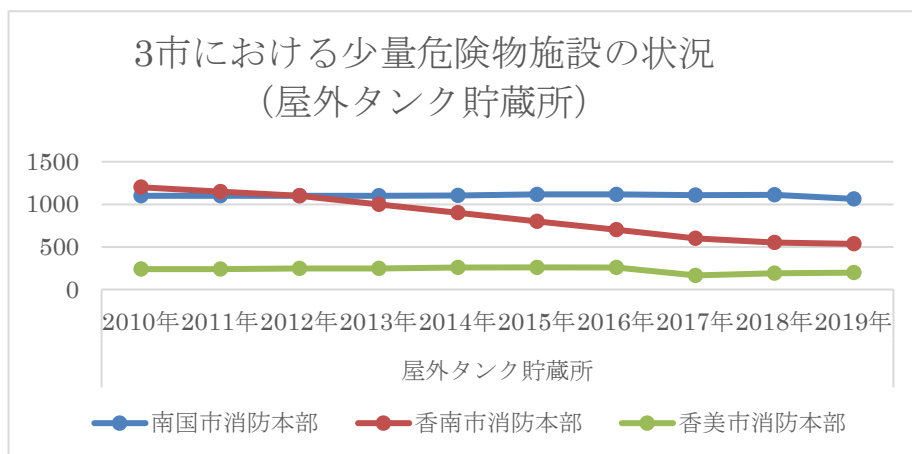


図 5.1.27 3 市における少量危険物施設（屋外タンク貯蔵所）の状況

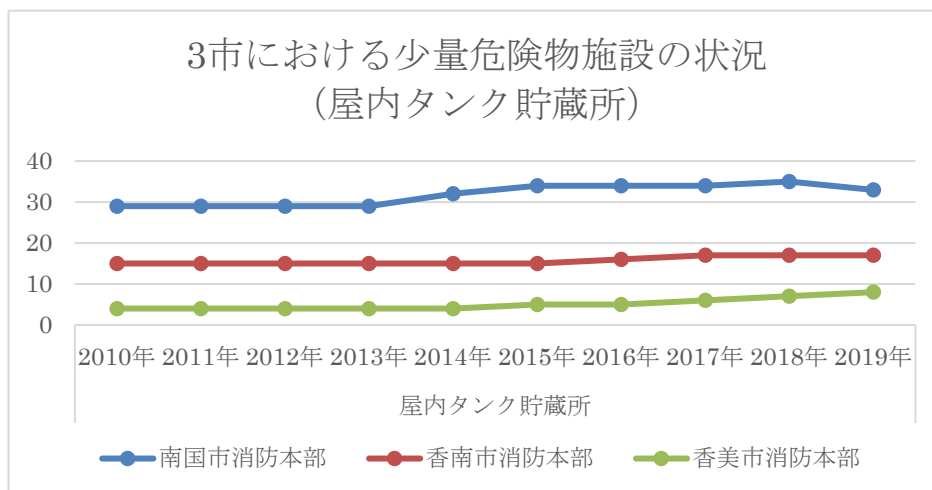


図 5.1.28 3 市における少量危険物施設（屋内タンク貯蔵所）の状況



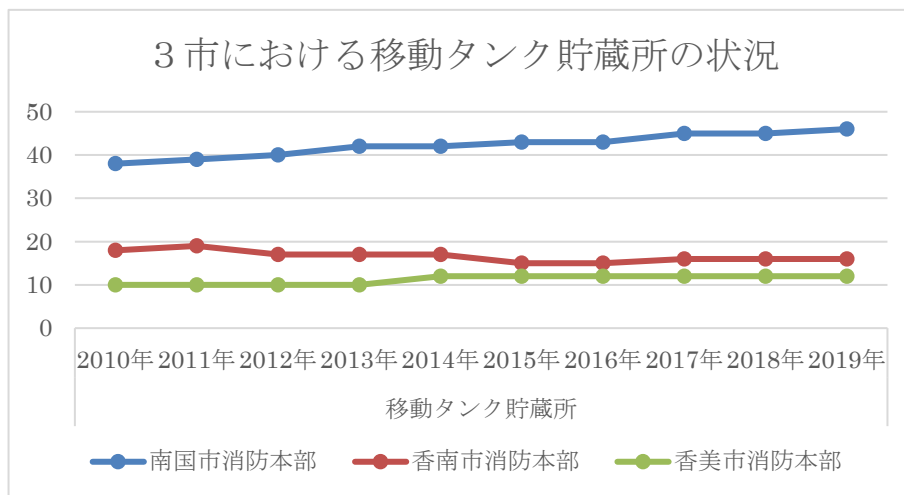


図 5.1.29 3市における移動タンク貯蔵所の状況

(7) 危険物関係事務処理の状況

3市における貯蔵所設置許可、貯蔵所変更許可、貯蔵所完成検査（設置）、貯蔵所完成検査（変更）、貯蔵所仮使用、貯蔵所水張検査、貯蔵所種類別数量変更届、貯蔵所保安監督者選任届、貯蔵所保安監督者解任届、貯蔵所廃止届等の危険物関係事務を行っているが、年により事務処理件数が異なるが、3市ともに10件/年以下の状況である。

また、3市における取扱所設置許可、取扱所変更許可、取扱所完成検査（設置）、取扱所完成検査（変更）、取扱所仮使用、取扱所水圧検査、取扱所種類別数量変更届、取扱所保安監督者選任届、取扱所保安監督者解任届、取扱所廃止届等の危険物関係事務についても、3市ともに15件/年以下の状況である。

なお、図 5.1.44 の取扱所水張検査の状況のとおり、香南市消防本部で多い年には155の取扱所水張検査が実施されている。

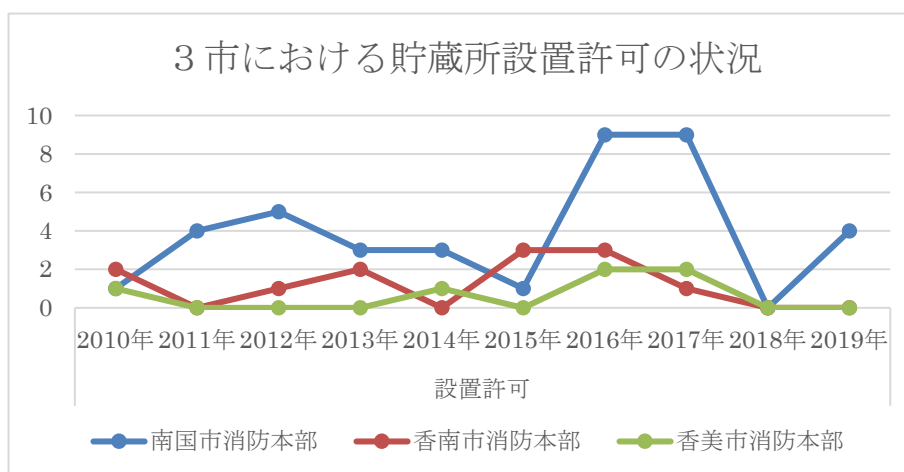


図 5.1.30 3市における貯蔵所設置許可の状況

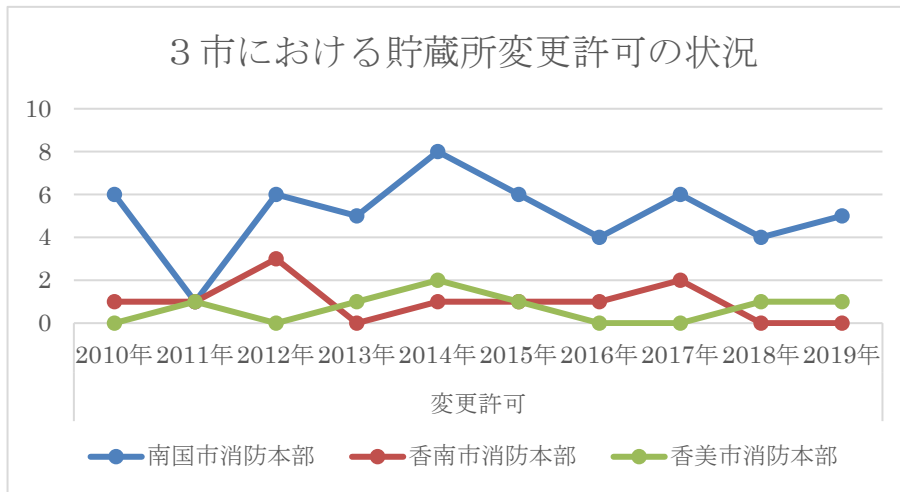


図 5. 1. 31 3市における貯蔵所変更許可の状況

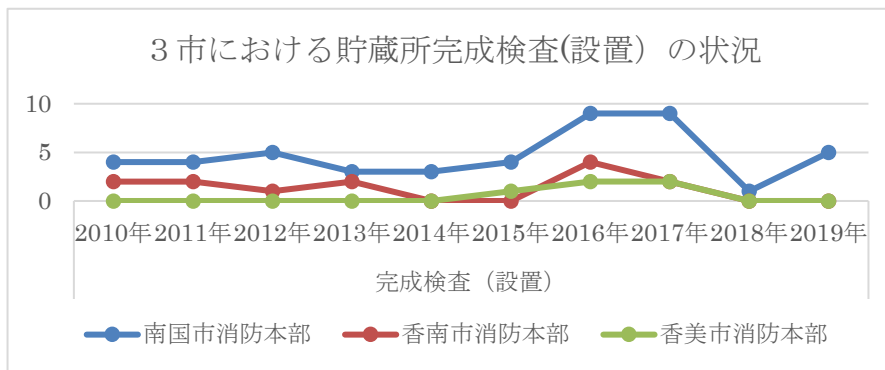


図 5. 1. 32 3市における貯蔵所完成検査（設置）の状況

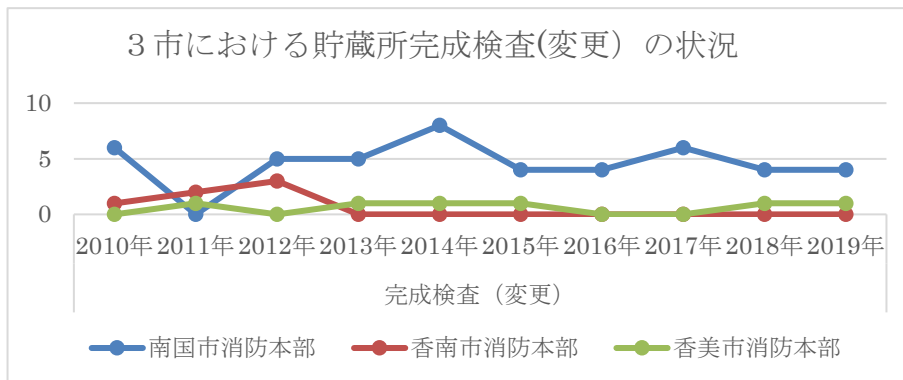


図 5. 1. 33 3市における貯蔵所完成検査（変更）の状況

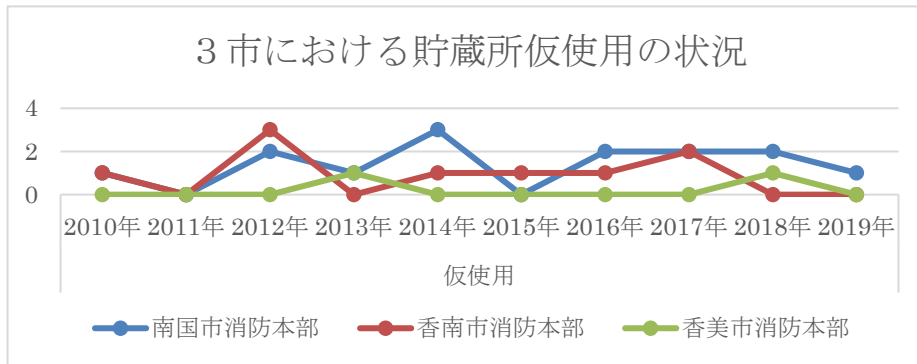


図 5.1.34 3市における貯蔵所仮使用の状況

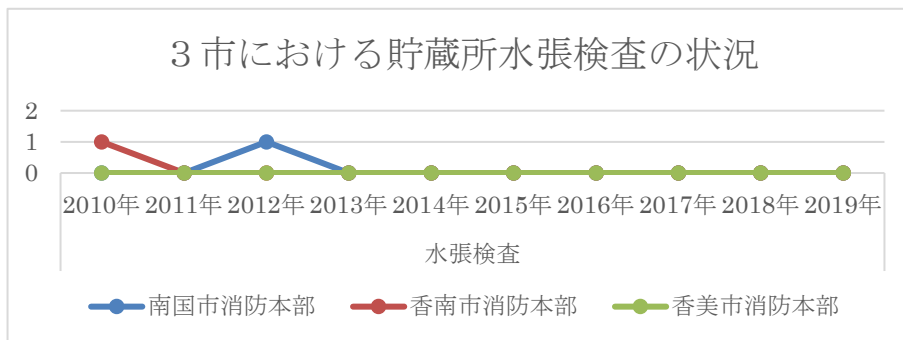


図 5.1.35 3市における貯蔵所水張検査の状況

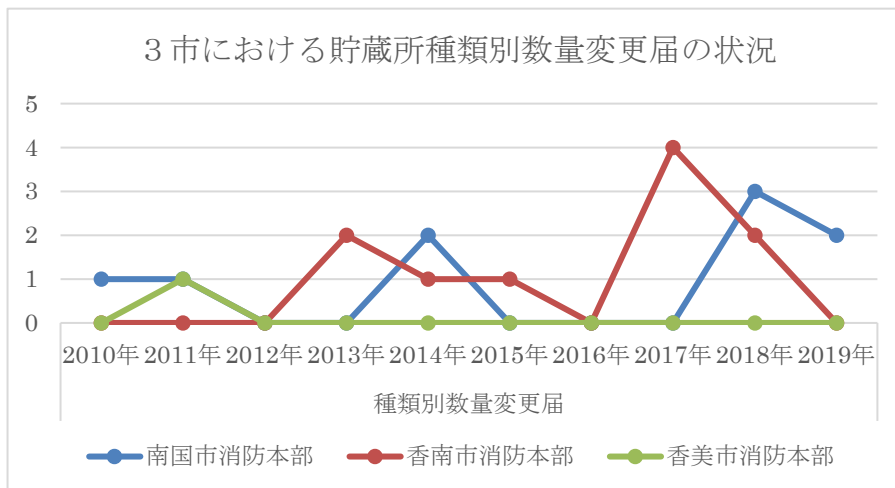


図 5.1.36 3市における貯蔵所種類別数量変更届の状況

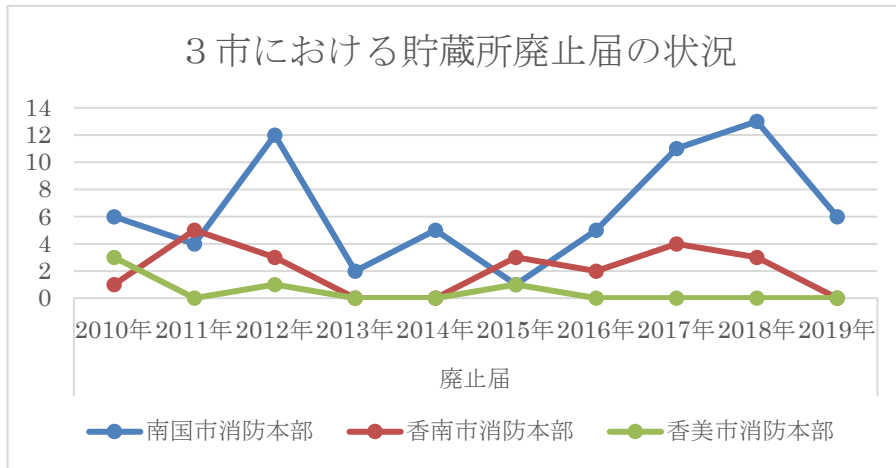


図 5.1.37 3市における貯蔵所廃止届の状況

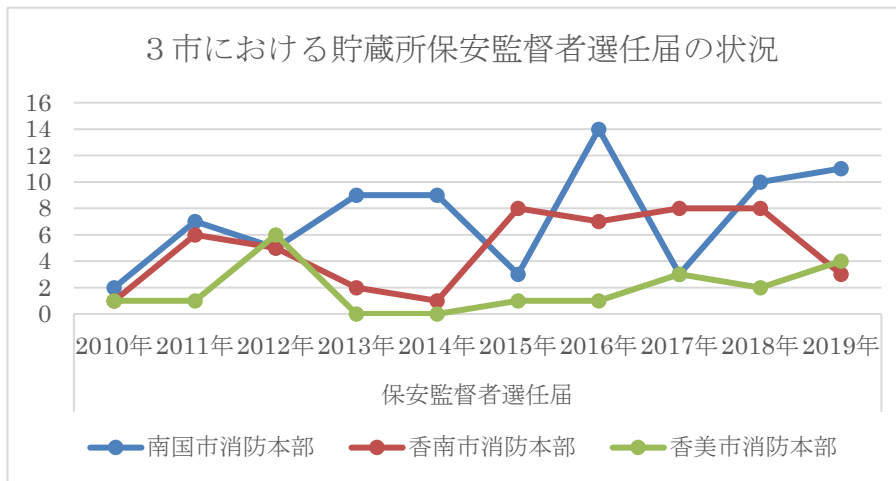


図 5.1.38 3市における貯蔵所保安監督者選任届の状況

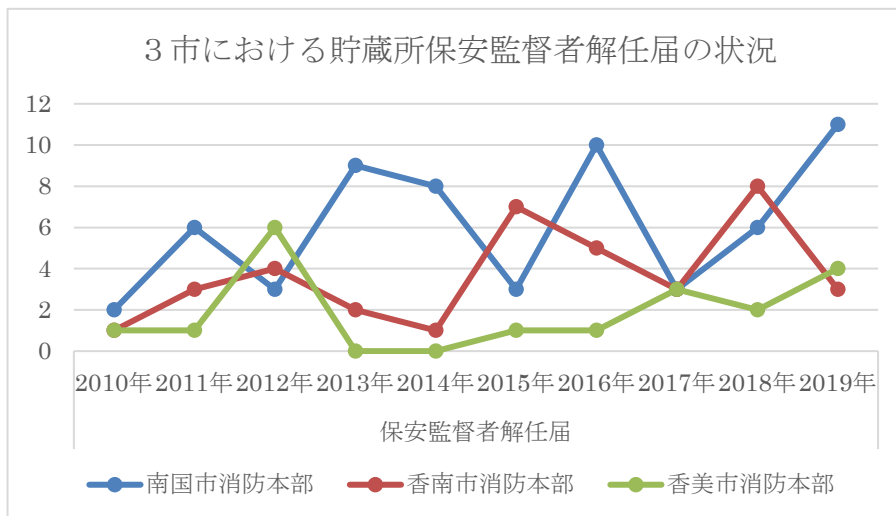


図 5.1.39 3市における貯蔵所保安監督者解任届の状況

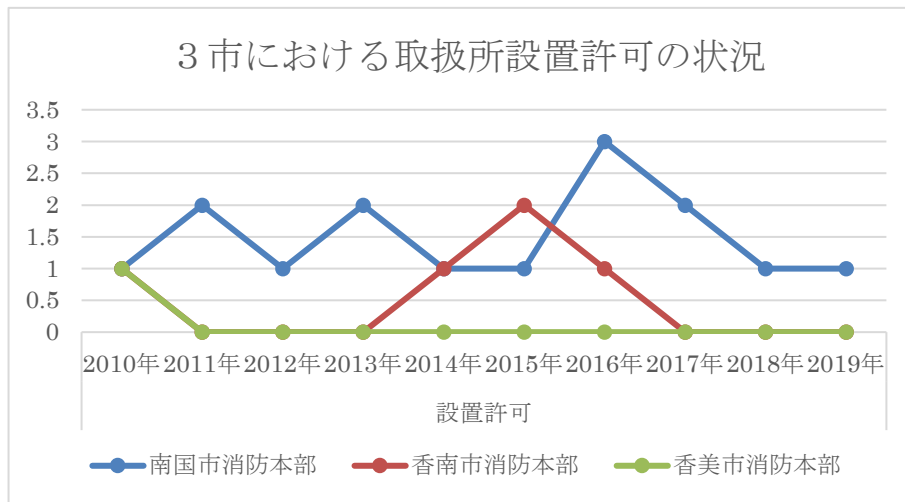


図 5. 1. 40 3市における取扱所設置許可の状況

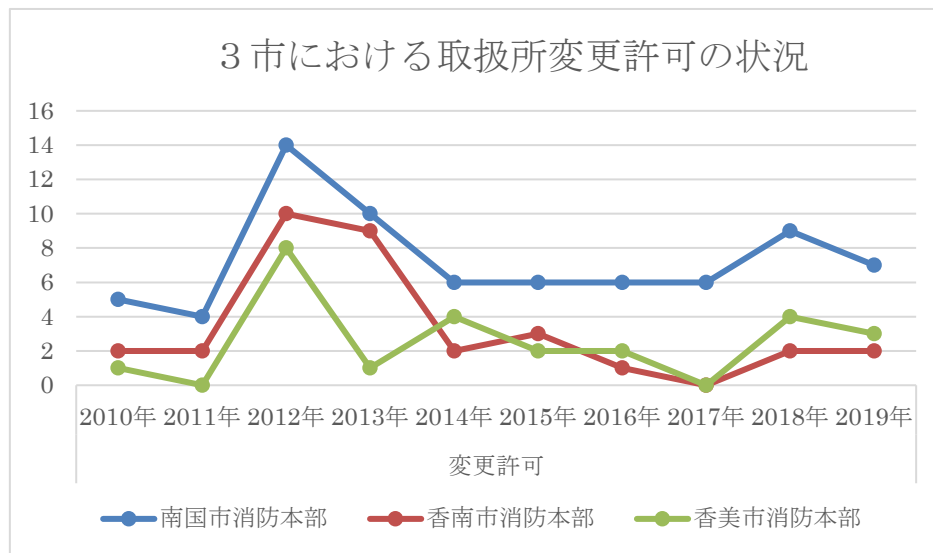


図 5. 1. 41 3市における取扱所変更許可の状況

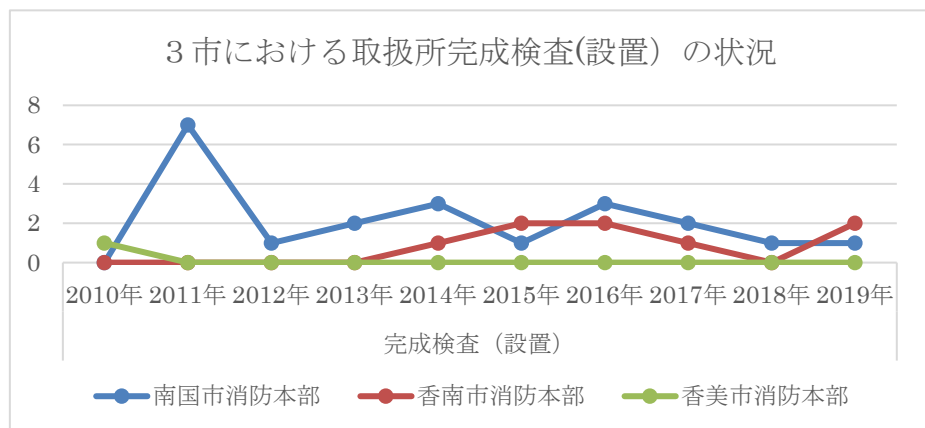


図 5. 1. 41 3市における取扱所完成検査（設置）の状況

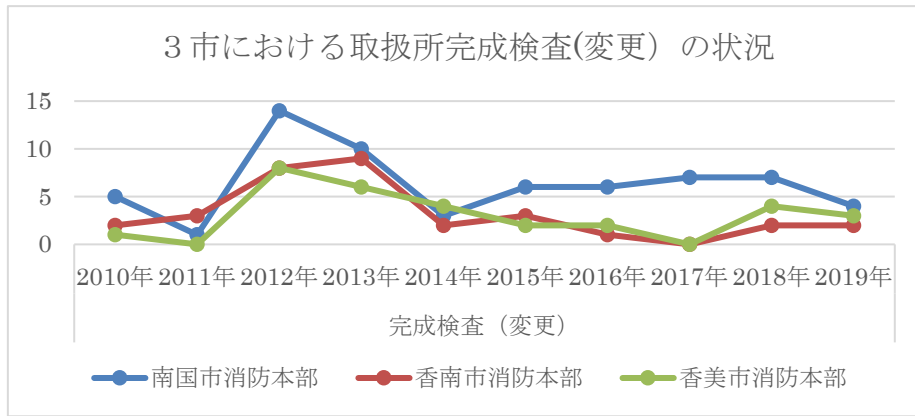


図 5.1.42 3市における取扱所完成検査(変更)の状況

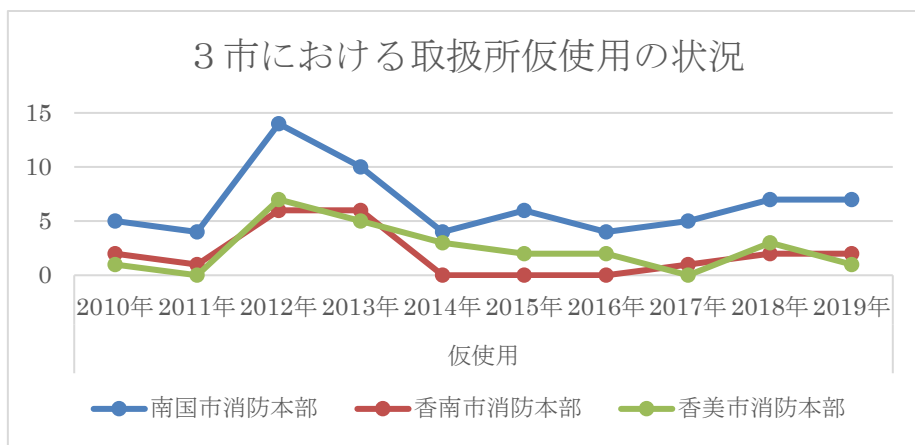


図 5.1.42 3市における取扱所仮使用の状況

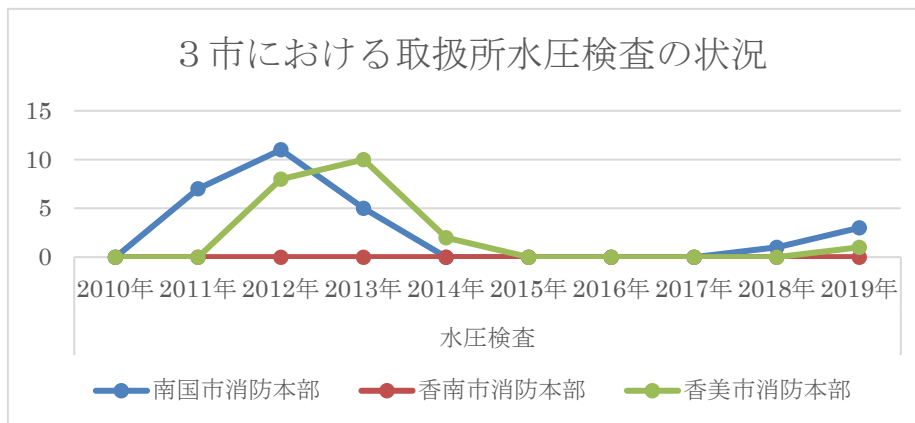


図 5.1.43 3市における取扱所水圧検査の状況

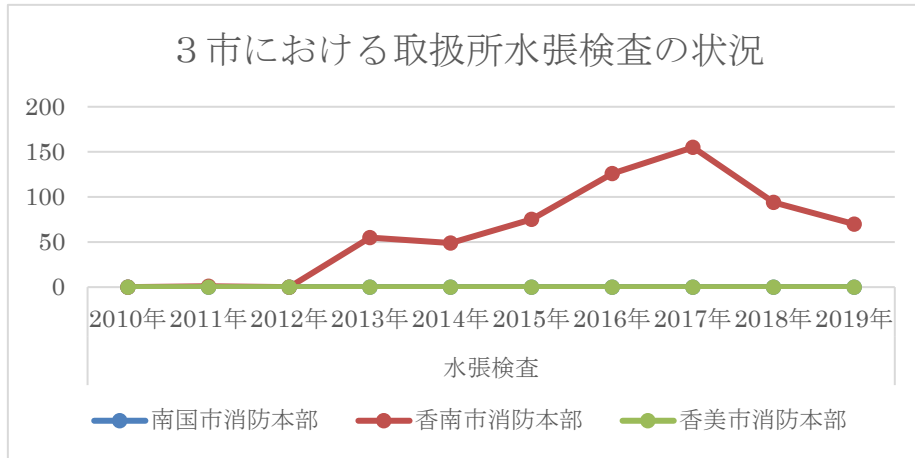


図 5.1.44 3市における取扱所水張検査の状況

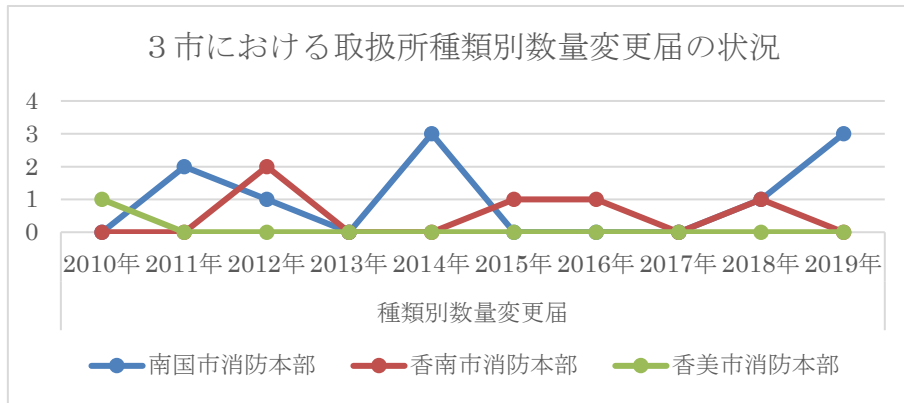


図 5.1.45 3市における取扱所種類別数量変更届の状況

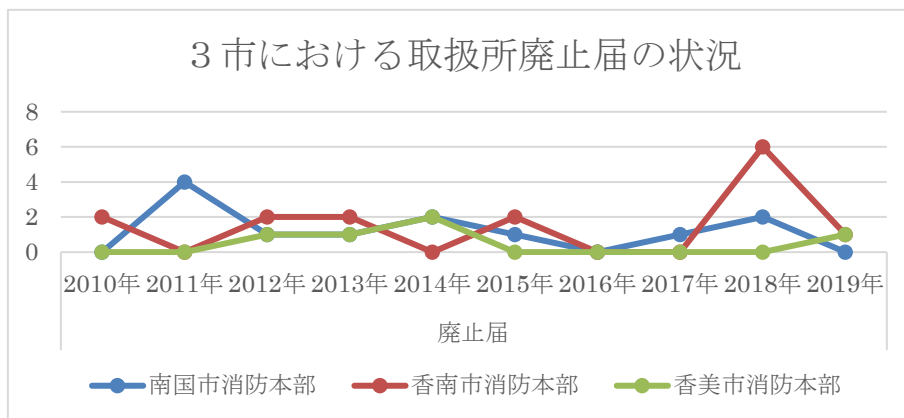


図 5.1.46 3市における取扱所廃止届の状況

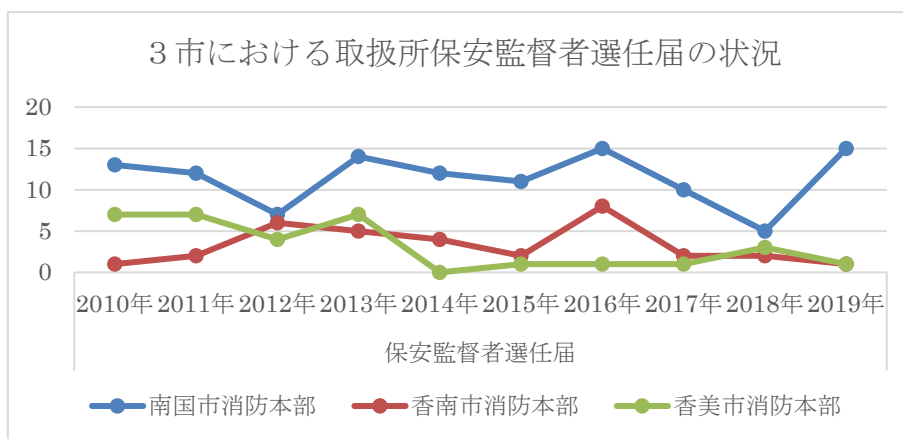


図 5.1.47 3市における取扱所保安監督者選任届の状況

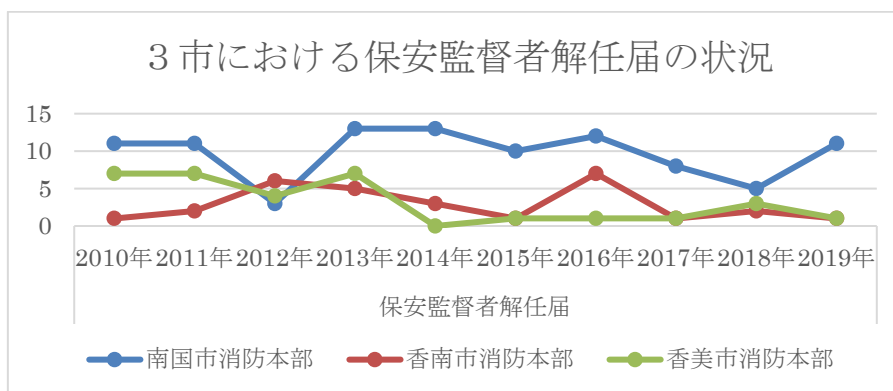


図 5.1.48 3市における取扱所保安監督者選任届の状況

## 9. 火災調査の担当部署

- (1) 火災等の原因調査を担当する部署

3市の火災等の原因調査を担当する部署は、表 5.1.5 のとおりである。



**表 5.1.5 3市消防本部の火災調査担当部署**

本部名	担当部署
南国市消防本部	警防課
香南市消防本部	予防課
香美市消防本部	消防課 予防班

(2) 火災等の原因調査をする際の事務処理要領

3市の火災等の原因調査、報告に関する事務処理要領の有無について調査した結果、事務処理に関する要領的なものは策定されていないとのアンケート結果である。

**10. 火災予防広報等に関する担当部署及び実施状況**

(1) 火災予防広報等の担当部署

火災予防のための各種広報や指導を担当する部署を調査したところ、表 5.1.6 のとおりである。

**表 5.1.6 3市消防本部の火災予防広報等に関する担当部署及び実施状況**

	訓練担当部署	講和や防火指導 担当部署	巡回広報計画 担当部署
南国市消防本部	予防課	予防課	予防課
香南市消防本部	予防課	予防課	署 17回、消防団 56～ 57回、少年防災クラブ 4～5回（各年間）
香美市消防本部	消防課 予防班	消防課 予防班	消防署 消防隊

(2) 火災予防広報等の実施状況

3市における火災予防広報等の実施状況を調査した結果は、図 5.1.49～図 5.1.52 のとおりであるが、3市が行っている火災予防広報業務のうち、消防（避難）訓練指導業務の件数が、10年間の平均で南国市消防本部が消防（避難）訓練指導は 162 件/年、香南市消防本部が 162 件/年、香美市消防本部が 98 件/年の状況で、火災予防広報業務の中で大きなウエートを占めている。

また、火災予防広報（車両巡回広報）の実施状況については、10年間の平均で南国市消防本部が 132 件/年、香南市消防本部が 78 件/年、香美市消防本部が 14 件/年の状

況であり、消防（避難）訓練指導業務同様に火災予防広報業務の中で大きなウェートを占めている。

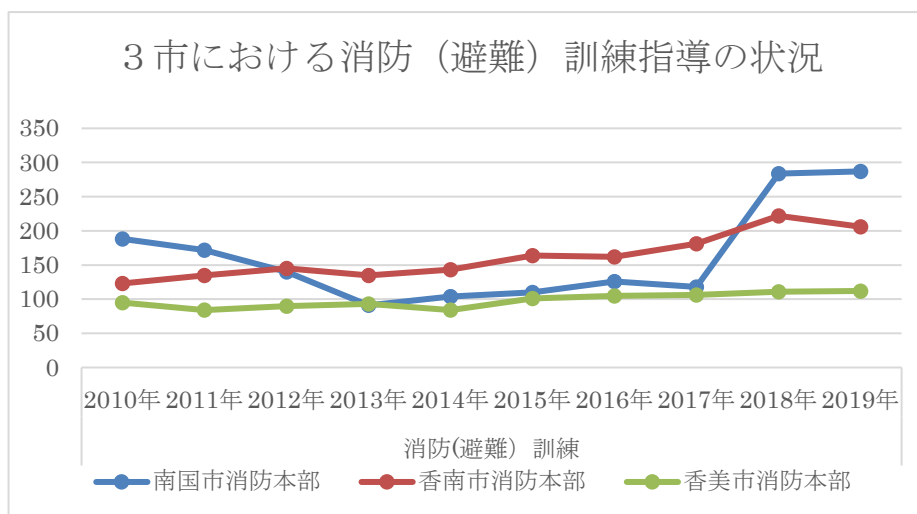


図 5.1.49 3市における消防（避難）訓練指導の状況

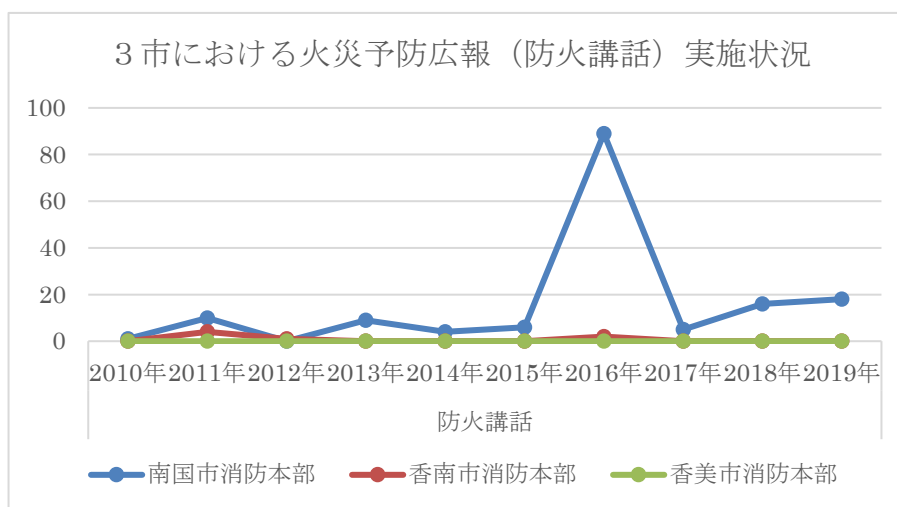


図 5.1.50 3市における火災予防広報（防火講話）実施状況

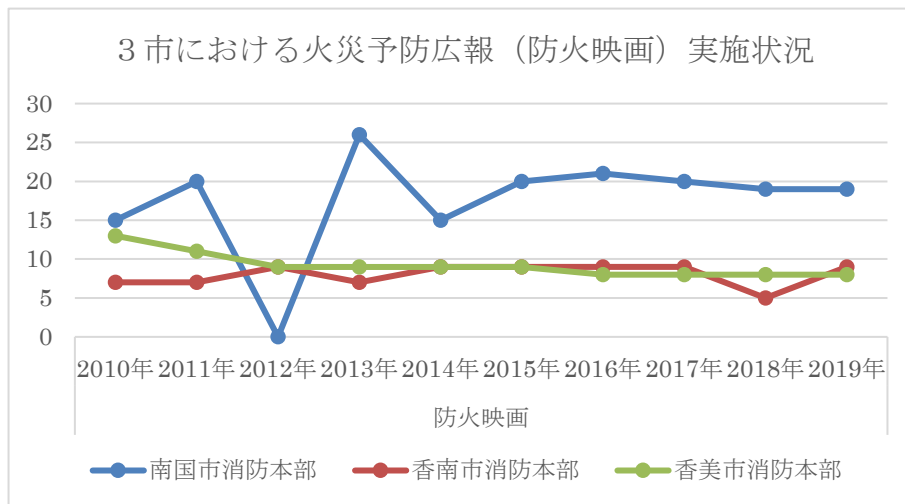


図 5.1.51 3市における火災予防広報（防火映画）実施状況

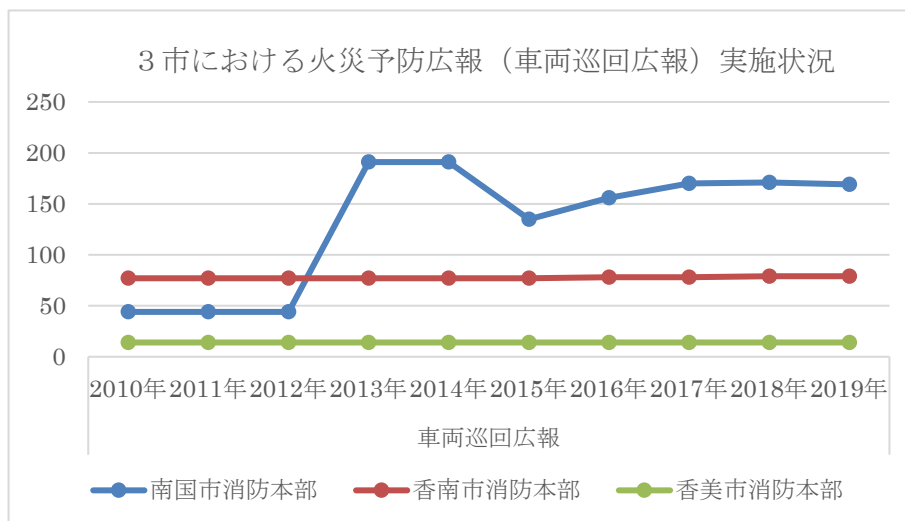


図 5.1.52 3市における火災予防広報（車両巡回広報）実施状況

## 11. 防火に関する組織の担当部署及び実施状況

### (1) 幼年消防組織や女性防火組織等の担当部署

幼年消防組織や女性防火組織等の担当する部署を調査したところ、表 5.1.7 のとおりである。

表 5.1.7 3市消防本部の幼年消防組織や女性防火組織等の担当部署

	幼年消防組織 担当	女性防火組織 担当	その他火災予防担当
南国市消防本部	予防課	予防課	予防課
香南市消防本部	予防課	予防課	署 17回、消防団 56～57回、少年防災クラブ 4～5回（各年間）

香美市消防本部	消防課 予防班	消防課 予防班	消防署 消防隊
---------	---------	---------	---------

(2) 幼年消防組織や女性防火組織等の概要

3市における幼年消防組織や女性防火組織等を調査した結果は、表 5.1.8 のとおりであるが、3市の消防本部ともに幼年消防組織が組織され、火災予防運動時の活動や消防（避難）訓練の実施等が行われている。

また、女性防火組織も結成され、地域により活動の状況は異なるが、家庭での火災予防の知識習得、各地域での防火啓発、防火意識の高揚などを目的に活動を実施、火災予防週間中の量販店店頭等での防火啓発活動、秋の全国火災予防運動時の防火パレードの開催、地元地区での消火訓練の参加や年末夜警の実施、更には理事会、研修会等への参加などの活動を実施している。

表 5.1.8 3市消防本部の火災予防広報等に関する担当部署及び実施状況

	幼年消防組織の概要	女性防火組織の概要	その他火災予防等のための組織
南国市消防本部	南国市幼年消防クラブは平成3年に1クラブ結成され、令和2年4月現在、7クラブ 305名が活動を行っている。市内の保育園・幼稚園の年長・年中の園児で構成され、全国火災予防運動週間に量販店等で防火演奏、防火パレードを行い市民に防火を呼びかけている。	南国市女性防火クラブは「家庭の防火は主婦の手で」をスローガンに昭和62年2月に1クラブ結成され、令和2年4月現在、16クラブ 493名が活動を行っている。また、平成3年4月には各クラブの代表者で組織された女性防火クラブ連合会も結成され、家庭での火災予防の知識習得、各地域での防火啓発、防火意識の高揚などを目的に活動している。	南国市少年消防クラブは、各地域における将来の防災トップリーダーを育成する目的に、平成26年に設立したクラブで令和2年9月現在51名のクラブ員が活動を行っている。市内の小学校4年生から中学校3年生で構成され、消防団や消防本部と連携して防災訓練や出初式などに参加をして地域防災の啓発に力を入れている。
香南市消防本部	幼年消防クラブ員として、香南市内保育所・幼稚園の園児全員が対象とされており、現在1,163が在籍している。 幼少期からの防火教育を主眼とし、施設での避難訓練の実施や地区での防火パレードへの参加などを行っている。	香南市女性防火クラブ連合会は、昭和60年に市内5町の各防火クラブ員により連合会として発足され、現在625名のクラブ員で構成されている。 活動としては、春の全国火災予防運動週間に量販店の店頭等での防火啓発活動や秋の全国火災予防運動週間には防火パレードを実施している。 また、地元地区での消火訓練参加や年末夜警をも行っている。	市内に少年防災クラブが5組織あり、活動を行っている。 ①野市町土居少年消防隊 昭和58年発足 現クラブ員86名 年末警戒 ②野市町中ノ村少年消防隊 昭和58年発足 現クラブ員42名 年末警戒 ③菖蒲谷防災会 平成17年発足 現クラブ員3名 地区での消火訓練・年末警戒 ④赤岡町少年防災クラブ 平成18年発足 現クラブ員135名 年末警戒・軽可搬ポンプ操法・消防出初式参加・平成31年には、ヨーロッパ青少年消防オリンピックに参加 ⑤吉川こども防災クラブ 平成28年発足 現クラブ員51名 年末警戒・地元消防団との水利点検・防災運動会参加
香美市消防本部	クラブ数：1 昭和57年頃結成 クラブ員：90名 火災予防運動期間中にマーチング等の演奏	クラブ数：1 昭和61年4月結成 クラブ員：19名 理事会、研修会への参加	なし

## 12. 予防業務に係る課題等

3市消防本部に対して、予防業務に係る現状の課題及び予防業務の連携協力に関してのメリット・デメリット、懸念事項等についてアンケート調査した結果は、表 5.1.9、表 5.1.10 のとおりである。

### (1) 予防業務に係る現状の課題

予防業務に係る現状の課題について、3市消防本部が共通している意見として、若い職員、兼務職員への予防業務を行うための専門的知識、技術の育成指導に苦慮していることが伺える。

**表 5.1.9 3市消防本部の予防業務に係る現状の課題**

	予防業務に係る現状の課題
南国市消防本部	<p>他市消防本部への派遣研修等を実施し、知識・技術等の向上に努めているが、部下兼務職員に対しての育成指導は、不足していると考ええる。</p> <p>部下兼務職員の育成指導については、月1回程度の勉強会は実施しているが、現場（各種検査等）における実践的な教育・指導等は出来ていないため経験不足は否めないのが現状である。</p>
香南市消防本部	<p>人員不足等により、管内防火対象物の現状の実態把握ができていない。</p> <p>消防隊による立ち入り検査の実施を試みているが、出動や他の業務も多く、消防隊の最低確保人員も限られており出動と検査の両立が困難である。</p> <p>また、予防技術資格者試験を、毎年隔日勤務者の若い予防担当者数名が受験しているが、合格者が出ない。予防業務の底上げを図るため、予防の知識伝達が必要である。</p>
香美市消防本部	<p>専門知識の習得に苦慮している。</p> <p>消防用設備等及び危険物施設の検査等について、実施件数が少ないため、経験が不足している。</p>

### (2) 予防業務の連携協力に関する事項

予防業務の連携協力に関する3市消防本部の共通した連携・協力を行った時のメリットとして考えられる意見は以下のとおりである。

他市消防本部への研修、各種検査の実施がされれば、兼務職員の予防知識、技術

の育成が図られる。

- ① 大規模な対象物の完成検査、立ち入り検査が連携で行えることとなれば、今まで以上にスムーズで質の高い予防行政の推進が図られる。
- ② 法令の改正や条例改正等の際に、情報共有、勉強会等の連携により、適正で迅速な対応が可能となる。
- ③ 関係業者等への統一的な指導などが実施できるようになる。
- ④ 他市の専門知識、技術を有した職員の教養を受けることが可能になる。

**表 5.1.10 3市消防本部の予防業務の連携協力に関する意見**

	連携・協力のメリット	連携・協力のデメリット	連携・協力の懸案事項
南国市消防本部	他市消防本部への派遣研修等を実施し、知識・技術等の向上に努めているが、部下兼務職員に対しての育成指導は、不足していると考ええる。 部下兼務職員の育成指導については、月1回程度の勉強会は実施しているが、現場（各種検査等）における実践的な教育・指導等は出来ていないため経験不足は否めないのが現状である。	今現在、連携・協力についてのデメリットは無いと考える。	統一した見解を確保するには、相当期間の学習会等の実施が必要ではないかとの懸念はあるが、予防知識の更なる向上には必要不可欠である。
香南市消防本部	大規模な対象物の完成検査や立ち入り検査に他の署から人員を派遣することにより、今まで以上にスムーズで質の高い対応ができるのではないかと。また新たな法・条例改正等があった場合に情報共有・合同勉強会を行うことにより早期の対応ができる。	今現状の三署の予防課担当の人員よりも、多くの予防課の担当者が必要になってくると思われる。	共同運用となった場合、他市での業務で自署の予防課の人員が現在の人員より割けられると現状でも厳しい予防業務の状況が、ますます厳しくなるのではないかと。

香 美 市 消 防 本 部	業者等へ統一した指導の実施が可能。 他消防本部の予防業務に長けた職員に現場等で指導を仰ぐことができる。	他の本部から指導に来た場合、所属本部での業務が滞るのではないか。 立入検査時等、他消防本部管内の施設を把握するのに時間を要する。	運用等について、細部まで統一するには時間を要する。 また、最終決定を行う消防本部が必要である。
---------------------------------	--	---	--

## 5.2 予防業務の3市共同運用の検討

予防業務の3市共同運用の可能性を検討するにあたり、3市における予防事務分掌は以下の表 5.2.1 のとおりである。

火災予防条例等の改廃に関する事務は、総務が担当し、火災原因調査関連の事務を除いたその他の予防業務の事務については、南国市消防本部、香南市消防本部は予防課で香美市消防本部は消防課予防班の事務である。

火災原因調査関連の事務に関しては、南国市消防本部は警防課で、香南市消防本部と香美市消防本部は予防課や消防課予防班の事務である。

以上の状況から、予防業務を3市で共同運用することの可能性について、大きく次のとおり事務分掌を整理し、検討を進めることとする。

- 1 予防査察（立入検査）に関する共同運用の検討
- 2 火災予防対策及び火災予防広報に関する共同運用の検討
- 3 防火対象物及び防火管理に関する共同運用の検討
- 4 消防用設備等に関する共同運用の検討
- 5 消防同意に関する共同運用の検討
- 6 危険物に関する共同運用の検討
- 7 火災等の原因及び調査に関する共同運用の検討
- 8 その他の検討

**表 5.2.1 予防関連業務についての3市事務分掌一覧表**

南国市消防本部	香南市消防本部	香美市消防本部
(総務課総務係) ① 条例、規則等に関すること。	(総務課総務係) ① 条例、規則等に関すること。	(消防課総務班総務係) ① 条例、規則その他の規定の改廃に関すること。
(予防課予防係) ① 火災予防対策及び消防広報に関すること。 ② 防火管理者の指導・育成に	(予防課) ① 予防査察に関すること。 ② 火災予防対策及び火災予防広報に関すること。	(消防課予防班予防係) ① 消防対象物及び防火対象物の立入検査及び措置命令等に関すること。



<p>関すること。</p> <p>③ 防火思想の普及宣伝に関するすること。</p> <p>④ 防火・消防対象物の予防査察及び防火指導に関するすること。</p> <p>⑤ 火災予防条例の規定に基づく指導取締に関するすること。</p> <p>⑥ 建築確認申請の同意事務に関するすること。</p> <p>⑦ 消防用設備等の指導・取締に関するすること。</p> <p>⑧ 危険物製造所等の設置・許可・届出・検査等に関するすること。</p> <p>⑨ その他・予防事務に関するすること。</p>	<p>③ 防火対象物及び防火管理に関するすること。</p> <p>④ 消防用設備に関するすること。</p> <p>⑤ 建築同意に関するすること。</p> <p>⑥ 危険物に関するすること。</p> <p>⑦ 火災等の原因及び調査に関するすること。</p> <p>⑧ その他、予防事務に関するすること。</p>	<p>② 危険物の製造所等の許可、認可、完成検査及び届出の受理その他指導取締りに関すること。</p> <p>③ 火災原因、損害の調査及び報告に関するすること。</p> <p>④ 建築確認申請の同意事務に関するすること。</p> <p>⑤ 少量危険物の貯蔵又は取扱いの届出の受理その他指導取締りに関すること。</p> <p>⑥ 山林等の火入れ許可に関するすること。</p> <p>⑦ 消防用設備等の指導取締りに関すること。</p> <p>⑧ 防火管理者に関するすること。</p> <p>⑨ 香美市火災予防条例の規定に基づく指導取締りに関すること。</p> <p>⑩ 防火思想の普及宣伝に関するすること。</p> <p>⑪ その他予防事務に関するすること。</p>
<p>(予防課危険物係)</p> <p>① 危険物の貯蔵及び取扱いの指導に関するすること。</p> <p>② 危険物の貯蔵及び取扱いの指導に関するすること。</p> <p>③ 危険物の製造所等の規制事務に関するすること。</p> <p>④ 指定数量未満危険物の指導取締に関するすること。</p>	<p>(予防課予防係)</p> <p>① 予防査察に関するすること。</p> <p>② 火災予防対策及び火災予防広報に関するすること。</p> <p>③ 防火思想の普及啓発に関するすること。</p> <p>④ 香南市火災予防条例の規定に基づく指導及び取締りに関すること。</p> <p>⑤ 防火対象物の使用開始届に関するすること。</p> <p>⑥ 防火管理者の指導及び育成に関するすること。</p> <p>⑦ 消防用設備等の指導及び取締りに関すること。</p> <p>⑧ 建築確認申請の同意事務に関するすること。</p> <p>⑨ 防火防災組織の結成及び指導育成に関するすること。</p> <p>⑩ 不法建築物の取締りに関すること。</p> <p>⑪ 各種催し物の届出に関するすること。</p> <p>⑫ 危険物施設の設置、許可、認可、届出及び検査に関するすること。</p> <p>⑬ 危険物の貯蔵、取扱い指導及び取締りに関すること。</p> <p>⑭ 少量危険物、指定可燃物等</p>	

	に関する事 ⑮ 危険物取扱者及び保安監督者の指導に関する事 ⑯ 火災、その他災害の原因調査及び損害に関する事 ⑰ 被災証明に関する事 ⑱ 火災概況報告等に関する事 ⑲ 予防、火災統計に関する事 ⑳ その他予防事務に関する事	
(警防課) ① 火災等の原因調査・報告に関する事 ② 被災証明に関する事	(警防課) ① 土地開発同意に関する事	
(消防署) ① 予防査察及び防火指導・取締に関する事	(消防署) ① 予防査察、防火指導及び取締に関する事 ② 各種届出等の事務処理に関する事 ③ 統計事務及び各種証明に関する事	

## 5. 2. 1 予防査察に関する共同運用の検討

### 1. 法令的な検討

予防査察(立入検査)の検討を行うにあたり、消防の任務の中での予防業務について、整理する。

立入検査は、消防組織法第1条の消防の任務における「その施設及び人員を活用して」火災から国民の生命、身体及び財産を保護する任務の火災に対して予防する観点から消防法で規定されている業務である。

また、消防組織法第39条(市町村の消防の相互の応援)に関する規定では、「市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。」と規定している。

消防組織法の逐条解説(東京法令)によれば、相互応援の内容について、火災原因調査や予防行政における事実上の援助行為について行うことも考えられるとされている。この場合、消防機関の職員が相互の応援のため他の市町村の区域に出動した場合の指揮系統については、消防組織法第47条(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)に関する規定では、「消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。」と規定されている。

以上のことから、消防の任務である「予防業務」について相互応援して、援助行為を行うことができる可能性があり、その際には、市町村長の指揮のもとに予防業務を共同で行うことが可能であると解することができる。

(消防法の第4条の資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査について)

消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じたり、報告を求めたりできるとされ、当該消防職員(消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員)に場所に立ち入って消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係ある者に質問させることができるとされている。ただし、個人の住宅は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならないとされている。

また、立ち入りをする消防職員は、市町村長の定める証票を携帯し、関係ある者の請求があるときは、これを示さなければならないとされている。

## 2. 予防査察に関する業務概要と課題

防火対象物及び防火管理に関する業務としては、防火対象物と危険物施設への立入検査の業務が該当する。

このため、アンケートの追加調査(参考資料4参照)を行い、防火対象物と危険物施設への立入検査の実績を調査した。防火対象物の立入検査は、立入検査標準マニュアルを活用し、10年間の平均で南国市消防本部が24対象物/年、香南市消防本部が12対象物/年、香美市消防本部が40対象物/年の状況で、危険物施設の立入検査の実施は、10年間の平均で南国市消防本部が366対象物/年、香南市消防本部が25対象物/年、香美市消防本部が27対象物/年の立入検査を行っていた。

課題としては、アンケート調査で回答のあったとおり、若い職員や兼務職員に対する現場での予防業務に関する知識、技術の教育が種々の問題から行えないことである。

## 3. 検討結果

法令的な検討から、立入る消防対象物の場所を管内に持つ、消防本部の消防職員(吏員とその消防本部の職員)で証票を支給された者が立入検査を実施することとなる。

このため、他の消防本部の消防職員が管轄区域外の防火対象物の立入検査を行うことは法令上できないと解することが妥当であるが、管轄外の区域の任命権者から消防職員として任命されることができ、証票の支給がされた場合は、法令要件を満たすことになり管轄区域外の立入検査を行う可能性があるが、十分な検討が必要である。

また、過去に洞爺湖サミットや沖縄サミットの開催に伴って、地元消防本部の応援

として、予防関連の支援要員がサミット開催前に派遣され、火災予防対策の対応を図った事例がある。

以上のことから、予防査察の共同運用を行うには、協議会において、3市消防本部が共同してある防火対象物の立入検査を行う条件として、防火対象物関係者が他市消防本部の職員の立入を了承すること及び他市職員は支援者の立場であることに加え、その業務に係る費用負担や労働災害の身分保障の取り決め等を協議しておくなどの課題を検討して共同運用の実施を考えることが必要である。

## 5. 2. 2 火災予防対策及び火災予防広報に関する業務の共同運用の検討

### 1. 法令的な検討

火災予防対策及び火災予防広報は、消防法第1条に定められている「この法律は、火災を予防し、(以下、省略)」の目的を行う業務と言える。

### 2. 火災予防対策及び火災予防広報の業務概要と課題

火災予防対策及び火災予防広報の業務としては、アンケート調査 3.2 の火災予防広報に関する担当部署及びその実施状況で調査した訓練に関すること、車両などで巡回して広報すること、広報誌など作成し火災予防広報をすることなどが該当する。

課題としては、担当職員の少なく時間的な問題からと考えられるが、3市消防本部ともに消防訓練指導は多くの指導実績があるが、それ以外の火災予防広報業務についての実績が少ない状況である。

### 3. 検討結果

本業務を協議会方式で3市が共同して火災予防対策及び火災予防広報に関する業務を行うことに関しては、各消防本部内部の決裁に関する問題を除いては、法令的に共同して火災予防対策の推進と火災予防広報の推進を行うことは、問題がないと考えられる。

このため、協議会等で具体的に共同運用が可能な火災予防対策及び火災予防広報に関する業務を協議し、3市消防本部の事務・業務の負担軽減を図るとともに、効果・効率的な業務を推進することが必要である。以下、その一例を示す。

- ① 毎年行われる春・秋の火災予防運動業務の計画の作成等に関する協議を行う。3市消防本部の事務・業務の負担軽減を図るとともに、効果的な業務を推進する。
- ② 予防業務の連携協力に関するアンケート調査回答のメリットに回答された、法令の改正や条例改正等の際に、情報共有、勉強会及び講習会等を実施する。

## 5. 2.3 防火対象物及び防火管理に関する業務の共同運用の検討

### 1. 法令的な検討

防火対象物及び防火管理に関する業務は、消防法第8条（防火管理者）、消防法第8条の2（統括防火管理者）、消防法第8条の2の2（防火対象物の点検及び報告）などに関する業務と言える。

### 2. 防火対象物及び防火管理に関する業務概要と課題

防火対象物及び防火管理に関する業務としては、アンケート調査 2.3 の防火管理者の選解任に関する業務等の調査を行ったが、具体的には、防火・防災管理制度に関する業務、防火・防災管理者及び防火・防災管理者の講習、資格管理並びに指導育成に関する業務、防火・防災管理に係る消防計画の指導に関する業務等が該当する。

課題としては、防火管理者の選任率、消防計画の届出率の調査を行いその結果に基づく対応が今後の課題である。

### 3. 検討結果

本業務を協議会方式で3市が共同して防火対象物及び防火管理に関する業務を行うことについては、各消防本部内部の決裁に関する問題を除いては、法令的に共同して防火対象物及び防火管理に関する業務を推進することは、問題ないと考えられる。

既に3市の消防本部で協議会をつくり、防火管理者講習会の開催を行っている実績があることから、本講習会を引き続き実施するとともに、将来的には、防火・防災管理者の管理・資格者への通知等の業務が統一してできるようなシステムの構築などが考えられるが、協議会等で具体的に共同運用が可能な防火対象物及び防火管理に関する業務を協議し、3市消防本部の事務・業務の負担軽減を図るとともに、効果・効率的な業務を推進することが必要である。

## 5. 2. 4 消防用設備等に関する共同運用の検討

### 1. 法令的な検討

消防用設備等に関する業務は、消防法第 17 条（消防用設備等の設置、維持と特殊消防用設備等の適用除外）、消防法第 17 条の 3 の 2（消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査）消防法第 17 条の 3 の 3（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）に定められた業務で、防火対象物に消防用設備等を設置し維持し、予防行政の目的を達成しようとするものである。

### 2. 消防用設備等に関する業務と課題

消防用設備等に関する業務としては、アンケート調査結果 5.1.2 8、(3) 消防法に基づく各種届出の状況のうち、消防用設備等の設置及び点検報告に関する業務となるが、設備の設置届出が 48 件/年～83 件/年、設備の点検報告の届出が 211 件/年～347 件/年の業務を処理している状況で、消防用設備等の設置届に関しては、防火対象物の規模、消防用設備等の内容等にもよるが、消防用設備等の使用検査だけでは確認できないときなどに行う中間検査や設備等の設置が完了したときに行う使用検査などの業務がある。

また、火災予防条例に基づく各種届出のうち、防火対象物使用開始届出、危険物関連の届出に係る業務を除いた届出について、年に数件ではあるが、その事務処理の業務が本業務に入ると考えられる。

さらに、その他の届出として、火災と紛らわしい行為の届出が 19 件/年～90 件/年、道路工事届出が 80 件/年～241 件/年の届出があり、多くの届出の事務処理を行っている。

課題としては、消防用設備等を設置する関係者に対する指導指針(マニュアル)、事務処理手引きが整備されていないため、統一的な消防用設備等の設置等の指導に課題があるように考える。

### 3. 検討結果

消防用設備等に関する共同運用の可能性の検討に関しては、各種点検報告の届出処理と消防用設備等を使用する時の検査等の共同運用について検討する。

各種点検報告の届出の処理に関する共同運用は、防火対象物の関係者から点検報告が提出され、消防長又は消防署長が報告を受けることから、協議会においてその細部を調整して共同の受付業務を行うことは不可能と考えられる。

消防用設備等を使用する時の検査等の共同運用は、前記、5.2.1 の予防査察に関する共同運用の検討と同様で、消防法第 17 条の 3 の 2（消防用設備等又は特殊消防用設

備等の検査)において、特定防火対象物等の関係者は、消防用設備等を設置した時はその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けることとされている。

このため、届出があった防火対象物を管内に持つ、消防本部の当該消防職員(吏員とその消防本部の職員)が検査を実施することとなり、他の消防本部の消防職員が管轄区域外の防火対象物の消防用設備等の検査を行うことは法令上できないとすることが妥当である。

以上のことから、消防用設備等に関する業務を共同運用するには、協議会において、点検報告の受付業務に関する流れ等を協議し共同運用を実施する。

また、消防用設備等の検査に関しては、防火対象物関係者が他市消防本部の職員の立入を了承すること及び他市職員は支援者の立場であることに加え、その業務に係る費用負担や労働災害の身分保障の取り決め等を協議しておくなどの課題を検討して共同運用の実施を考えることが必要である。

## 5. 2. 5 消防同意に関する業務の共同運用の検討

### 1. 法令的な検討

消防同意に関する業務は、消防法第7条(建築許可等についての消防長又は消防署長の同意)に定められた業務で、建築物の新築、増築、移転、修繕、模様替、用途の変更又は使用について、許可、認可又は確認を行うに際しては、消防長、消防署長の同意が必要であると規定し、もって、消防機関が、防火の専門家としての立場から、建築行政に対して、建築物の新築等の計画に段階で防火上の観点からチェックし、予防行政の目的を達成しようとするものである。

### 2. 消防同意に関する業務概要と課題

消防同意に関する業務としては、アンケート調査結果 5.1.2 8、(2) 消防同意事務の状況調査のとおり、建築物の許可、確認、計画通知が該当し、確認申請の同意事務が、3市消防本部の10年間の平均業務件数が、123件/3市年で許可申請と計画通知は10数件/3市年の状況である。

消防同意後の防火対象物使用開始届出は、本業務に入ると考えられ、3市消防本部の防火対象物使用開始届出の状況は、10年間の平均で南国市消防本部が18件/年、香南市消防本部が16件/年、香美市消防本部が6件/年の状況である。

また、消防同意事務については、同意後に消防法に基づく各種届出や火災予防条例に基づく各種届出について、申請者に指導、伝達することができる始まりの業務でもある。

課題としては、立入検査マニュアルのような事務処理要領が整備されていないこと

から、統一的な消防同意事務の推進に課題があるように考える。

### 3. 検討結果

本業務を協議会方式で共同運用することは、法令的に難しいと考えられる。

共同で消防同意に関する業務を行っている実例としては、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である「一部事務組合」や地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度の「事務委託」により、消防業務の一部として行っている以外は実施例がない。

このため、消防同意に関する業務を協議会で処理することを行なうのではなく、協議会において、法令の解釈の整理や事務処理要領の整備に向けた協議、大規模建築物等の情報共有、建築基準法改正時等の勉強会の実施等を行う連携を図り、消防同意事務を適正に推進できるような体制に向けた協議会を設け、適正な消防同意業務の推進を図れるようにすることが良いと考えられる。

## 5. 2.6 危険物に関する業務の共同運用の検討

### 1. 法令的な検討

危険物に関する業務は、消防法第10条（危険物の貯蔵・取扱いの制限等）、消防法第11条（製造所等の設置・変更等）、消防法第11条の2（製造所等の完成検査前検査）等に定められた業務で、危険物質の規制行政の一環をなすものであり、消防法別表第1に定められた危険物としての貯蔵、取扱い等に所要の規制を加えることによって、消防法の目的に資するもので、3市のように消防本部又は署の設置のされている市町村については、市町村が許可行政庁となり、一般的には委任を受けた消防長がその事務処理業務を行い、予防行政の目的を達成しようとするものである。

### 2. 危険物に関する業務概要と課題

危険物に関する業務としては、製造所施設はないが、危険物施設の貯蔵所、取扱所の施設に関する設置・変更の許可の業務、完成検査前検査及び完成検査等の業務が考えられるが、3市ともに貯蔵所、取扱所の施設数の状況は、少しずつ減少している。

危険物に関する設置・変更の許可業務、その完成検査、保安監督者選解任届出等に関する業務等、件数的にはそれぞれ多くないが、多様な業務を行っている。

課題としては、アンケート調査で回答のあったとおり、若い職員や兼務職員に対する現場での予防業務に関する知識、技術の教育が種々の問題から行えないこと、危険物の事務を行うための事務処理要領の整備が考えられる。



### 3. 検討結果

本業務を協議会方式で共同運用することは、許可行政庁として本業務を行う必要があることから法令的に難しいと考えられる。

共同で危険物に関する業務を行っている実例としては、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である「一部事務組合」や地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度の「事務委託」により、消防業務の一部として行っている以外は実施例がない。

このため、危険物に関する業務を協議会で共同運用するのではなく、協議会において、法令改正時や事務処理要領の整備に向けた協議、危険物施設等の情報共有、危険物施設関係者を集めての講習会等の実施連携を図り、危険物行政の適正な推進に向けた協議会体制の設置を進めることが良いと考えられる。

## 5. 2. 7 火災等の原因及び調査に関する共同運用の検討

### 1. 法令的な検討

火災等の原因及び調査に関する業務は、消防法第31条（火災の原因等の調査）に定められた業務で、消防長又は消防署長は、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならないと規定されている。

また、消防法第34条（資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査）により調査をするために必要があるときは、消防長又は消防署長は、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に關係ある場所に立ち入って、させることができるとされている。

これらの目的は、火災の原因を究明し、また、火災及び消火のために受けた損害の範囲や実態等、その程度を明らかにして、当該火災による教訓をその後の火災予防上の安全対策に係る技術基準や消防活動戦術の見直し等に反映し、消防行政の目的を達成しようとするものである。

### 2. 火災等の原因及び調査に関する業務概要と課題

火災等の原因及び調査に関する業務としては、火災発生件数が關係するが、令和元年の3市消防本部消防年報によれば、南国市消防本部管内が22件/年、香南市消防本部管内が14件/年、香美市消防本部管内が18件/年の火災が発生し、これらの火災原因調査業務が行われている。

また、5.1.2 調査結果、9、(2)で調査した「火災等の原因調査をする際の事務処理要領」の有無では、3市ともに要領的なものはない中で火災原因調査業務が行われている状況である。

### 3. 検討結果

本業務を協議会方式で共同運用することは、消防法で「火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。」のは、その消防本部の消防職員（当該消防職員）と定められていることから法的に難しいと考えられる。

共同で火災等の原因及び調査に関する業務を行っている事例としては、特異な火災や大規模な火災等で消防長官が特に必要と判断した火災などは、消防庁長官の火災原因調査と共同で行うこともあるが、一般的には、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である「一部事務組合」や地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度の「事務委託」により、消防業務の一部として行っている事例以外は実施例がない。

このため、火災等の原因及び調査に関する業務を協議会で共同運用するのではなく、

協議会において、調査技術に関する情報交換、火災調査を行うための事務処理手引きの整備、専門的な研修修了者等からの合同教育の実施、大規模・特異火災発生時の調査応援体制の整備など、火災等の原因及び調査に関する適正な推進に向けた協議会体制の設置を進めることが良いと考えられる。

## 5. 2.8 その他の検討

### 1. 定年延長職員や再任用職員による合同査察チームの編成・運用

3市の定年延長職員や再任用職員による合同の査察チームの編成・運用の可能性の検討については、5.2.1 予防査察に関する共同運用で検討したとおりで、3市合同査察チームで業務を実施するには、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である「一部事務組合」で行うこととなると考えられるので、協議会での定年延長職員や再任用職員による合同の査察チームの編成による業務の実施は難しいため、本件等については、協議会における予防業務の共同運用が具体的に実施される内容が確定したのちの検討とする。

### 2. 配置人員、勤務場所

共同運用を実施することにより現場配置人員の充実が図れるかの調査・検証についてであるが、協議会における予防業務の共同運用の内容が確定していない状況において、予防要員の配置計画、勤務場所等の個々の問題を調査・検討することが難しいため、本件等については、協議会における予防業務の共同運用が具体的に実施される内容が確定したのちの検討とする。

### 3. 予防要員の育成

予防要員の育成などの問題については多くの消防本部の課題でもある。

消防機関が行う業務の一つとして予防業務があるが、消防法第1条の「この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。」消防の目的のうち「火災を予防し」に基づき、消防法第2章（3条から9条の4）「火災の予防」、第3章（10条から16条の9）危険物、第4章（17条から21条）消防の設備等及び第7章（31条から35条の4）火災の調査に係る業務が規定されているが、本報告書では以下の業務を主な予防業務として、その業務を担う予防要員の育成や育成に関する課題などについて検討する。

### (1) 消防職員の予防業務に対する意識

非公表のデータではあるが、消防学校へ入校し、消防職員としての基礎知識を学んで卒業する時点において、ある都道府県の消防学校のアンケート調査では、将来予防業務を行っていききたいと回答した者が、50人中7人のケースと40人中1～2名の結果であったことを電話調査で確認した。

### (2) 予防業務に必要とされる能力

予防業務を担う消防職員の育成については、幅広い専門知識の習得、市民や建築設計業、建設業、消防用設備等に関係する専門業者専門業者との対応力等、種々の事項について教育を実施することが必要であり、多くの消防本部で予防業務を希望する消防職員の確保に苦慮している実態がある。

### (3) 検討結果

① 予防業務を希望する消防職員が少ない現状に関しては、警防業務を行いながら実施する立入検査や予防業務の受付等の業務を行いながら、予防業務の必要性を認識できるような職場環境の構築を図り、予防業務に入りやすい環境を整える。

② 予防業務に関する専門知識の習得については、消防職員に採用された時に高知県消防学校の初任教育を受け、その時に予防関連業務の基礎となる業務や法令について学ぶが、その後、消防職員として勤務する間は自ら予防業務に関連する法令や基準等を学んでいくこととなり、日頃の警防業務を行う中で予防業務の専門知識を習得することが難しい状況である。

このため、まずは、総務省消防庁が推進する予防技術検定資格（防火査察、消防用設備等、危険物）を受験する支援や教育を行い、予防業務への意識向上と資格取得による消防職員としての資質の向上を図ることが効果的であると考えます。

さらに、近隣消防本部などとの交流による予防業務推進のための連絡会や勉強会等の機会を設け、予防技術、知識の向上や共通の認識等を図っていくことが効果的である。

③ 県の消防学校での防火査察研修、火災調査研修を多く実施してもらえるような要望を行い、積極的に職員を研修に参加させる体制を確保し、予防業務に携わる職員の意識高揚を図るとともに、高知県に予防事務の適正な推進を図るために講習会や連絡会等を積極的に実施してもらえるように要望し、県内の予防業務の推進を図る方策を実施することも効果的である。

#### 4. 共同運用を実施した場合の事業所等に与える負担や影響

予防事務を 3 市共同で運用する時の事業所や市民等に与える影響については、共同で運用する内容や運用方法等の状況によって大きく異なる。

事業所といっても管内の事業所で、点検報告や消防計画等の届出等を提出するための場合や管外の事業所で点検報告等を請け負った事業所が届出を提出する場合等がある。

また、市民については、市民自ら届出をする場合や指導を受けるために消防本部等に訪れる方など色々なケースがあるが、仮に一か所で予防業務を共同運用するケースに関しては、共同運用を実施する広報について、十分に広報して混乱が生じないような対応を計画的に実施する必要がある。

また、市民については、今まで身近な消防本部が一か所になってしまうような場合には、今までの相談業務を継続できるような消防本部の対応策を考慮していくことも必要である。

### 5.3 予防業務の共同運用の効果検証と課題の整理

予防業務の3市共同運用の可能性について、予防業務の分類別に検討をおこなってきたが、今回の検討の前提として、3市の共同運用を行うための組織は「協議会」方式で検討を行うことが条件であった。

また、検討する仕様書の内容については、具体的な内容が多く、予防業務の共同運用を協議会方式でどこまで実施できるかの法令的な検討が整理されていない状況下で、まとまりが見つからないこととなるため、3市における予防事務分掌を大別し、主な7つの予防業務に関して、協議会で予防業務を共同運用できる可能性について調査・検討を行った。

その結果、協議会を前提とした予防業務の共同運用は、消防法令で立入検査、確認、許可等に関連する権限の行使等を行う予防業務と指導・広報・育成などの予防業務に整理された。

そこで、予防業務の共同運用を推進するための方策を以下に提案したい。

#### ●ステップ1

3市における火災予防条例等の運用面の調整や統一、予防事務の処理の統一を図るための協議会を設置し、前記5.2 予防業務の3市共同運用の検討結果で報告した協議会でできる指導・広報・育成などに関する予防業務の調整、予防業務の基準、要領などの検討や策定を行い、予防事務の効率化、適正化等の推進を図る。

#### ●ステップ2

3市消防本部において、予防業務に係る職員の身分について、立入検査が可能となるような身分の付与が可能であれば、ステップ1よりさらに踏み込んだ人事交流を行い、共同しての立入検査（火災調査も含む。）や共同しての防災訓練指導、共同の予防事務所（仮称）による消防用設備等の設置や点検報告事務等を行い、予防事務の効率化、適正化等の推進を図る。

#### ●ステップ3

予防に関する一部事務組合を設置して、共同で予防業務を推進するか、代表の消防本部が予防事務を受託して事務の効率化、適正化等を推進する方法等が考えられるが、どちらも現実的ではなく、このようなケースについては、消防の広域化を図って、予防の強化を図っていくことが望まれる。

## 第6章 まとめ

### 6.1 3市の現況と将来動向

南国市は高知県中央部に位置し、南は東西 12km の海岸線により太平洋に面し、北は重畳たる山並みが連なり、肥沃な高知平野と物部川に育まれた自然が豊かな地域で、山間部は全体の 2～3 割程度である。市内には高知空港があり、その他高速道路の IC、JR と主要な交通網も整備され、高知県の陸・海・空における広域交通拠点である。

香南市は、平成 18 年 3 月 1 日に、高知県の香南 5 町村（赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村）が合併して誕生したまちです。南部地域は太平洋に面する海岸部と肥沃な平野部が東西に広がり、中部地域は低山が連なるなかで里山環境が広がり、北部地域は標高約 300m～600m の四国山地の一部を構成しており、四国山地を源流にする物部川、香宗川、夜須川などが流れるなど、豊かな水と緑に包まれた地域である。

香美市は、平成 18 年 3 月 1 日に土佐山田町・香北町・物部町の 3 町村が合併し、誕生した。面積は 537.86k m<sup>2</sup>、高知県の北東部に位置し、高知県南国市、香南市、安芸市、大豊町、本山町、徳島県三好市、那賀町に接している。北東部は、三嶺を始めとする急峻な四国山地が広がり、そこを源流域とする物部川、国分川が南西方向へ市内を流れ、南西部は高知平野まで至り、自然豊かな変化に富んだ地形を有している。交通網にあっては、物部川に沿って国道 195 号が市内を横断し、高知自動車道南国インターチェンジ、高知龍馬空港までは車で 15 分の距離である。

#### 6.1.1. 人口と世帯数

南国市消防本部管内の人口と世帯数は、平成 31 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録数により、市全体では、人口は 47,524 人（男 22,684 人、女 24,840 人）で、世帯数は 22,126 世帯の状況である。

香南市消防本部管内市の人口と世帯数は、平成 31 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録数により、市全体では、人口は 33,368 人（男 16,137 人、女 17,231 人）で、世帯数は 14,891 世帯の状況である。

香美市消防本部管内市の人口と世帯数は、平成 31 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳登録数により、市全体では、人口は 26,319 人（男 12,354 人、女 13,965 人）で、世帯数は 13,064 世帯の状況である。

#### 6.1.2 火災・救急・救助の発生状況と 119 受信件数

##### (1) 火災事案の発生状況

南国市における過去 10 年間の火災発生件数は、10 件～33 件の状況である。

香南市における過去 10 年間の火災発生件数は、7 件～22 件の状況である。

香南市における過去 10 年間の火災発生件数は、9 件～26 件の状況である。

## (2) 救急事案の発生状況

南国市における過去10年間の救急事案発生状況は、2,100件/年～2,700件/年状況で、10年前に比べると1.24倍に増加している。

香南市における過去10年間の救急事案発生状況は、1,600件/年～1,800件/年状況で、10年前に比べると1.13倍に増加している。

香美市における過去10年間の救急事案発生状況は、1,400件/年～1,700件/年状況で、10年前に比べると1.19倍に増加している。

## (3) 救助事案の発生状況

南国市における過去10年間の救助発生件数は、16件～23件の状況である。

香南市における過去10年間の救助発生件数は、19件～44件の状況である。

香南市における過去10年間の救助発生件数は、12件～21件の状況である。

### 6.1.3 将来推計人口

南国市は1959年(昭和34年)の市制施行以来、年々人口は増加してきたが、2007年(平成19年)から減少傾向に転じている。また、2045年(令和27年)には、2015年(平成27年)の国勢調査の人口に対して72.2%の34,631人と推計されている。

香南市は、2006年(平成18年)に5町村が合併し誕生したが、合併後の人口動態はほぼ横ばいで推移してきたが、2010年(平成22年)の国政調査以降人口が減少している。また、2045年(令和27年)には、2015年(平成27年)の国勢調査の人口に対して79.6%の26,228人と推計されている。

香美市は、1960年(昭和35年)以降はほぼ継続的に人口は下降している状況である。また、2045年(令和27年)には、2015年(平成27年)の国勢調査の人口に対して66.6%の18,316人と推計されている。

### 6.1.4 救急搬送人員の将来推計

年齢階級別の将来推計人口(2015年は国勢調査による実績値、2020年以降は社人研の将来推計人口(平成30年推計))と救急搬送率(2017-2019年の平均値)に基づき、救急搬送人員の将来推計として、高知県、南国市、香南市、香美市、3市合算の調査を行った。

高知県の将来推計人口は2015年(平成27年)以降減少にするが、救急搬送人員は、2035年(令和17年)までは、ほぼ横ばいの状況で、その後減少する推計である。



南国市と香南市の将来推計人口については、高知県全体と同様に 2015 年(平成 27 年)以降減少にするが、救急搬送人員は、2035 年(令和 17 年)までは、微増の状況で、その後減少する推計である。

香美市の将来推計人口については、高知県全体と同様に 2015 年(平成 27 年)以降減少にするとともに、救急搬送人員についても同様に減少する推計である。

## 6.2 通信指令業務の 3 市共同整備及び共同運用に関する調査

### 6.2.1 現状の課題

第 2 章では、人口及び救急搬送人員の将来推計を行ったが、2015 年と比較して、2030 年には南国市の人口が 13%減少、香南市の人口が 9.4%減少、香美市の人口が 17.4%減少し、2045 年には南国市が 27.8%減少、香南市が 20.4%減少、香美市が 33.4%減少する可能性がある。一方、救急搬送人員の南国市と香南市の推計結果は、2015 年と比較して 2035 年までは微増の状況で、その後減少する推計である。香南市は、2035 年まではほぼ横ばい状況で、その後減少する推計である。

したがって、今後の人口減少に伴い財政状況が厳しくなることが想定されるが、しばらくは消防需要が高い状況にあることから、消防力を維持しつつ効率化を図ることが求められるものと考えられる。

また、近年では大規模な台風被害の頻発等、従来とは災害の発生傾向が変化していることが指摘されている。第 3 章では、3 市消防本部の実態把握を行ったが、通信指令員の配置は 1 クルー当たり 1~2 人であり、短時間に通報が集中するような大規模災害が発生した場合には、119 番通報への対応が困難となる可能性がある。

一方、普通建物火災への非番招集の実施状況の調査結果から、消防隊員に対しては 3 消防本部のうち 2 本部で非番招集が行われており、中には火災出場指令と同時に招集が行われる本部もある。このような平時における火災への対応力強化に加え、大規模災害への対応力強化のため、指令員の非番招集体制についても強化が望まれる。

なお、大規模災害に対しては、個々の消防本部それぞれではなく、3 市の消防本部が連携して対応にあたることが有効である。今後、119 番通報受信能力の強化や現場対応能力の強化、部隊運用の効率化等の方策について、検討・整備しておくことが必要と考えられる。

## 6.2.2 共同運用による効果

### 1. 人員運用体制の効率化

過去に行った指令業務配置職員の推計結果から、共同運用を行った場合には、人口規模が大きいほどその効果が高くなることが明らかであるが、3市共同運用の人口規模は10万人程度であり、通信指令業務の共同運用によって効率化される消防職員は、期待ができないが、当務員のほとんどが通信指令業務に従事していたことから外れることができ、その分、災害現場要員に充てることや消防隊の能力強化、指揮隊体制の強化、担当業務の事務処理、非番招集の減少等を図ることが可能で、住民サービスの向上が期待できる。

### 2. 施設整備費・維持管理費の効率化

3.3.3 施設整備費等の推計を行った結果から、共同運用を行った場合には、約6.5億円の費用が効率化できる可能性がある。

また、保守費用も踏まえた累積費用は、共同運用の場合と各本部が単独で運用する場合で、年々差が開いていくことが明らかとなった。

したがって、通信指令業務の共同運用により、高機能消防指令センターの整備に係る初期費用及び維持管理費用を軽減し、財政面の効率化が期待できる。

### 3. 消防通信指令業務の強化

消防指令センターの共同運用により、人員運用体制、施設整備費・維持管理費の効率化のほか、以下に示すような消防通信指令業務の強化が期待できる。

#### (1) 119番通報の受信・処理能力の向上

単独運用の場合と比較して、共同運用では指令員の人数を確保し易くなり、119番受信能力が向上し、災害への対応能力向上が期待される。

また、位置情報システムの導入による災害地点の正確な把握や、情報共有システムを導入することにより、構成消防本部及び都道府県、市町村等の関係機関で災害情報を共有できるなど、より多機能な指令システムの導入も可能となり、119番通報の処理能力の向上等も期待できる。

## (2) 情報の一元化によるメリット

複数の消防本部の管轄区域にわたって広域で被害が発生する大規模災害（震災、水災、山林火災等）では、各消防本部が相互に連携して活動を行う必要がある。現状であれば、それぞれの消防本部が別個に指令業務を行うことになるが、体系的な連絡は難しく、迅速性・効率性の面で懸念がある。

これに対し、共同指令センターを構築すれば、情報通信の基幹としての役割を持つようになり、災害情報は一元的に集約され、効率的に情報共有を図ることが出来る。

これは、防災ヘリの運用や他都県消防からの応受援、緊急消防援助隊の受援といった、関係機関との連絡調整が必要となる事案についても同様のことが言える。

## (3) 部隊運用の効率化、高度化

消防指令センターの共同運用と共に、ゼロ隊運用や直近指令といった、消防本部の管轄区域を超えた高度な部隊運用を導入することにより、管轄地域全体での効率的な運用が可能となり、現場到着時間の短縮を図ることができる。

このような部隊運用の効率化・高度化は、消防指令センターの共同運用による大きなメリットの一つであり、共同運用を契機として積極的に検討、導入を進めることが望ましいといえる。

### 【ゼロ隊運用とは】

ある消防本部で出動可能な待機隊がなくなった場合に、他の消防本部の隊に出動要請または指令を行う運用方法をいう。

### 【直近指令とは】

消防本部の管轄区域に関わらず、現場に最も近い場所にいる隊に出動要請または指令を行う運用方法。事前の取り決めに基づき、自動的に出動指令が行われる場合もある。

## (4) 人事交流による組織の活性化

共同指令センターの運用を通じて、構成消防本部間の人事交流が図られ、組織の活性化につながるといった効果が期待できる。

## 6.2.3 共同運用に係る課題の整理

### (1) 共同指令センターの整備方式

消防指令センターの連携・協力にあたって適合性の高いものとして、消防庁は次の手法を挙げている。共同指令センターの整備にあたっては、それぞれの手法の特徴を踏ま

え、適切な手法を採用することが必要となる。

なお、共同運用の調査をした7消防指令センターの共同運用方式は、7センターともに協議会方式で運営されている。

- 連携協約（地方自治法 第252条の2）
- 協議会（地方自治法 第252条の2の2）
- 機関等の共同設置（地方自治法 第252条の7）
- 事務委託（地方自治法 第252条の14）
- 事務の代替執行（地方自治法 第252条の16の2）

## (2) 共同指令センターの整備スケジュール

消防指令システムは、概ね導入後5年を超えるとシステムの部分更新、10年を超えると全更新が必要となる場合が多い。本調査で行った試算は、各消防本部の現行システムの整備時期を考慮したものではなく、実際には共同化の実施時期により費用は異なるため、より効率的なシステムの更新時期を選定する必要がある。

## (3) 指令システムの仕様検討、導入する機能の選択

指令システムの導入時には、運用時における追加費用の発生を抑えるため、消防本部においてメンテナンス（例えば、車両の増強や編成の変更等に伴うプログラムの書き換え等）を容易に行うことができるよう、指令システムの仕様を十分に理解し、検討できる体制を整備しておくことが必要である。

また、指令システムを共同で整備することによって高機能化を図ることができる半面、小規模な消防本部では不要な機能の付加による費用負担が生じる可能性がある。なお、導入する機能を消防本部毎に変え、必要な機能だけを選択することができる場合があるが、運用が煩雑になる恐れがあるため注意が必要である。

## (4) 消防本部に導入する設備、機器の選択

共同指令センターを設置した場合においても、各消防本部で事案情報や車両動態を確認するために必要な設備を導入する必要がある。ただし、各消防本部に導入する設備の選択によっては費用負担が大きくなるため、共同運用の効果を損なうことのないよう、運用方法について十分に検討しておく必要がある。

## (5) 指令員の地理的不案内

災害現場を管轄する消防本部とは異なる所属の指令員が、指令業務にあたることによる懸念が聞かれることがある。地理的不案内を補完する機能としては、3者通話やインターネット接続があり、必要に応じて指令システムに導入することが可能である。

また、指令員が現地調査を行うことも有効な手段ある。

#### (6) 指令業務における指揮権の考え方

消防活動は、災害の発生を覚知し、その鎮圧に必要な作戦を決定し、所要部隊を編成して出動し、当該部隊の活動によって被害の軽減を図ることであり、その統括責任は消防長にある。それらの活動の各段階で「指揮・命令」が存在するが、そのうち、災害の覚知、部隊編成、出動の命令、さらに、出動部隊が効率的に活動できるように管制を行うのが指令業務である。

単独の消防本部では、指令室長、指令センター長等は、消防長を長とする組織下にあるため、その命を受けて業務を遂行していると解されるが、指令業務のみを共同して行う共同指令センターの場合には、構成消防本部が、共同指令センターの責任者に対する指揮命令権の委任に関する意思表示を明確にしておく必要があると考えられる。

共同運用が進まない理由の一つに、指令センターの指揮権が不明確であることがあると考えられる。また、万一不測の事態が発生した場合の社会的責任の所在を明らかにしておく必要性からも、今後新たに共同指令センターを設けるときには、ハード面の充実と併せて、運用面に関し、協定関連文書に所要事項を明示しておくと共に、警防規程等に、消防活動における共同指令センターの位置付けを明記しておくことが必要である。

#### (7) 山間部における指令の共同運用

香美市消防本部の管内は管内面積の8割以上が森林という地勢的な特徴がある。このため、無線の伝搬状況は平地と比べると悪く、山の陰にあたる場所では不感地帯が発生することもある。

また、消防救急デジタル無線が使用可能な地域においても、多くは中継局を介して通信を行っており、台風災害等何らかの理由により基地局が使用不能となれば、この中継局を利用する地域が広範囲に渡って使用不能となる恐れがある。

近年大規模化している災害に備え、共同指令センターの整備と併せて、こうした地域における通信指令のリスクを低減させる取り組みが求められ、具体的には次に挙げる整備方策が考えられる。

- 通信キャリア（電気通信事業者）が提供する音声通話やデータ通信の活用
  - 無線中継隊の活用
  - 衛星携帯電話の導入
  - 消防救急デジタル無線の強化（山上基地局等の県保有資源の活用検討）、通信ルートの多重化
  - 高知県の警察無線等、他機関が保有する通信手段の活用検討（非常通信体制の整備）
- これらを単独の消防本部で整備することは、費用面での負担が大きく困難であること

が想定されることから、共同整備によって費用負担軽減を図ることが必要である。

また、非常通信は「地震、台風等の非常事態の発生時において、有線通信が利用不可または利用困難となった場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保、または秩序の維持のために行われる無線通信」をいい、山間部に限った話ではないものの、通信途絶のリスク低減策の一つとして活用することが考えられる。

非常通信の取扱いについては、電波法をはじめ、災害対策基本法、消防組織法、災害救助法等、様々な法律に規定されている。消防組織法では、第 41 条において「消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。」とされているが、非常通信の活用にあたっては、非常通信計画の作成、運用体制の整備、非常通信訓練の実施等が必要であり、これらの整備検討が望ましい。

## 6.3 総務業務の3市共同運用に関する調査

### 6.3.1 現状体制の課題

3市消防本部において総務課（総務班）に配置転換を希望する職員はいない。また総務業務は多岐多様であり、その内容を理解し業務を遂行するためのノウハウを習得するのに時間を要するため、後継者の確保・育成に苦慮している。また、消防隊と兼務して隔日勤務で総務業務にあたっている職員もいるが、出勤や訓練も行うため入札業務など重要な業務に携わることも難しい。

### 6.3.2 共同運用による効果

人員面、財政面については大きく改善できるとは考えられなかった。しかしながら住民サービスの向上については「事務知識の共有」により、若干のサービス向上が見込まれると結論づいた。

人員面では各市において担当業務、財政基盤が同じではないため、人員を削減することは難しいとの結論に至った。

今後、定年延長や再雇用においてそれぞれの消防本部において再雇用された職員のポストに違いがあるが、共同運用を行った場合には幅広いポストが準備できるので適材適所に配置することができるかもしれない。

財政面については、共同で購入可能な物品の中から特に需要の多い「消防用ホース」「救急消耗品」（表4.10参照）を3市単独で購入した場合と、共同で一括購入した場合を3社に協力してもらい見積書を比較した。見積書上は一括購入した場合が安価となっている。

このことから、3市の共同購入（入札）においては一定の効果は見られた。ただし、「仕入れ値が低価格になるほどの数量・規模には至っておらず販売店の営業努力によるもの。」との意見もあった。

支払い方法については共同購入（入札）を実施した消防本部に負担金として支払う方法と仕様書等に各消防本部分の数量及び請求方法を記載し、請求書を各消防本部分に分けそれぞれ支払う方法が想定された。

住民サービスの向上に繋がるか分からないが、各市によって入札業務や作成する仕様書に違いがあるが統一することによって入札参加業者の事務負担の軽減が図れるのではないかと思われる。

### 6.3.3 共同運用に係る課題の整理

- ・各消防本部の状況に合わせた、総務要員の育成・配置計画の作成
- ・大規模備品（消防車両等）の共同購入（入札）でより効果のある物品等を整理し継続して調査・研究する。（高額案件のため契約手続き、議会対応も併せて調査・研究する。）

- ・総務業務における住民サービス向上に繋がる業務の整理

#### 6.3.4 まとめ

今回の調査・検証では、共同運用することによって若干の効果は見られたが将来、消防の広域化が実現すれば財政基盤や分掌事務が統一されることとなり、状況は大きく変わり人員面や財政面で大きな効果が期待できると思われる。今回、総務業務の共同運用に至らなくても「職員対象の講習会の共同開催」や「総務業務の事務知識の共有」など協力・連携していくことにより、共同運用に関するメリット・デメリットを更に詳細に洗い出すこともできるとともに、これまで抽出された課題等も継続した調査・研究をすることにより3市消防本部の広域化に発展するものと考えられる。

### 6.4 予防業務の3市共同運用に関する調査

予防業務の3市共同運用の可能性を検討するにあたり、3市における予防事務分掌を調査した結果は以下のとおりである。

火災予防条例等の改廃に関する事務は、総務が担当し、火災原因調査関連の事務を除いたその他の予防業務の事務については、南国市消防本部、香南市消防本部は予防課で香美市消防本部は消防課予防班の事務である。

火災原因調査関連の事務に関しては、南国市消防本部は警防課で、香南市消防本部と香美市消防本部は予防課や消防課予防班の事務である。

以上の状況から、予防業務を3市で共同運用することの可能性について、大きく次のとおり事務分掌を整理し、検討を進める。

- 1 予防査察（立入検査）に関する共同運用の検討
- 2 火災予防対策及び火災予防広報に関する共同運用の検討
- 3 防火対象物及び防火管理に関する共同運用の検討
- 4 消防用設備等に関する共同運用の検討
- 5 消防同意に関する共同運用の検討
- 6 危険物に関する共同運用の検討
- 7 火災等の原因及び調査に関する共同運用の検討
- 8 その他の検討

#### 6.4.1 予防査察に関する共同運用の検討

法令的な検討から、立入る消防対象物の場所を管内に持つ、消防本部の消防職員（吏員とその消防本部の職員）で証票を支給された者が立入検査を実施することとなる。

このため、他の消防本部の消防職員が管轄区域外の防火対象物の立入検査を行うことは法令上できないと解することが妥当であるが、管轄外の区域の任命権者から消防職員として任命されることができ、証票の支給がされた場合は、法令要件を満たすことになり管轄区域外の立入検査を行う可能性があるが、十分な検討が必要である。



また、過去に洞爺湖サミットや沖縄サミットの開催に伴って、地元消防本部の応援として、予防関連の支援要員がサミット開催前に派遣され、火災予防対策の対応を図った事例がある。

以上のことから、予防査察の共同運用を行うには、協議会において、3市消防本部が共同してある防火対象物の立入検査を行う条件として、防火対象物関係者が他市消防本部の職員の立入を了承すること及び他市職員は支援者の立場であることに加え、その業務に係る費用負担や労働災害の身分保障の取り決め等を協議しておくなどの課題を検討して共同運用の実施を考えることが必要である。

#### **6.4.2 火災予防対策及び火災予防広報に関する業務の共同運用の検討**

本業務を協議会方式で3市が共同して火災予防対策及び火災予防広報に関する業務を行うことに関しては、各消防本部内部の決裁に関する問題を除いては、法令的に共同して火災予防対策の推進と火災予防広報の推進を行うことは、問題がないと考えられる。

このため、協議会等で具体的に共同運用が可能な火災予防対策及び火災予防広報に関する業務を協議し、3市消防本部の事務・業務の負担軽減を図るとともに、効果・効率的な業務を推進することが必要である。以下、その一例を示す。

- ① 毎年行われる春・秋の火災予防運動業務の計画の作成等に関する協議を行う。3市消防本部の事務・業務の負担軽減を図るとともに、効果的な業務を推進する。
- ② 予防業務の連携協力に関するアンケート調査回答のメリットに回答された、法令の改正や条例改正等の際に、情報共有、勉強会及び講習会等を実施する。

#### **6.4.3 防火対象物及び防火管理に関する業務の共同運用の検討**

本業務を協議会方式で3市が共同して防火対象物及び防火管理に関する業務を行うことについては、各消防本部内部の決裁に関する問題を除いては、法令的に共同して防火対象物及び防火管理に関する業務を推進することは、問題ないと考えられる。

既に3市の消防本部で協議会をつくり、防火管理者講習会の開催を行っている実績があることから、本講習会を引き続き実施するとともに、将来的には、防火・防災管理者の管理・資格者への通知等の業務が統一してできるようなシステムの構築などが考えられるが、協議会等で具体的に共同運用が可能な防火対象物及び防火管理に関する業務を協議し、3市消防本部の事務・業務の負担軽減を図るとともに、効果・効率的な業務を推進することが必要である。

#### **6.4.4 消防用設備等に関する共同運用の検討**

消防用設備等に関する共同運用の可能性の検討に関しては、各種点検報告の届出処理と消防用設備等を使用する時の検査等の共同運用について検討する。

各種点検報告の届出の処理に関する共同運用は、防火対象物の関係者から点検報告が提出され、消防長又は消防署長が報告を受けることから、協議会においてその細部を調整して共同の受付業務を行うことは不可能と考えられる。

消防用設備等を使用する時の検査等の共同運用は、前記、5.2.1の予防査察に関する共同運用の検討と同様で、消防法第17条の3の2（消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査）において、特定防火対象物等の関係者は、消防用設備等を設置した時はその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けることとされている。

このため、届出があった防火対象物を管内に持つ、消防本部の当該消防職員（吏員とその消防本部の職員）が検査を実施することとなり、他の消防本部の消防職員が管轄区域外の防火対象物の消防用設備等の検査を行うことは法令上できないとすることが妥当である。

以上のことから、消防用設備等に関する業務を共同運用するには、協議会において、点検報告の受付業務に関する流れ等を協議し共同運用を実施する。

また、消防用設備等の検査に関しては、防火対象物関係者が他市消防本部の職員の立入を了承すること及び他市職員は支援者の立場であることに加え、その業務に係る費用負担や労働災害の身分保障の取り決め等を協議しておくなどの課題を検討して共同運用の実施を考えることが必要である。

#### **6.4.5 消防同意に関する業務の共同運用の検討**

本業務を協議会方式で共同運用することは、法令的に難しいと考えられる。

共同で消防同意に関する業務を行っている実例としては、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である「一部事務組合」や地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度の「事務委託」により、消防業務の一部として行っている以外は実施例がない。

このため、消防同意に関する業務を協議会で処理することを行なうのではなく、協議会において、法令の解釈の整理や事務処理要領の整備に向けた協議、大規模建築物等の情報共有、建築基準法改正時等の勉強会の実施等を行う連携を図り、消防同意事務を適正に推進できるような体制に向けた協議会を設け、適正な消防同意業務の推進を図れるようにすることが良いと考えられる。

#### **6.4.6 危険物に関する業務の共同運用の検討**

本業務を協議会方式で共同運用することは、許可行政庁として本業務を行う必要があることから法令的に難しいと考えられる。

共同で危険物に関する業務を行っている実例としては、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である「一部事務組合」や地方公

共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度の「事務委託」により、消防業務の一部として行っている以外は実施例がない。

このため、危険物に関する業務を協議会で共同運用するのではなく、協議会において、法令改正時や事務処理要領の整備に向けた協議、危険物施設等の情報共有、危険物施設関係者を集めての講習会等の実施連携を図り、危険物行政の適正な推進に向けた協議会体制の設置を進めることが良いと考えられる。

#### **6.4.7 火災等の原因及び調査に関する共同運用の検討**

本業務を協議会方式で共同運用することは、消防法で「火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。」のは、その消防本部の消防職員（当該消防職員）と定められていることから法的に難しいと考えられる。

共同で火災等の原因及び調査に関する業務を行っている実例としては、特異な火災や大規模な火災等で消防長官が特に必要と判断した火災などは、消防庁長官の火災原因調査と共同で行うこともあるが、一般的には、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である「一部事務組合」や地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度の「事務委託」により、消防業務の一部として行っている実例以外は実施例がない。

このため、火災等の原因及び調査に関する業務を協議会で共同運用するのではなく、協議会において、調査技術に関する情報交換、火災調査を行うための事務処理手引きの整備、専門的な研修修了者等からの合同教育の実施、大規模・特異火災発生時の調査応援体制の整備など、火災等の原因及び調査に関する適正な推進に向けた協議会体制の設置を進めることが良いと考えられる。

#### **6.4.8 その他の検討**

##### **1. 定年延長職員や再任用職員による合同査察チームの編成・運用**

3市の定年延長職員や再任用職員による合同の査察チームの編成・運用の可能性の検討については、5.2.1 予防査察に関する共同運用で検討したとおりで、3市合同査察チームで業務を実施するには、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体である「一部事務組合」で行うこととなると考えられるので、協議会での定年延長職員や再任用職員による合同の査察チームの編成による業務の実施は難しいため、本件等については、協議会における予防業務の共同運用が具体的に実施される内容が確定したのちの検討とする。

##### **2. 配置人員、勤務場所**

共同運用を実施することにより現場配置人員の充実が図れるかの調査・検証につい

てであるが、協議会における予防業務の共同運用の内容が確定していな状況において、予防要員の配置計画、勤務場所等の個々の問題を調査・検討することが難しいため、本件等については、協議会における予防業務の共同運用が具体的に実施される内容が確定したのちの検討とする。

### 3. 予防要員の育成

予防要員の育成などの問題については多くの消防本部の課題でもある。

消防機関が行う業務の一つとして予防業務があるが、消防法第1条の「この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。」消防の目的のうち「火災を予防し」に基づき、消防法第2章（3条から9条の4）「火災の予防」、第3章（10条から16条の9）危険物、第4章（17条から21条）消防の設備等及び第7章（31条から35条の4）火災の調査に係る業務が規定されているが、本報告書では以下の業務を主な予防業務として、その業務を担う予防要員の育成や育成に関する課題などについて検討する。

#### (4) 消防職員の予防業務に対する意識

非公表のデータではあるが、消防学校へ入校し、消防職員としての基礎知識を学んで卒業する時点において、ある都道府県の消防学校のアンケート調査では、将来予防業務を行っていきたいと回答した者が、50人中7人のケースと40人中1～2名の結果であったことを電話調査で確認した。

#### (5) 予防業務に必要とされる能力

予防業務を担う消防職員の育成については、幅広い専門知識の習得、市民や建築設計業、建設業、消防用設備等に関係する専門業者専門業者との対応力等、種々の事項について教育を実施することが必要であり、多くの消防本部で予防業務を希望する消防職員の確保に苦慮している実態がある。

#### (6) 検討結果

② 予防業務を希望する消防職員が少ない現状に関しては、警防業務を行いながら実施する立入検査や予防業務の受付等の業務を行いながら、予防業務の必要性を認識できるような職場環境の構築を図り、予防業務に入りやすい環境を整える。

④ 予防業務に関する専門知識の習得については、消防職員に採用された時に高知県消

防学校の初任教育を受け、その時に予防関連業務の基礎となる業務や法令について学ぶが、その後、消防職員として勤務する間は自ら予防業務に関連する法令や基準等を学んでいくこととなり、日頃の警防業務を行う中で予防業務の専門知識を習得することが難しい状況である。

このため、まずは、総務省消防庁が推進する予防技術検定資格（防火査察、消防用設備等、危険物）を受験する支援や教育を行い、予防業務への意識向上と資格取得による消防職員としての資質の向上を図ることが効果的であると考えられる。

さらに、近隣消防本部などとの交流による予防業務推進のための連絡会や勉強会等の機会を設け、予防技術、知識の向上や共通の認識等を図っていくことが効果的である。

⑤ 県の消防学校での防火査察研修、火災調査研修を多く実施してもらえるような要望を行い、積極的に職員を研修に参加させる体制を確保し、予防業務に携わる職員の意識高揚を図るとともに、高知県に予防事務の適正な推進を図るために講習会や連絡会等を積極的に実施してもらえるように要望し、県内の予防業務の推進を図る方策を実施することも効果的である。

#### 4. 共同運用を実施した場合の事業所等に与える負担や影響

予防事務を3市共同で運用する時の事業所や市民等に与える影響については、共同で運用する内容や運用方法等の状況によって大きく異なる。

事業所といっても管内の事業所で、点検報告や消防計画等の届出等を提出するための場合や管外の事業所で点検報告等を請け負った事業所が届出を提出する場合等がある。

また、市民については、市民自ら届出をする場合や指導を受けるために消防本部等に訪れる方など色々なケースがあるが、仮に一か所で予防業務を共同運用するケースに関しては、共同運用を実施する広報について、十分に広報して混乱が生じないような対応を計画的に実施する必要がある。

市民については、今まで身近な消防本部が一か所になってしまうような場合には、今までの相談業務を継続できるような消防本部の対応策を考慮していくことも必要である。

#### 6.4.9 まとめ

予防業務の3市共同運用の可能性について、予防業務の分類別に検討をおこなってきたが、今回の検討の前提として、3市の共同運用を行うための組織は「協議会」方式で検討

を行うことが条件であった。

また、検討する仕様書の内容については、具体的な内容が多く、予防業務の共同運用を協議会方式でどこまで実施できるかの法令的な検討が整理されていない状況下で、まとまりがつかないこととなるため、3市における予防事務分掌を大別し、主な7つの予防業務に関して、協議会で予防業務を共同運用できる可能性について調査・検討を行った。

その結果、協議会を前提とした予防業務の共同運用は、消防法令で立入検査、確認、許可等に関連する権限の行使等を行う予防業務と指導・広報・育成などの予防業務に整理された。

そこで、予防業務の共同運用を推進するための方策を以下に提案したい。

### ●ステップ1

3市における火災予防条例等の運用面の調整や統一、予防事務の処理の統一を図るための協議会を設置し、前記5.2 予防業務の3市共同運用の検討結果で報告した協議会で行える指導・広報・育成などに関する予防業務の調整、予防業務の基準、要領などの検討や策定を行い、予防事務の効率化、適正化等の推進を図る。

### ●ステップ2

3市消防本部において、予防業務に係る職員の身分について、立入検査が可能となるような身分の付与が可能であれば、ステップ1よりさらに踏み込んだ人事交流を行い、共同しての立入検査（火災調査も含む。）や共同しての防災訓練指導、共同の予防事務所（仮称）による消防用設備等の設置や点検報告事務等を行い、予防事務の効率化、適正化等の推進を図る。

### ●ステップ3

予防に関する一部事務組合を設置して、共同で予防業務を推進するか、代表の消防本部が予防事務を受託して事務の効率化、適正化等を推進する方法等が考えられるが、どちらも現実的ではなく、このようなケースについては、消防の広域化を図って、予防の強化を図っていくことが望まれる。

消防本部別職員年齢調

香南市消防本部

令和2年4月1日現在

階級別 年齢別	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
20歳未満								0
20歳～25歳						4		4
26歳～30歳					3	2		5
31歳～35歳				7	4			11
36歳～40歳				9				9
41歳～45歳			1	2				3
46歳～50歳		1	5					6
51歳～55歳		5						5
56歳～60歳	1	2					1	4
合計	1	8	6	18	7	6	1	47

南国市消防本部

令和2年4月1日現在

階級別 年齢別	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
20歳未満						2		2
20歳～25歳						11	1	12
26歳～30歳					1	5		6
31歳～35歳				5	8	2		15
36歳～40歳				4	1			5
41歳～45歳			9	3				12
46歳～50歳		1	4					5
51歳～55歳	1	5	4					10
56歳～60歳		2						2
合計	1	8	17	12	10	20	1	69

香美市消防本部

令和2年4月1日現在

階級別 年齢別	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
20歳未満						4		4
20歳～25歳						3		3
26歳～30歳						2		2
31歳～35歳				4	2			6
36歳～40歳				12	1			13
41歳～45歳			5	11				16
46歳～50歳		1	1					2
51歳～55歳		6	2	1				9
56歳～60歳	1							1
合計	1	7	8	28	3	9	0	56

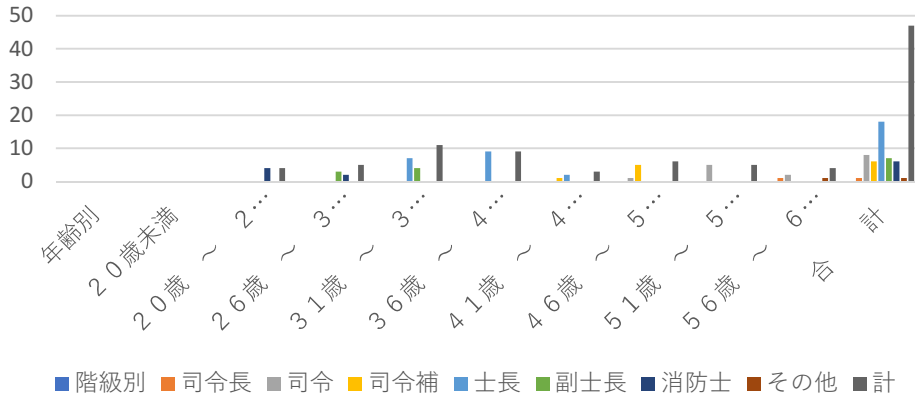
※出向職員1名を除く

3消防本部合計

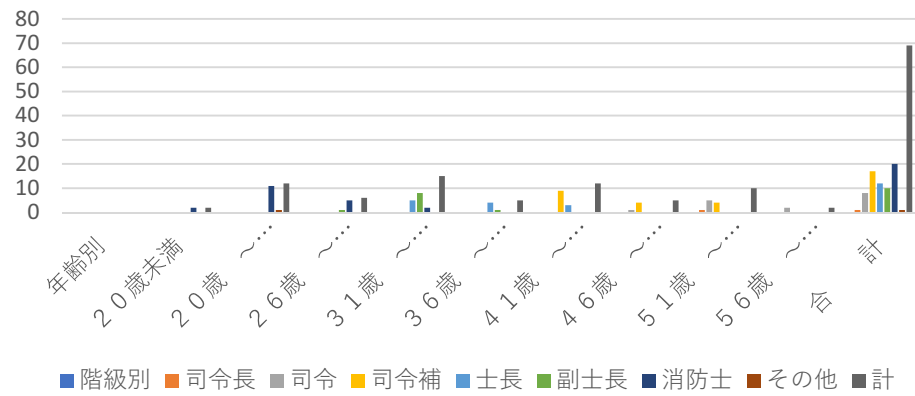
令和2年4月1日現在

階級別 年齢別	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
20歳未満						6		6
20歳～25歳						18	1	19
26歳～30歳					4	9		13
31歳～35歳				16	14	2		32
36歳～40歳				25	2			27
41歳～45歳			15	16				31
46歳～50歳		3	10					13
51歳～55歳	1	16	6	1				24
56歳～60歳	2	4					1	7
合計	3	23	31	58	20	35	2	172

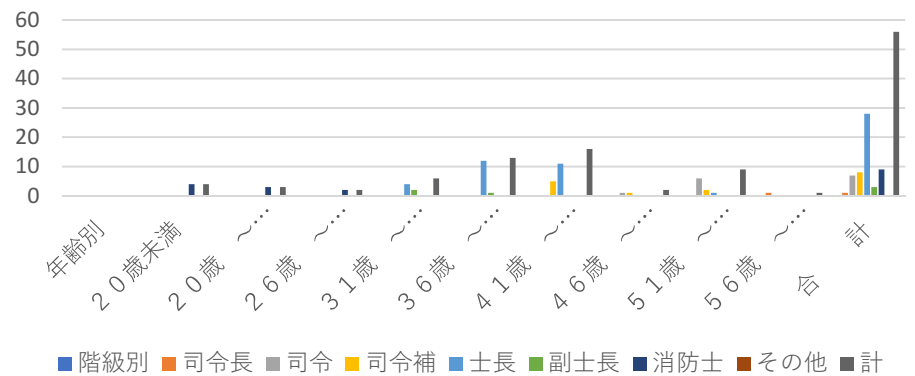
年齢別（香南市消防本部）



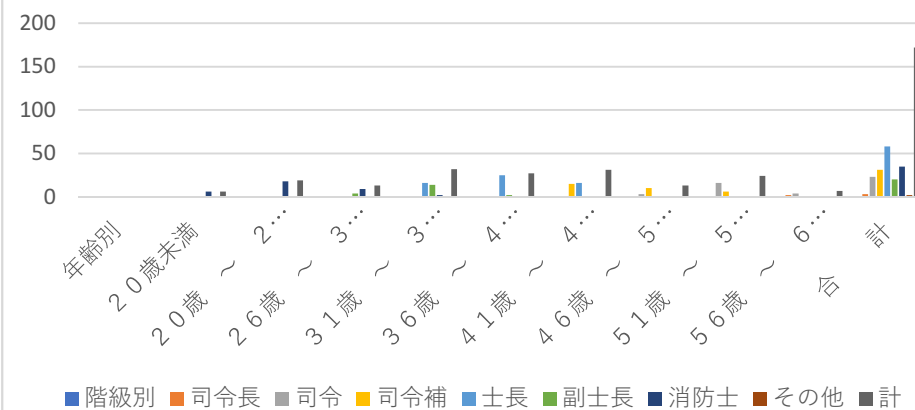
年齢別（南国市消防本部）



年齢別（香美市消防本部）



年齢別（3消防本部合計）





# 総務業務の共同運用に関する調査(案)

※黄色のセル内にご記入ください。行が不足したときは「行高さ」を変更してください。

## ご担当者

ご担当者の所属・氏名等	
●アンケート調査ご担当者のご所属、氏名、連絡先をご記入ください。 ●後日、回答について問合せさせていただく場合がございます。	
氏名	
消防本部名	
所属部署名	
連絡先	電話番号
	メールアドレス

※データ作成基準日は「令和2年(2020年)4月1日現在」として下さい。

## 1.1 消防本部及び署所の総務要員

(1) 総務要員数(兼務職員は除く。)		(2) 消防本部・署所の兼務総務要員数	
●本年4月1日現在の総務要員数(定員及び実員)をご記入ください。		●本年4月1日現在の兼務で総務を担当する総務要員数をご記入ください。	
定員		消防本部の兼務職員数	署・出張所等の兼務職員数

定員の規定がない場合は記入はかまいません。

## 2.1 予算の状況

(単位:千円)

年度別	区分	一般会計予算	消防予算	比率	備考
2010(H22)		15,990,000	487,624	3.05%	
2011(H23)		14,694,000	464,595	3.16%	
2012(H24)		14,622,000	652,250	4.46%	
2013(H25)		15,815,000	576,373	3.64%	
2014(H26)		16,406,000	1,288,515	7.85%	
2015(H27)		17,699,000	540,365	3.05%	
2016(H28)		17,656,000	504,324	2.86%	
2017(H29)		18,514,000	563,699	3.04%	
2018(H30)		19,751,000	548,599	2.78%	
2019(R1)		18,658,000	567,647	3.04%	

H24～H27の間、消防庁舎建設費を加えています。

## 2.2 人口・世帯に対する消防費

※データ作成基準日は「令和2年(2020年)4月1日現在」として下さい。

年度別	区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	消防費負担額(円)	
				1人あたり	1世帯あたり
2010(H22)		28,276	12,699	17,245	38,399
2011(H23)		27,961	12,715	16,616	36,539
2012(H24)		27,961	12,715	23,327	51,298
2013(H25)		27,519	12,828	20,945	44,931
2014(H26)		27,277	12,855	47,238	100,235
2015(H27)		27,056	12,903	19,972	41,879
2016(H28)		26,743	12,911	18,858	39,062
2017(H29)		26,526	11,979	21,251	47,057
2018(H30)		26,364	13,009	20,809	42,171
2019(R1)		26,121	12,970	21,731	43,766

## 2.3 消防予算の内訳

(単位:千円)

年度別	区分	常備消防費	常備消防施設費	非常備消防費	非常備消防施設費	水防費	合計
2010(H22)							0
2011(H23)							0
2012(H24)							0
2013(H25)							0
2014(H26)							0
2015(H27)							0
2016(H28)							0
2017(H29)							0
2018(H30)							0
2019(R1)							0

## 2.4 消防予算詳細内訳

(単位:千円)

年度別		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
区分		(H22)	(H23)	(H24)	H25	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)
常備消防費	人件費										
	報償費										
	旅費										
	需用費										
	役務費										
	委託費										
	使用料・賃借料										
	備品購入費										
	負担金・補助金										
	その他										
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:千円)

年度別		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
区分		(H22)	(H23)	(H24)	H25	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)
常備消防施設費	需用費										
	役務費										
	委託費										
	使用料・賃借料										
	工事請負費										
	公有財産購入費										
	備品購入費										
	負担金・補助金										
	補償補填及び賠償金										
	公課費										
	その他										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

区分		年度別									
		2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 H25	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
非常 備 消 防 費	報酬										
	共済費										
	旅費										
	需用費										
	役務費										
	委託費										
	使用料・賃借料										
	備品購入費										
	負担金・補助金										
	その他										
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:千円)

区分		年度別									
		2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 H25	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
非常 備 消 防 施 設 費	需用費										
	役務費										
	委託費										
	使用料・賃借料										
	工事請負費										
	公有財産購入費										
	備品購入費										
	負担金・補助金										
	補償補填及び賠償金										
	公課費										
	その他										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

### 3.1 総務業務

#### (1) 予算削減効果

共同で発注(入札)すれば予算の削減(単価の低下)に効果があると思われる業務を教えてください。

予算科目	業 務 名	備 考
需用費		
需用費		
需用費		
需用費		
委託費		

#### (2) 総務業務の効率化

共同で事務処理が可能であると思われる業務(事務)を教えてください。

業 務 名	業 務 内 容	備 考

## 4. 総務業務全般に係る課題等

### (1) 総務業務に係る現状の課題

- 総務業務に係る現状の課題がありましたら、どんなことでも構いませんので、具体的にご記入ください。  
(例)総務業務を希望する人員不足、専門知識の習得に苦慮等

現状の課題

### (2) 総務業務の連携協力に関する事項

- 総務業務の連携・協力に関して想定されるメリット・デメリット、懸念事項等がありましたら、具体的にご記入ください。

連携・協力の  
メリット

連携・協力の  
デメリット

連携・協力の  
懸念事項

# 予防業務の共同運用に関する調査(案)

※黄色のセル内にご記入ください。行が不足したときは「行高さ」を変更してくだ

## ご担当者

ご担当者の所属・氏名等	
●アンケート調査ご担当者のご所属、氏名、連絡先をご記入ください。 ●後日、回答について問合せさせていただく場合がございます。	
氏名	
消防本部名	
所属部署名	
連絡先	電話番号
	メールアドレス

※データ作成基準日は「令和2年(2020年)4月1日現在」として下さい。

## 1.1 消防本部及び署所の予防要員

(1) 予防要員数(兼務職員は除く。)		(2) 消防本部・署所の兼務予防要員数	
●本年4月1日現在の予防要員数(定員及び実員)をご記入ください。		●本年4月1日現在の兼務で予防を担当する予防要員数をご記入ください。	
定員		実員	
		消防本部の兼務職員数	
		署・出張所等の兼務職員数	

(3) 予防技術資格者数			
●本年4月1日現在の予防技術資格者数をご記入ください。		消防用設備等資格者数	人
防火査察資格者数		危険物資格者数	人

※「はい」「いいえ」のいずれかに「○」を入れ、ご回答ください。

## 1.2 火災予防条例

(1) 市の火災予防条例は、消防庁長官が定める「火災予防条例(例)」に基づき、制定していますか。

はい

いいえ

(2) 本市の火災予防条例に、本市独自の規制等がありますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、その内容を以下に該当条文、タイトル等をお教えてください。

### 1.3 火災予防条例施行規則

火災予防条例の施行に、必要な事項を定めた火災予防条例施行規則について お伺します。

(1) 火災予防条例施行規則を制定していますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、制定されている条文に、参考としたものがありましたら何かお教えてください。

### 1.4 火災予防施行規程

消防関係法令の規程による消防長の権限並びに条例、条例施行規則並びに消防長委任条項の権限に属する火災予防及び危険物規制の事務に関する必要な事項を定める規程についてお伺します。

(1) 火災予防施行規程を制定していますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、制定されている条文に、参考としたものがありましたら何かお教えてください。

### 1.5 予防事務審査基準、検査基準

消防法第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び火を使用する設備等に係る届出の審査又は検査に必要な基準の有無についてお伺します。

(1) 消防同意事務の審査要領が作られていますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、作られている基準名等がありましたらお教えてください。

(2) 火気設備等の技術基準が作られていますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、作られている基準名等がありましたらお教えてください。

(3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術基準が作られていますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、作られている基準名等がありましたらお教えてください。



(4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査要領が作られていますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、作られている基準名等がありましたらお教えてください。

(5) 中間検査及び使用検査要領が作られていますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、作られている基準名等がありましたらお教えてください。

(6) 届出に対する審査要領が作られていますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、作られている基準名等がありましたらお教えてください。

## 1.6 予防事務処理手続き

予防行政を推進するうえで、各種届出を処理するための手続きの有無についてお伺いします。

(1) 消防同意事務の審査要領が作られていますか。

はい

いいえ

「はい」の場合は、作られている基準名等がありましたらお教えてください。

## 1.7 予防事務を推進するために活用しているマニュアル等

予防行政を推進するうえで、活用しているマニュアル・冊子等がありましたらお教えてください。

(1) 活用しているマニュアル名等をご記入ください。

(例) 違反処理マニュアル(総務省消防庁)

## 2.1 管内の防火対象物の状況

西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
防火対象物数											
防火管理者義務 設置対象物数											
4階以上防火対象物数											

## 2.2 消防同意事務の状況

西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
確認申請											
許可申請											
計画通知											
仮使用申請											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2.3 消防法に基づく各種届出の状況

西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
防火管理者選解任届											
消防計画届											
消防用設備等設置届											
消防用設備等点検報告											
液化石油ガス届											
危険物関係届											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2.4 火災予防条例に基づく各種届出の状況

西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
防火対象物使用開始届											
ボイラー設備設置届											
乾燥設備設置届											
発電設備設置届											
変電設備設置届											
蓄電池設備設置届											
燃料電池設備設置届											
火災と紛らわしい行為の届出											
屋外火気使用届											
催物関係届											
道路工事届											
少量危険物貯蔵届											
指定可燃物貯蔵届											
その他の届出											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2.5 危険物施設の状況

西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
製造所											
貯蔵所											
取扱所											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2.6 少量危険物施設の状況

西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
屋外タンク貯蔵所											
屋内タンク貯蔵所											
地下タンク貯蔵所											
簡易タンク貯蔵所											
移動タンク貯蔵所											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2.7 危険物関係事務処理の状況

(製造所)※製造所がない場合は回答の必要はありません。

西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
設置許可											
変更許可											
完成検査(設置)											
完成検査(変更)											
仮使用											
水圧検査											
水張検査											
種類別数量変更届											
廃止届											
保安監督者選任届											
保安監督者解任届											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(貯蔵所)											
西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
設置許可											
変更許可											
完成検査(設置)											
完成検査(変更)											
仮使用											
水圧検査											
水張検査											
種類別数量変更届											
廃止届											
保安監督者選任届											
保安監督者解任届											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(取扱所)											
西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
設置許可											
変更許可											
完成検査(設置)											
完成検査(変更)											
仮使用											
水圧検査											
水張検査											
種類別数量変更届											
廃止届											
保安監督者選任届											
保安監督者解任届											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

### 3.1 火災調査の担当部署

#### (1) 火災等の原因調査を担当する部署

火災等の原因調査・報告に関する担当部署についてお教えてください。

担当する部署:

#### (2) 火災等の原因調査をする際の事務処理要領

火災等の原因調査・報告に関する事務処理要領の有無をお教えてください。

ある

ない

「ある」の場合は、その名称を教えてください。

### 3.2 火災予防広報等に関する担当部署及び実施状況

#### (1) 火災予防広報等の担当部署

火災予防のための各種広報や指導など、次の事項を担当する部署についてお教えてください。

訓練受付等を担当する部署:

講和や防火の指導を行う部署:

車両巡回広報を計画する部署:

#### (2) 火災予防広報等の実施状況

西暦(年度) 和暦(年度)	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	備考
消防(避難)訓練											
防火講和											
防火映画											
車両巡回広報											
広報誌の発行											
計(自動計算)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

### 3.3 防火に関する組織の担当部署及び実施状況

#### (1) 幼年消防組織や女性防火組織等の担当部署

次の各種組織を担当する部署について教えてください。

幼年消防組織を担当する部署:

女性防火組織を担当する部署:

その他火災予防等のための組織:

#### (2) 幼年消防組織や女性防火組織等の概要

次の各種組織の概要について教えてください。

幼年消防組織の結成・現員数・活動概要等:

女性防火組織の結成・現員数・活動概要等:

その他火災予防等のための組織:

## 4. 予防業務全般に係る課題等

### (1) 予防業務に係る現状の課題

- 予防業務に係る現状の課題がありましたら、どんなことでも構いませんので、具体的にご記入ください。  
(例) 予防業務を希望する人員不足、専門知識の習得に苦慮等

現状の課題

### (2) 予防業務の連携協力に関する事項

- 予防業務の連携・協力に関して想定されるメリット・デメリット、懸念事項等がありましたら、具体的にご記入ください。

連携・協力の  
メリット

連携・協力の  
デメリット

連携・協力の  
懸念事項



予防業務の共同運用に係る追加アンケート調査結果(平成22年(2010年)～令和元年(2019年)の10年間)

○立入検査の実績

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
防火対象物	南国市	0	19	25	25	25	23	4	69	5	45
	香南市	4	16	35	20	1	10	6	6	4	13
	香美市	21	15	0	24	46	50	91	62	52	40
危険物施設	南国市	413	458	355	363	363	385	574	394	187	172
	香南市	72	17	1	10	26	30	24	28	22	18
	香美市	18	15	46	23	36	11	26	32	37	25
計	南国市	413	477	380	388	388	408	578	463	192	217
	香南市	76	33	36	30	27	40	30	34	26	31
	香美市	39	30	46	47	82	61	117	94	89	65

○消防大学等研修受講実績調査

種類	科・コース名		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	
消防大学校	予防科	南国市										1	
		香南市	1										
		香美市											
	危険物科	南国市											
		香南市				1							
		香美市											
	火災調査科	南国市	1										
		香南市											
		香美市			1								
	自主防災組織育成コース	南国市											
		香南市											
		香美市											
自主防災組織育成短期コース	南国市												
	香南市												
	香美市												
査察業務マネジメントコース	南国市									1	1		
	香南市												
	香美市												
消防学校	予防査察科	南国市		2		2		2		2		2	
		香南市			1		1	1		1		1	
		香美市		1	1	1	1	1		3			
	火災調査科	南国市								2		2	
		香南市					1		1			1	
		香美市			1		1		1			2	
予防査察指導者研修	南国市										2		
	香南市										1		
	香美市											1	
高知市	火災調査特別研修	南国市				2		2		2		2	
		香南市					1	1	1		1		
		香美市			1	1	1	1		1			
消防長会	四国担当者会議	南国市			1	2	1	1	1	2	1	1	
		香南市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		香美市			1	2	2	2	2	2	2	2	
	高知県担当者会議	南国市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		香南市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		香美市	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	
	違反是正事例研究会	南国市					2	2	2	2	2	2	2
		香南市				2	3	2	2	2	2	2	2
		香美市						2	2			1	1
計	南国市	3	4	3	8	5	9	7	10	10	11		
	香南市	5	4	5	7	10	8	8	7	9	7		
	香美市	2	3	7	6	7	9	7	8	7	6		